土地改良区機能強化支援事業実施要領

令和7年4年1日付け6農振第2937号

地 方 農 政 局 長 內 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長 北 海 道 知 事 全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長 株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業の実施については、土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月 1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 水土里ビジョン策定推進対策

- 1 実施地区の承認
- (1) 水土里ビジョン策定推進対策を実施しようとする土地改良区及び土地改良区連合 (以下第2及び第3の1の(1)において「土地改良区等」という。)が、要綱第 3の(1)による承認申請を行うときは、別紙様式第1号の申請書によるものと する。
- (2) 都道府県知事は、要綱第3の(2) による地方農政局長(北海道にあっては農林 水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)、沖縄県にあっては内閣府 沖縄総合事務局長。以下同じ。) との協議に当たっては、(1) の申請書の写しに 次の内容を記載した意見書を添付するものとする。
 - ア 水土里ビジョン策定推進対策の必要性
 - イ 施設管理及び土地改良区等の現状
 - ウ その他特記すべき事項
- 2 水土里ビジョンの策定等
- (1)土地改良区等は、水土里ビジョン(土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の11に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。)を策定するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項について、地域実態調査を実施するものとする。
 - ア 農業水利施設等の管理状況
 - イ 地域の営農、水利用の状況
 - ウ 農業集落組織の状況
 - エ その他必要な事項
- (2) 土地改良区等は、水土里ビジョン策定推進対策を適切に実施するため、必要に応じて、土地改良法第57条の14に規定する協議会が組織されている場合にあっては

当該協議会(当該協議会が組織されていない場合にあっては次に掲げる者)に対 し、水土里ビジョンの検討状況等について説明を行うとともに、水土里ビジョン 及び(1)の地域実態調査の内容について意見を求めるものとする。

- ア 関係土地改良区等
- イ 関係市町村
- ウ 土地改良区等管理施設と関連する施設の管理者
- 工 関係農業団体
- オ その他必要な者
- (3) 土地改良区等は、都道府県の指導の下に、地域の関係者と調整を図りつつ、水土 里ビジョンを策定するものとする。
- 3 助成

水土里ビジョン策定推進対策については、水土里ビジョンの策定、水土里ビジョ ンの策定に必要な調査並びに関係者との協議及び調整に要する経費に対し、1地区 (水土里ビジョンの区域) 当たり300万円を上限として助成するものとする。

4 実施期間

水土里ビジョン策定推進対策は、原則として1年間で実施するものとする。ただ し、水土里ビジョンの対象とする施設や関係市町村その他の関係者が多数に上る場 合などの事情により、これにより難い場合は、この限りではない。

第3 統合整備強化対策

- 1 土地改良区、市町村又は都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」と いう。) (市町村又は地方連合会は(1)を除く。)が行う統合再編整備事業 (1) 統合整備
 - ア 統合整備実施地区の承認
 - (ア) 統合整備を実施しようとする土地改良区等が要綱第4の1の(1)のウの (イ) のbの(a) による承認申請を行うときは、別紙様式第2号の申請書に よるものとする。
 - (イ) 都道府県知事は、要綱第4の1の(1)のウの(イ)のbの(b)による地 方農政局長との協議に当たっては、(ア)の申請書の写しに次の内容を記載し た意見書を添付するものとする。
 - a 統合整備の必要性(統合整備基本計画等の位置付け等)
 - b 組織運営の現状と計画見通し
 - c その他特記すべき事項
 - イ 統合整備協議会の構成等
 - (ア) 要綱第4の1の(1)のウの(ア)の統合整備協議会は、地区の実情を勘案 し、おおむね次により構成するものとする。

a 都道府県の職員

若干名

b 関係市町村の職員

1市町村当たり1名

c 関係農業団体の役職員

若干名

d 関係土地改良区等の役職員 1土地改良区等当たり3名

その他学識経験者及び債権者等

若干名

- (イ) 統合整備協議会は、地区の実情に応じて要綱第4の1の(1)のウの(イ) のbの(a)の承認を受けた土地改良区等が適宜開催するものとし、おおむね 次の順序及び協議事項等により開催し、関係土地改良区等が共同して樹立する 統合整備計画について積極的な検討と指導を行うものとする。
 - a I型地区及びII型地区

- (a) 第1年度 1回目 統合整備推進上の問題点の把握及び処理方針の検討
 - 2回目 同上
 - 3回目 統合整備計画の策定方針の検討
 - 4回目 関係土地改良区等による統合整備計画の概要案の提示
- (b) 第2年度 1回目 統合整備計画の概要案の検討
 - 2回目 同上
 - 3回目 統合整備計画の概要案に対する市町村、関係農業団 体の意見の提示及びその調整
 - 4回目 同上
- (c) 第3年度 1回目 統合整備計画の概要案の最終取りまとめ
 - 2回目 統合整備計画の概要案の細部計議及び調整
 - 3回目 同上
 - 4回目 統合整備計画の最終調整
- b Ⅲ型地区
- (a) 第1年度 1回目 統合整備計画の策定方針の検討
 - 2回目 関係土地改良区等による統合整備計画の概要案の提示
 - 3回目 統合整備計画の概要案に対する市町村、関係農業団 体の意見の提示及びその調整
 - 4回目 同上
- (b) 第2年度 1回目 統合整備計画の概要案の取りまとめ
 - 2回目 統合整備計画の概要案の細部計議及び調整
 - 3回目 同上
 - 4回目 統合整備計画の最終調整
- ウ 統合整備計画の樹立
- (ア) 関係土地改良区等は、都道府県知事の指導の下に、地区の実態を十分に調査 の上、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ統合整備計画を樹立する ものとする。
- (イ) 統合整備計画の樹立に係る調査の実施
 - (ア)の統合整備計画を樹立するために行う実態調査は、おおむね次によるものとする。
 - a 賦課基準調査
 - 関係土地改良区別の賦課基準の設定条件及びその基準と受益関係の照応 状況
 - b 資産関係調査
 - 関係土地改良区別の資産(土地改良施設を除く。)の種類、数量、位置、使用状況並びに評価額及びその基準
 - c 市町村等からの助成状況等調査
 - 市町村、農業協同組合等からの工事費、維持管理費、経常経費等に対する助成金の内容
 - d 施設管理調査
 - (a) 土地改良施設の種類、構造、機能、規模及び設置箇所
 - (b) 管理状況及び管理経費
 - e 農業集落組織調査
 - (a) 農業集落組織の現状

- (b) 農業集落組織による管理施設の種類、構造、規模及び管理内容
- f 末端施設管理調査 末端施設の管理状況及び費用負担
- g 農外利用調査
- (a) 他目的使用に係る施設の種類、構造、規模及び設置箇所
- (b) 他目的使用に係る施設の使用条件及び他目的使用料の徴収状況
- (c) 他目的使用の形態別明細、施設の分布状況、その他管理経費
- h その他調査

組合員、市町村、農業団体等の意識及び要望等に関する調査

- (ウ) I型地区及びⅡ型地区における統合整備計画
 - a I型地区及びⅡ型地区における統合整備計画には、次の事項を定めるものとする。
 - (a) 統合整備に関する基本的事項
 - ① 合併又は土地改良区連合の設立(所属土地改良区の数の増加を含む。 以下同じ。)の方法、時期その他当該合併又は土地改良区連合の設立の 推進に関する事項
 - ② 定款及び諸規程類の調整に関する事項
 - ③ 経費の賦課基準の調整に関する事項
 - ④ 役員の定数に関する事項
 - ⑤ 組織及び運営に関する事項
 - ⑥ 借入金の償還に関する事項
 - ⑦ 財産の調整に関する事項
 - ⑧ その他必要な事項
 - (b) 土地改良施設の維持管理に関する事項(施設管理の再編計画、施設の年 次別整備計画(5か年程度)等)
 - (c) 合併後の土地改良区の事業計画等又は土地改良区連合の事業の実施に関する計画等に関する事項
 - ① 土地改良事業の実施に関する事項(土地改良事業の内容、実施地域、 規模、実施主体、実施時期等)
 - ② 土地改良区連合において土地改良事業以外の事業又は事務を実施する場合は、当該事業又は事務に関する事項(事業又は事務の内容、実施の方法、実施時期等)
 - ③ 土地改良施設の利活用等に関する事項(利活用の可能性、利活用する 施設とその管理運営方法、内容及び実施方法、市町村への移管計画、特 定受益者負担の計画等)
 - ④ その他土地改良区の活性化を図るために必要な事項
 - b I型地区及びII型地区における統合整備計画には、aに定める事項のほか、土地改良区の実態に応じ次に掲げる事項等必要な事項を定めることができるものとする。
 - (a) 地区内の水田転作の実施と土地改良区の運営との調整に関する事項(土地改良施設の管理方法、賦課基準の調整方法、市町村との調整方法等)
 - (b) 市町村の農業振興地域整備計画その他の農業関係計画と地区内の土地改 良事業との調整に関する事項(調整体制の整備、連携強化の方法等)
- (エ) Ⅲ型地区における統合整備計画
 - a Ⅲ型地区における統合整備計画には、次の事項を定めるものとする。
 - (a) 合併又は土地改良区連合の設立の場合

(ウ) のaの(a) 及び(b) に掲げる事項

- (b) 合同事務所の設置の場合
 - ① 合同事務所の設置の方法、時期その他当該合同事務所の設置の推進に関する事項
 - ② 合同事務所の組織及び運営に関する事項
 - ③ 財産の調整に関する事項
 - ④ その他必要な事項
- b Ⅲ型地区における統合整備計画には、a の事項のほか、次に掲げる事項の うち必要なものを定めることができるものとする。
- (a) 地区内の土地改良事業の実施に関する事項
- (b) 土地改良施設の利活用等に関する事項
- (c) 地区内の水田転作の実施と土地改良区の運営との調整に関する事項
- (d) 市町村の農業振興地域整備計画その他の農業関係計画と地区内の土地改 良事業との調整に関する事項
- (e) その他土地改良区の活性化を図るために必要な事項

工 附带施設整備

統合整備を実施する土地改良区等は、統合整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備(合同事務所の設置の場合を除く。)

土地改良区等の施設管理水準の向上のための整備補修、維持管理の効率化・省力化に資する施設改善及び事故等の未然防止を図る安全施設の設置に係るもので、これに要する経費が、統合整備後の土地改良区等の地区面積に250万円/100ha(1,000ha以降は100万円/100ha)を乗じた額(1万円未満を切り捨てるものとする。)以下のものとする。

(イ)業務運営合理化施設整備

土地改良区等の業務運営及び会計・経理体制の整備等を図るために必要となる別表1に掲げる事務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が次に掲げる金額以下のものとする。

a I型地区の合併又は土地改良区連合の設立 300万円

b Ⅱ型地区の合併又は土地改良区連合の設立 100万円

c Ⅲ型地区の合併又は土地改良区連合の設立 70万円

d Ⅲ型地区の合同事務所の設置 25.8万円

(ウ) 管理施設情報電子化整備(合同事務所の設置の場合を除く。)

合併後又は土地改良区連合の設立後の土地改良施設の効率的な管理を行うために必要となる当該施設に関する図面その他の情報の電子媒体への変換又は当該情報に関するデータベースの作成及び電子化され、又はデータベース化された情報と地図情報とが一体となった管理情報システムの整備に係るもので、これに要する経費が1,000万円以下のものとする。

才 実施期間

I型地区及びII型地区の統合整備は原則として3年間、III型地区の統合整備は原則として2年間で実施するものとする。また、附帯施設整備については、原則としてイの統合整備計画を樹立した年度の翌々年度までに限り実施することができるものとする。ただし、毎年度予算の範囲内で補助していることにより、これにより難い場合は、この限りではない。

カー成果の活用

都道府県知事は、統合整備協議会による統合整備の推進状況及び統合整備実施

の成果を広報するとともに、統合整備を必要とする他の地域の啓発及び指導に際 し、その成果の活用を図るものとする。

(2) 管理再編整備

- ア 管理再編整備実施地区の承認
- (ア)要綱第4の1の(2)の管理再編整備を実施しようとする土地改良区、市町村又は地方連合会が要綱第4の1の(2)のイによる承認申請を行うときは、別紙様式第3号の申請書によるものとする。
- (イ) 都道府県知事は、要綱第4の1の(2)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、(ア)の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。
 - a 管理再編整備の必要性
 - b 施設管理、集落管理組織の現状及び見通し
 - c その他特記すべき事項
- イ 管理再編整備計画の策定
- (ア)要綱第4の1の(2)のイの都道府県知事の承認を受けた者(以下「管理再編実施主体」という。)は、管理再編整備の対象とする土地改良区(以下「管理再編対象土地改良区」という。)について、地区内又は隣接地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況及び農業者の意向を的確に把握するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項を選択して、地域実態調査を実施するものとする。
 - a 土地改良区管理施設に関する調査
 - b 営農状況に関する調査
 - c 農業集落組織の現状に関する調査
 - d 水利用の実態に関する調査
 - e 末端施設の管理状況に関する調査
 - f 周辺地域の施設管理状況に関する調査
 - g 農業用用排水路等の農外利用に関する調査
 - h 農業用用排水路等の利用調整に関する調査
 - i 組合員の意識、市町村及び農業団体の要望等に関する調査
 - j その他
- (イ)管理再編実施主体は、都道府県の指導の下に、管理再編対象土地改良区、関係市町村及び関係農業団体と調整を図りつつ管理再編整備計画を樹立するものとする。
- (ウ) 管理再編整備計画には、次の事項を定めるものとする。
 - a 施設管理再編計画

集落管理機能の低下、隣接地域の取込み等に伴う施設管理の再編を行うため、維持管理の方法、施設操作、水配分計画、管理費用の負担等について、次に掲げる事項を内容とする地域の現状に即した施設管理の再編計画を作成するものとする。

- (a) 施設管理の再編の基本方向
- (b) 施設管理の現状
- (c) 施設管理に関する計画
- (d) 施設整備に関する計画
- (e) 関係機関との調整に関する計画
- (f) その他必要な事項
- b 管理組織再編計画

施設管理再編計画及び水利用の実態に即した管理体制の整備、下部組織の再編等について、次に掲げる事項を内容とする管理組織の再編計画を作成するものとする。

- (a) 管理組織の現状
- (b) 管理体制の整備に関する計画
- (c)下部組織の再編に関する計画
- (d) その他必要な事項
- ウ 管理再編整備検討委員会の設置
- (ア)管理再編実施主体は、次に掲げる者をもって構成する管理再編整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置するものとする。

a 都道府県の職員1名b 市町村の職員2名c 地方連合会の役職員1名d 管理再編対象土地改良区の役職員2名e 関係農業団体の役職員若干名f 学識経験者その他必要な者若干名

- (イ)検討委員会は、おおむね次に掲げる順序及び検討事項等により開催するものとする。
 - a 第1年度 1回目 地域実態調査の方法、内容の検討

2回目 地域実態調査の実施結果の検討及び管理再編整備計画 策定方針の検討

- b 第2年度 1回目 管理再編整備計画の細部検討 2回目 管理再編整備計画の最終調整
- (ウ)管理再編実施主体は、地域実態調査の実施及び管理再編整備計画の策定に当たっては、検討委員会の意見を求めるものとする。
- (エ)検討委員会は、(ウ)により意見を求められたときは、地域における施設管理の状況、集落管理組織の活動状況等の実情を踏まえ、持続可能な管理体制の確立に資するよう積極的に検討を行い、意見を述べるものとする。
- 工 附帯施設整備

管理再編実施主体は、管理再編整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備

土地改良施設の小規模な改修、整備補修及び安全施設としてのフェンス等の設置に係るもので、これに要する経費が200万円以下のものとする。

(イ)業務運営合理化施設整備

土地改良施設の維持管理の改善等を図るために必要となる別表1に掲げる 業務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が100万円以下のものとす る。

才 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

- (3) 土地利用再編整備
 - ア 土地利用再編整備実施地区の承認
 - (ア) 要綱第4の1の(3)の土地利用再編整備を実施しようとする土地改良区、 市町村又は地方連合会が要綱第4の1の(3)のイによる承認申請を行うとき は、別紙様式第4号の申請書によるものとする。
 - (イ) 都道府県知事は、要綱第4の1の(3)のウによる地方農政局長との協議に

当たっては、(ア)の申請書の写しに次の内容を記載した意見書を添付するものとする。

- a 土地利用再編整備の必要性
- b 施設管理、集落管理組織の現状及び見通し
- c その他特記すべき事項
- イ 土地利用再編整備計画の策定
- (ア)要綱第4の1の(3)のイの都道府県知事の承認を受けた者(以下「再編実施主体」という。)は、土地利用再編整備の対象とする土地改良区(以下「再編対象土地改良区」という。)について、施設管理の状況、集落管理組織の活動状況及び農業者の意向を的確に把握するため、次に掲げるものの中から地域の実情に応じて必要となる事項を選択して、地域実態調査を実施するものとする。
 - a 土地改良区管理施設に関する調査
 - b 営農状況に関する調査
 - c 農業集落組織の現状に関する調査
 - d 水利用の実態に関する調査
 - e 末端施設の管理状況に関する調査
 - f 農業用用排水路等の農外利用に関する調査
 - g 農業用用排水路等の利用調整に関する調査
 - h 組合員の意識、市町村及び農業団体の要望等に関する調査
 - i その他
- (イ) 再編実施主体は、都道府県の指導の下、再編対象土地改良区、関係市町村及 び関係農業団体と調整を図りつつ、土地利用再編整備計画を樹立するものとす る。
- (ウ) 土地利用再編整備計画には、次の事項を定めるものとする。
 - a 土地利用再編計画

土地利用の変化等に伴う施設管理の再編を行うため、維持管理の方法、施設操作、水配分計画等について、次に掲げる事項を内容とする地域の現状に即した施設管理の再編計画を作成するものとする。

- (a) 施設管理の再編の基本方向
- (b) 施設管理の現状
- (c) 施設管理に関する計画
- (d) 施設整備に関する計画
- (e) 関係機関との調整に関する計画
- (f) その他必要な事項
- b 管理組織再編計画

施設管理再編計画及び水利用の実態に即した管理体制の整備、下部組織の再編等について、次に掲げる事項を内容とする管理組織の再編計画を作成するものとする。

- (a) 管理組織の現状
- (b) 管理体制の整備に関する計画
- (c)下部組織の再編に関する計画
- (d) その他必要な事項
- ウ 土地利用再編整備検討委員会の設置
- (ア) 再編実施主体は、次に掲げる者をもって構成する土地利用再編整備検討委員会(以下「再編検討委員会」という。) を設置するものとする。

a 都道府県の職員 1名 b 市町村の職員 1名 c 地方連合会の役職員 1名 d 土地改良区の役職員 1名 e 関係農業団体の役職員 若干名 f 学識経験者その他必要な者 若干名

- (イ) 再編検討委員会は、おおむね次に掲げる順序及び検討事項等により開催する ものとする。
 - 第1年度 1回目 地域実態調査の方法、内容の検討

2回目 地域実態調査の実施結果の検討及び土地利用再編整備 計画策定方針の検討

- 第2年度 1回目 土地利用再編整備計画の細部検討 2回目 土地利用再編整備計画の最終調整
- (ウ) 再編実施主体は、地域実態調査の実施及び土地利用再編整備計画の策定に当 たっては、再編検討委員会の意見を求めるものとする。
- (エ) 再編検討委員会は、(ウ) により意見を求められたときは、地域における施 設管理の状況、集落管理組織の活動状況等の実情を踏まえ、適正な土地利用再 編整備に資するよう積極的に検討を行い、意見を述べるものとする。
- 工 附带施設整備

再編実施主体は、土地利用再編整備の実施に伴い必要となる次の附帯施設整備 を行うことができるものとする。

(ア) 水管理等施設整備

土地改良施設の小規模な改修、整備補修及び安全施設としてのフェンス等 の設置に係るもので、これに要する経費が200万円以下のものとする。

(イ)業務運営合理化施設整備

土地改良施設の維持管理の改善等を図るために必要となる別表1に掲げる 業務機器等の整備に係るもので、これに要する経費が100万円以下のものとす る。

才 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

- 都道府県が行う統合整備重点指導地区に対する指導
- (1) 統合整備重点指導地区の選定

都道府県が、要綱第4の2の(3)のアによる協議を行うときは、別紙様式第5 号の調書を添付するものとする。

(2) 統合整備推進委員会の構成等

ア 要綱第4の2の(1)のアの統合整備推進委員会は、おおむね次により構成す るものとする。

(ア) 都道府県の職員

2名

(イ) 関係市町村の職員

1市町村当たり1名

(ウ) 関係農業団体の役職員

若干名

(エ) 関係土地改良区等の職員 1土地改良区当たり2名

(オ) 学識経験者その他必要な者

若干名

- イ 統合整備推進委員会は、おおむね次の順序及び検討事項等により開催するもの とする。
- (ア) 第1年度 1回目 統合整備推進上の課題及び地域実態調査の方法等の検討 2回目 地域実態調査結果の検討及び統合整備推進計画の策定

方針の検討

- (イ)第2年度 1回目 統合整備推進計画の検討 2回目 統合整備推進計画の最終調整
- (3) 統合整備推進計画の策定

ア 要綱第4の2の(1)のイの統合整備推進計画は、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 関係土地改良区の現状
- (イ) 統合整備推進の支障となっている課題とその対応方策
- (ウ) 統合整備重点指導地区への指導方針
- イ 都道府県は関係土地改良区と協力し、統合整備推進計画を策定するため、次の 事項について、地域実態調査等を実施するものとする。
 - (ア) 組織運営体制の実態調査

賦課基準、資産関係、市町村等からの助成状況の調査等

(イ) 施設管理体制の実態調査

施設の管理、農業集落組織の現状、農外利用の状況の調査等

(ウ) その他必要な調査等

組合員等の意識及び要望等に関する調査、統合整備の必要性、メリット等 の啓発普及等

(4) 実施期間

原則として2年間で実施するものとする。

第4 施設管理、運営改善対策

1 施設・財務管理強化対策

地方連合会が行う施設・財務管理強化対策は以下のとおりとする。

(1) 管理運営体制強化委員会の設置

要綱第5の1の(1)により設置する管理運営体制強化委員会の構成は、おおむね次によるものとする。

ただし、要綱第5の1の(4)に掲げる事業を実施しない場合はウ及びオについて、要綱第5の1の(5)に掲げる事業を実施しない場合はカについて、除くことができるものとする。

なお、イの職員のうち1名は、原則として土地改良施設に関する専門的知識を有する者とする。

ア国の職員1名イ都道府県の職員2名ウ市町村の職員2名エ地方連合会の役職員2名オ土地改良区の役職員3名

カ 株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下同 じ。)の職員 1名

キ 学識経験者その他必要な者 若干名

(2) 土地改良施設の診断・管理指導

要綱第5の1の(2)の土地改良施設の診断・管理指導は、管理運営体制強化委員会の検討結果を基に、土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画を作成の上、おおむね次により実施するものとする。

ア 管理専門指導員の配置

地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導を実施する場合は、次に掲げる

者を管理専門指導員として配置するものとする。

- (ア) 地方連合会の職員
- (イ) 必要に応じ、委嘱による臨時的管理専門指導員
- イ 定期的に実施する土地改良施設の診断・管理指導

定期的に実施する土地改良施設の診断・管理指導(以下「定期診断指導」という。)の対象施設は、ダム(ため池を含む。)、頭首工、揚水機場その他の農業 水利施設であって、都道府県内の土地改良施設の数及び地方連合会の執行体制等 を勘案の上、地方連合会が定めるものとする。

ウ 土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理 指導

土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理 指導(以下「要請診断指導」という。)の対象施設は、イの定期診断指導の対象 施設以外であって、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改 良施設とする。

- エ 地方連合会における土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画の策定 地方連合会は、業務の効率的な実施を図るため、毎年度業務実施計画を策定す るものとする。
 - (ア) 定期診断指導対象施設調書の作成

地方連合会は、業務実施計画における定期診断指導の計画策定上の基礎資料として、土地改良区等からの申告及び自らの調査を基に、別紙様式第6号の例に準じ、定期診断指導対象施設調書を策定するものとする。

(イ) 業務実施計画の策定

土地改良施設診断・管理指導の業務実施計画には、少なくとも次の事項を 定めるものとする。

- a 定期診断指導については、その対象とする土地改良施設の種目及び当該診 断・管理指導の時期
- b 要請診断指導については、当該診断・管理指導は土地改良区等から別紙様 式第7号の例により書面で要請のあったものについて速やかに行う旨及び 当該診断・管理指導の対象施設の種目等の範囲を限る場合にあっては、そ の範囲
- オ 地方連合会及び管理専門指導員の業務

地方連合会及び管理専門指導員は、おおむね次により土地改良施設の診断・管理指導等を行うものとする。

- (ア) 管理専門指導員は、定期診断指導の対象施設について、業務実施計画に定められたところに従い、診断・管理指導を行うものとする。
- (イ) 地方連合会は、(ア) により診断・管理指導を行うに当たっては、あらかじめ診断・管理指導の期日を土地改良区等に通知し、その診断・管理指導に際しては、相手方の管理担当者を立ち合わせるものとする。
- (ウ)管理専門指導員は、診断を了した場合には、別紙様式第8号の例及び別添によりその診断結果調書を2部作成し、1部を該当する土地改良区等に交付するとともに、必要な助言・管理指導を行うものとする。
- (エ) 地方連合会及び管理専門指導員は、要請診断指導の対象施設について土地改良区等から診断・管理指導の申込があったときは、定期診断指導に支障のない限り、これに応ずるものとし、上記(ア)、(イ)及び(ウ)に準じて診断・管理指導を行うものとする。
- (3) 土地改良区の経営診断・改善指導

要綱第5の1の(3)の土地改良区の経営診断・改善指導については、おおむね次により実施するものとする。

ア 経営診断・改善指導計画の策定

地方連合会は、土地改良区等の水土里ビジョン策定に関する意向や地方連合会の指導体制等を考慮して、(1)の管理運営体制強化委員会において、土地改良区等に対する経営診断・改善指導計画を策定するものとする。

イ 経営診断・改善指導の実施等

地方連合会は、アの経営診断・改善指導計画に基づき、土地改良区等に対し、 おおむね次により指導(オンライン等による指導を含む。)を行うものとする。 なお、当該指導内容については経営診断・改善指導概要(別紙様式第9号)に記 録するものとする。

(ア) 経営診断

決算関係書類等により土地改良区の経営状況を分析し、運営効率化対策 や、円滑な施設更新のための検討・助言等を行う。

(イ) 改善指導

土地改良施設等の適切な保全・更新に向けて、地域の実情を踏まえた効率的な維持管理方法、新たな収入確保対策、施設の保全体制の確立に向けた民間企業等との連携、複式簿記会計の有効活用のための会計経理の課題の解消その他の土地改良区の経営改善に必要な取組に関する調査、分析及びこれに基づく助言等を行う。

- ウ 経営診断・改善指導に要する経費については、それぞれ、1土地改良区又は1 土地改良区連合当たり年間8万円を上限単価として助成するものとする。
- (4) 施設·財務管理強化相談業務

要綱第5の1の(4)の施設・財務管理強化相談業務は、おおむね次により実施するものとする。

ア 相談等実施計画の策定

地方連合会は、おおむね次に掲げる事項を相談等実施計画に定めるものとする。

- (ア) 施設・財務管理強化相談業務の実施に係る基本方針
- (イ) 相談指導員及びその担当部門
- (ウ)業務の範囲及び定期相談日
- (エ) その他必要な事項
- イ 施設・財務管理強化相談業務の実施

地方連合会は、おおむね次により施設・財務管理強化相談業務を実施するものとする。

- (ア) 地方連合会は、定期相談日として、毎月1日以上の一定の相談日を設け対応 するものとする。
- (イ)相談の依頼人は、原則として、別紙様式第10号の例によりあらかじめ地方連合会に申し込むものとする。
- (ウ) (イ) の申込みがあったときは、要綱第5の1の(4) のアの相談指導員が これを処理するものとする。

なお、相談指導員は必要に応じて現地指導を行うものとする。

ウ 専門家の委嘱

地方連合会は、イによる施設・財務管理強化相談業務のほか、近年の複雑化・ 高度化する相談等に的確に対応するため、弁護士、公認会計士等に相談業務を委 嘱することができるものとする。

(5) 非補助土地改良事業推進支援

要綱第5の1の(5)の非補助土地改良事業推進支援については、おおむね次により実施するものとする。なお、実施に際しては地方農政局(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局)、都道府県及び株式会社日本政策金融公庫の支援を得るなど、効果的な実施を図るものとする。

ア 非補助土地改良事業推進計画の策定

- (ア)要綱第5の1の(5)のアの非補助土地改良事業推進計画の策定に当たっては、(1)の管理運営体制強化委員会により、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
 - a 非補助土地改良事業における資金需要の動向及び要因分析
 - b 管内における非補助農業基盤整備資金の融資目標額
 - c 融資目標を達成するために実施する推進指導活動の方針等
- (イ)地方連合会は、(ア)の検討結果を非補助土地改良事業推進計画書(別紙様式第11号)に取りまとめ、速やかに地方農政局長に提出するものとする。
- (ウ) 地方農政局長は、管内地方連合会への指導方針を非補助土地改良事業推進指導概要書(別紙様式第12号)に取りまとめ、地方連合会から提出された別紙様式第11号の写しを添付の上、速やかに農村振興局長に提出するものとする。

イ 推進指導活動の実施

- (ア) 現地における推進指導については、非補助土地改良事業との一体的な実施による事業効果の早期発現の観点から、原則として国営土地改良事業地区及び都道府県営土地改良事業地区に所在する土地改良区の中から抽出の上、行うものとする。
- (イ) 地方連合会は、非補助土地改良事業に係る情報を広報誌等に掲載するなど、 広く周知に努めるものとする。

2 受益農地管理強化対策

(1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体(以下「公募団体」という。)が行う要綱第5の2の(1)の受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

ア 財産管理制度等活用推進委員会の設置

- (ア)公募団体は、国及び地方公共団体の職員、公募団体、地方連合会及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する財産管理制度等活用推進委員会を設置するものとする。
- (イ)財産管理制度等活用推進委員会は、イにより実施する調査の項目、ウにより 実施する財産管理制度等活用マニュアル(土地改良区体制強化事業実施要領(平 成28年4月1日付け27農振第2430号)の規定により作成された財産管理制度等活 用マニュアルをいう。以下同じ。)の改訂の内容及びエにより実施する普及・啓 発の検討を行うものとする。

イ 財産管理制度等活用実態調査

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支 障が生じている地区等を対象に、おおむね次の事項について調査を行うものとす る。

- (ア) 所有者不明農地等が存在することにより生じている支障の内容
- (イ) 財産管理制度等の活用上の課題と対応方策
- (ウ) 財産管理制度等を活用して土地の所有者を特定した事例
- (エ) 財産管理制度等以外の手法で換地処分の促進が図られた事例

ウ 財産管理制度等活用マニュアルの改訂

イの調査結果を基に、財産管理制度等活用マニュアルの改訂を行うものとする。

エ 財産管理制度等の普及・啓発指導

財産管理制度等活用マニュアルを活用し、財産管理制度等の普及・啓発を行うとともに、必要に応じて、地方農政局等のブロック単位に、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度等の説明会を行うものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。また、地方連合会が行う財産管理制度等の活用に関する指導について、地方連合会からの要請に応じて助言等を行うものとする。

(2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

要綱第5の2の(2)の地方連合会が行う受益農地管理強化対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

ア 受益農地管理強化委員会の設置等

要綱第5の2の(2)のアにより設置する受益農地管理強化委員会の構成は、おおむね次によるものとする。

(ア) 国(地方農政局、地方法務局等) の職員	2名
(イ) 都道府県の職員	1名
(ウ) 地方連合会の役職員	2名
(エ) 地元団体(市町村、土地改良区等)の役職員	3名
(才) 土地改良換地士	1名
(カ) 司法書士又は弁護士	1名
(キ) 学識経験者その他必要な者	若干名

イ 換地選定に関する指導

要綱第5の2の(2)のイの換地選定に関する指導は、換地事務の技術的指導 及び助言を行う地方連合会の職員(以下「換地専門指導員」という。)により、 おおむね次により行うものとする。

- (ア) 換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地 委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選 定の指導を行うものとする。
- (イ) (ア) の地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区 を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行うものとする。
- ウ 換地処分未了地区等の解消に関する指導

要綱第5の2の(2)のウの換地処分未了地区等の解消に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

(ア) 換地処分未了地区等指導台帳の作成

地方連合会の調査又は土地改良事業の実施主体からの申出等に基づき、事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区(以下「換地処分未了地区等」という。)の状況を把握し、概要等を整理した台帳(別紙様式第13号)を作成するものとする。

- (イ) 換地処分未了地区等に対する指導方針の策定及び指導等
 - a 受益農地管理強化委員会において換地処分未了地区等の解消方法を検討し、指導方針を策定するものとする。なお、高度化、複雑化している案件は、必要に応じて要綱第6の1の(4)の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。
 - b 換地専門指導員は、受益農地管理強化委員会における指導計画等に基づ

き、当該地区に対する指導を行い、その結果を受益農地管理強化委員会に 報告するものとする。

エ 財産管理制度等の活用に関する指導

要綱第5の2の(2)の工の財産管理制度等の活用に関する指導は、おおむね次により行うものとする。なお、必要に応じて、要綱第5の2の(1)の事業を行う公募団体に助言等を求めることができるものとする。

(ア) 制度の普及・啓発

換地専門指導員は、第4の2の(2)のウにおける換地処分未了地区等又は土地改良事業の実施地区のうち、財産管理制度等を活用することにより換地業務又は土地改良事業の促進を図ることが可能となる地区等に対して、財産管理制度等の普及・啓発を行うものとする。

(イ) 指導方針の策定

受益農地管理強化委員会において、財産管理制度等の活用が有効とされる 地区等について、所有者不明農地等の数、態様及び権利者会議の実施時期等を 勘案した上で、制度活用に向けた指導方針を策定するものとする。

(ウ)制度活用指導

換地専門指導員は、受益農地管理強化委員会における指導方針に基づき、 財産管理制度等を活用しようとする地区について、制度の手続に必要となる書 類の作成に関する助言・指導を行うものとする。また、必要に応じて、財産管 理人となる候補者のあっせん又は仲介等を行うものとする。

オ 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

要綱第5の2の(2)のオの交換分合等による農用地の利用集積に関する指導は、おおむね次により行うものとする。

(ア) 交換分合推進対策

要綱第5の2の(2)のオの(ア)の助言・指導は次の事項について行う ものとする。なお、地方連合会は、これらの助言・指導について、都道府県知 事が適当と認めた者にその一部を行わせることができるものとする。

- a 交換分合計画書及び交換分合登記申請書の作成に関すること。
- b 交換分合計画に係る土地の評価及び清算に関すること。
- c 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定されるもの。)が策定された区域内の土地における貸し手・借り手間の調整に関すること。
- d 耕作の目的に供されていない又はそれが見込まれる農用地の処理対策等に 関すること。
- e 新たに交換分合の実施を予定する地区に対する制度啓発に関すること。
- f その他交換分合の実施に関すること。

(イ)農用地利用集積推進対策

a 農用地利用集積推進対策会議の構成

要綱第5の2の(2)のオの(イ)のaにより設置する農用地利用集積 推進対策会議(以下「利用集積推進会議」という。)の構成はおおむね次 によるものとする。

- (a) 都道府県の職員
- (b) 市町村の職員
- (c) 都道府県農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。)の役職員

- (d)農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定に基づき指定されるものをいう。)の役職員
- (e) 地元団体(土地改良区等)の役職員
- (f) 地方連合会の役職員
- (g) 学識経験者その他必要な者
- b 利用集積を推進すべき地区の選定
- (a) 農用地利用集積推進対策の対象地区は、農地整備等基盤整備事業の完了 地区であって利用集積を予定している又はその必要性の高い地区とする ものとする。
- (b) 利用集積推進会議は、地方連合会が実施する実態把握調査等の結果を基 に、利用集積を推進すべき地区(以下「推進地区」という。) を選定す るものとする。
- c 地方連合会による技術的指導等
- (a) 換地専門指導員は、推進地区の利用集積の状況及び利用集積を推進する 上で課題となっている事項等について、関係土地改良区及び関係農家等 から聴き取り調査を行い、利用集積推進会議に提出するものとする。
- (b) 利用集積推進会議は、利用集積を推進する上で課題となっている事項等 について、その解決策の検討及び整理を行い、推進地区の指導方針を策 定するものとする。
- (c) 換地専門指導員は、利用集積推進会議で策定された指導方針に基づき、 推進地区に関係する土地改良区等と協議・調整を図りつつ、当該土地改 良区等が行う土地利用調整活動に対して技術的指導及び助言を行うもの とする。
- d 指導結果の報告等
- (a) 地方連合会は、cの(c) の推進地区に対する換地専門指導員の指導結果を利用集積推進会議に報告するものとする。
- (b) 利用集積推進会議は、報告された指導結果を検証し、今後の指導方針の 再検討等を行うとともに、報告された事例の整理を行い、利用集積の推 進に関する情報として土地改良区等に提供するものとする。
- e 推進地区調書の作成 地方連合会は、推進地区に関する地区調書(別紙様式第14号)を作成 し、推進地区における土地利用調整の推進に活用するものとする。
- (3) 土地改良区が行う受益農地管理強化対策
 - ア 要綱第5の2の(3)の土地改良区が行う受益農地管理強化対策は、土地改良 区において別紙様式第15号の所有者不明農地等の解消に向けた計画を作成した上 で、おおむね次のとおり行うものとする。なお、必要に応じて、地方連合会に助 言等を求めることができるものとする。
 - (ア) 所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用する場合
 - a 所在等不明共有者であることを証明するために必要な調査
 - b 当該制度の活用に当たっての他の共有者との各種調整
 - c その他当該制度の活用に当たり必要な調査・調整
 - (イ) 所有者不明土地管理制度を活用する場合
 - a 所有者不明土地であることを証明するために必要な調査
 - b 地方裁判所への所有者不明土地管理人の選任の申立て及びこれを行うに当 たり必要な各種事前調整
 - c 選任された所有者不明土地管理人との各種調整

- d その他当該制度の活用に当たり必要な調査・調整(地方裁判所への予納金の納付及び追納を含む。)
- イ アの(イ)を行う土地改良区は、所有者不明土地管理命令(以下「管理命令」という。)を申し立てた年度中に管理命令の取消が行われなかった所有者不明土地管理人がいる場合、管理命令の抹消登記がされ、予納金の精算が行われるまでの間、要綱第11の1により都道府県知事に実施結果を毎年度報告するものとする。

また、管理命令の抹消登記がされ、予納金の精算が行われたときは、上記にかかわらず、遅滞なく別紙様式第16号により都道府県知事に報告するものとする。

ウ 都道府県知事は、イにより管理命令の抹消登記がされ、予納金の精算が行われたことを確認した場合は、遅滞なく別紙様式第17号により地方農政局長に報告し、予納金の返還があった場合は、その国庫補助金相当額を返還するものとする。

第5 研修・人材育成

- 1 公募団体が行う研修・人材育成
- (1) 土地改良区運営基盤強化推進研修

公募団体が実施する要綱第6の1の(1)の土地改良区運営基盤強化推進研修は、おおむね次の事項について実施するものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。

なお、イについては、新規担当者向けの基礎的な内容と、実務担当者向けの実務的な内容に分けて実施するものとする。

ア 統合整備の推進について

- (ア) 合併協議の体制構築・進め方について
- (イ) 合併推進に係る諸課題・懸案事項への対応について
 - a 組織運営に係る課題等
 - b 施設管理に関する課題等
- (ウ) 合併事例の検証・検討
- (エ) 合併後における諸課題・懸案事項解消への取組について
- (オ) 合併の推進に資する滞納処分の実施について
- イ 運営基盤強化の推進について
- (ア) 土地改良区の現状と課題について
- (イ) 土地改良区の業務運営及び会計経理について
- (ウ) 経営収支の健全化に資する取組について
- (エ) 計画的な更新のための資金調達(更新積立等) について
- (オ) 地域の関係者との連携について
- ウその他
- (2) 施設管理研修
 - ア 管理専門指導員研修

要綱第6の1の(2)のアの管理専門指導員等の資質向上を図るための研修については、おおむね次の事項について実施するものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。

- (ア) 土地改良施設管理概論
- (イ) 農業水利施設のストックマネジメント概論
- (ウ) 農業水利施設の機能診断概論
- (エ) 農業水利施設の安全管理関係

(オ) その他

イ 土地改良施設の整備補修事例検討会

要綱第6の1の(2)のイの土地改良施設の整備補修事例検討会(以下「検討会」という。)は、おおむね次により実施するものとする。

- (ア)全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で検討会を開催するものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。ただし、北海道にあっては東北農政局ブロック、沖縄県にあっては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。
- (イ)検討会においては、要綱第5の1の(2)のイの土地改良施設の診断・管理 指導を行う地方連合会の管理専門指導員が診断・管理指導した事例(1県当た り1から2事例程度選定)のうちから、診断・管理指導の技術の共有化を図る べきものについて2事例程度を選定するものとする。
- (ウ)検討会は、学識経験者、地方農政局及び都道府県職員並びに地方連合会の管理専門指導員をもって構成するものとする。
- (エ)公募団体は、各ブロックで選定された事例等をとりまとめ、地方連合会の管理専門指導員の技術データとして共有化を図るものとする。
- ウ 小水力等発電技術者育成研修

要綱第6の1の(2)のウの小水力等発電導入の取組を推進するための研修等については、おおむね次により実施するものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。

(ア) 小水力等発電導入に係る指導者育成

土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者 を育成するため、導入に係る調査、設計施工、発電水利権、固定価格買取制度 の動向等について研修を行うものとする。

(イ) 小水力等発電の維持管理に携わる技術者育成

小水力等発電の維持管理に係る技術者を育成するため、発電施設の維持管理・運営、安全管理及び電気技術の向上を図るための機械、電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気理論、電力等について研修を行うものとする。

(ウ) 小水力等発電の会計運営に携わる技術者育成

小水力等発電会計に携わる技術者を育成するため、発電会計の必要性や会 計運営等について研修を行うものとする。

(エ) 現地指導

小水力等発電の導入、維持管理、会計に対する課題を解消するための現地指導を行うものとする。

(3) 会計指導員育成研修

要綱第6の1の(3)の会計指導員育成研修は、おおむね次により実施するものとする。

ア 会計指導員の業務・育成

次に掲げる業務を行う会計指導員を育成するための専門的な研修(試験を含む。)を実施するとともに、当該研修及び試験を修了した者を会計指導員として認定するものとする。

- (ア) 第4の1の(3)の土地改良区の経営診断・改善指導
- (イ) 第4の1の(4) の施設・財務管理強化相談業務
- (ウ) 土地改良区等の指導監査
- (エ) その他、土地改良区等の事業運営の透明化やガバナンスの強化に関する啓発 ・指導

イ 認定要件

- (ア) 会計指導員として認定を受けることができる者は、次のいずれにも該当する 者とする。
 - a ウの会計指導員の育成のための研修(以下「育成研修」という。)を修了 した者
 - b エの会計指導員認定試験(以下「認定試験」という。)に合格した者
- (イ) (ア) の認定期間は、認定日から3年を経過した年度末までとする。ただし、更新を妨げない。
- (ウ) 認定の更新については、(ア)の規定(bを除く。)を準用する。

ウ 育成研修

- (ア)公募団体は、毎年度1回以上、育成研修(eラーニング等を含む。)を実施する。
- (イ) エの(イ)の認定試験の区分に関する事項について、延べ12時間以上の研修を行う。

工 認定試験

- (ア) 公募団体は、ウの育成研修を受講した者を対象に認定試験を実施する。
- (イ) 認定試験は次の区分により行う。
 - a 土地改良区の業務運営及び会計経理 土地改良区の概要、定款・規約等、土地改良区会計の仕組み、賦課金等 の賦課徴収の仕組み等に関する事項
 - b 会計経理に係るガバナンス及びコンプライアンスの強化 土地改良区会計基準(平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省 農村振興局長通知)、土地改良区会計細則例(平成31年2月14日付け30農 振第2939号農林水産省農村振興局長通知)、土地改良区会計指導基準(平 成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知)等に関 する事項
 - c 会計指導・監査 土地改良区における複式簿記会計・指導監査の導入に関する事項
 - d 経営診断・改善指導 土地改良区の経営診断等に関する事項
- オ 会計指導員育成研修の実施
 - (ア) 受講・受験資格

次に掲げる者は、育成研修を受講し、認定試験を受験する資格を有する。

- a 土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)の事業に係る業務の 経験期間が通算して10年以上の者又は連合会の事業に係る業務のうち、監 査事務、会計事務及び予算の調製に関する事務(以下「会計事務等」とい う。)に携わった期間が通算して5年以上の者
- b 土地改良区等の事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は土 地改良区等の事業に係る業務のうち会計事務等に携わった期間が通算して 5年以上の者で、現在は土地改良区等の職員ではない者
- c 国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務の経験期間が通算して10年以上の者又は国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務のうち会計事務等 (検査事務を含む。)に携わった期間が通算して5年以上の者で、現在は 国・地方公共団体の職員ではない者
- d その他 a 、 b 及び c に掲げる者と同等以上の者として、公募団体が農村振 興局長と協議して認めた者

(イ) 受講・受験手続

受講・受験を希望する者は、「受講・受験申込書及び受講・受験票」(別紙様式第18号)に必要事項を記入して、公募団体が定める期日までに、公募団体に提出するものとする。

カ 委員会の設置

- (ア)公募団体は、農林水産省の関係職員、学識経験者等で構成する会計指導員育成研修運営委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- (イ) 公募団体は、毎年度3回以上、委員会を開催する。
- (ウ) 委員会の所掌事項は次に掲げる事項とする。
 - a 育成研修のカリキュラムに関すること
 - b 認定試験問題の作成に関すること
 - c 認定試験結果の審査に関すること
 - d 土地改良区等指導監査の手引に関すること
 - e その他必要事項

キ 認定を受けることができる者の決定

公募団体は、育成研修及び認定試験の結果について、委員会の審査を経た後、 認定を受けることができる者を決定し、別紙様式第19号により農村振興局長に報 告するものとする。

ク 認定証の交付

農村振興局長は、キの報告を受けた後速やかに、合格者に対し、認定証(別紙様式第20号)を交付するものとする。

ケ 地方連合会への届出等

クの認定を受けた会計指導員は、速やかに、別紙様式第21号により、業務を行う都道府県の地方連合会にその旨を届け出るものとする。

コ 打合せ

公募団体は、会計指導員育成研修の実施に当たっては、農村振興局と十分協議の上、実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- (ア) 会計指導員育成研修に関する事務の着手段階
- (イ) 会計指導員育成研修実施段階
- (ウ) 認定試験の合格者の決定段階

サ その他

会計指導員育成研修の実施に関し必要な事項は、公募団体が別に定める。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

要綱第6の1の(4)の換地関係異議紛争処理実務研修は、おおむね次により行うものとする。

- ア 土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図る研修 研修は次により開催し、土地改良換地に関する既往の異議紛争事例等の具体的 事例を活用して実施するものとする。
 - (ア) 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で研修を開催するものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。ただし、北海道にあっては東北農政局ブロック、沖縄県にあっては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。
 - (イ)研修の対象は次のとおりとし、国の職員又は学識経験者等の協力のもと開催するものとする。
 - a 都道府県の職員

- b 地方連合会の役職員
- c 土地改良区等の役職員
- イ 地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等 要綱第6の1の(4)の助言等は、アの土地改良換地に関する異議紛争の未然 防止及び早期解決を図る研修における検討事項等を踏まえ、次の事項について地 方連合会に対し行うものとする。
 - (ア) 地方連合会から提出された換地処分未了地区等の解消に関する指導地区の処理方策
 - (イ) 異議紛争の未然防止に関する事項
- 2 地方連合会が行う研修・人材育成
- (1) 技術実践向上研修

要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修は、土地改良区の役職員等に対して農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識の習得を図ることにより技術力向上に資するものとし、おおむね次により実施するものとする。

ア 研修内容

- (ア) 農業農村整備事業を取り巻く最新の施策動向
- (イ)農業農村整備事業制度関係
- (ウ)維持、管理及び整備関係
 - a 土地改良事業計画設計及び技術基準関係
 - b 施工管理関係
 - c 品質確保関係
 - d 施設管理関係
 - e 十地改良事業積算基準関係
 - f コスト縮減関係
- (エ) 環境対策への取組関係
- (才) 事業管理関係
- (カ) その他
- イ 全国を地方農政局ごとに1ブロックとして、各ブロック単位で開催するものとする (Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。ただし、北海道にあっては東北農政局ブロック、沖縄県にあっては九州農政局ブロックにそれぞれ含めるものとする。

なお、研修実施に当たっては、国、地方公共団体等と協議の上、開催するものとする。

- ウ 要綱第6の2の(1)のイの承認を受けようとする地方連合会は、別紙様式第 22号の承認申請書及び別紙様式第23号の計画概要書を添付の上、都道府県知事に 提出するものとする。
- エ 都道府県知事は、要綱第6の2の(1)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長に提出するものとする。
- オ 地方農政局長は、ウの承認申請書及び計画概要書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第24号により通知するものとする。
- (2) 基幹水利施設保全管理技術向上研修
 - ア 要綱第6の2の(2)の基幹水利施設保全管理技術向上研修は、土地改良区等 の施設管理者(以下「施設管理者」とする。)に対し、次に掲げる事項につい て、指導及び技術援助を行うものとする(Web会議など対面形式以外の形式で

開催することができることとする。)。

- (ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。
- (イ) 施設の機能保全に関すること。
- (ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理・監視に関すること。ただし、リスク 管理については自然災害を念頭においたリスク管理に限るものとする。
- イ アの内容について、現地において指導及び技術援助を行う対象施設は、国営土 地改良事業等で造成され土地改良区等が管理しているダム、頭首工、排水機場、 用水機場等の基幹水利施設であり、公共性の程度、施設操作の難易度、施設規模 及び受益規模を別紙様式第25号の「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定し た評点が、5点以上のダム、頭首工、排水機場、用水機場及びこれと併せて一体 的な管理を行う必要のある水路等とするものとする。
- ウ 本研修の実施に当たっては、対象となる基幹水利施設を管理する施設管理者等と十分協議をした上で、別紙様式第26号の基幹水利施設保全管理技術向上研修実施計画書を作成するものとする。
- エ 地方連合会は、研修の実績等を明らかにした別紙様式第27号に示す業務記録簿 を作成し保管(電磁的記録による保管を含む。)するものとする。
- オ 基幹水利施設保全管理技術向上研修を実施しようとする地方連合会が要綱第6の2の(2)のイの承認を受けようとするときは、計画概要書を添付の上、別紙様式第28号の申請書を提出するものとする。
- カ 都道府県知事は、要綱第6の2の(2)のウによる地方農政局長との協議に当 たっては、オの計画概要書及び申請書を審査の上、これが適当であると認めると きは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。
- キ 地方農政局長はカの申請書及び計画概要書を審査の上、本事業を実施すること が適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第29号により通 知するものとする。

(3) 監査実務等向上研修

要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修は、土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等に対し、おおむね次により実施するものとする。

ア 研修内容

- (ア) 監査・内部点検実務
- (イ) 非補助土地改良事業活用実務
- (ウ) 取組事例紹介、実務演習等
- イ 研修の期間は、1日程度とする。
- ウ 地方連合会ごとに年1回程度開催する (Web会議など対面形式以外の形式で 開催することができることとする。)。

なお、研修実施に当たっては、地方農政局(北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。)及び都道府県と協議の上、開催するものとする。

(4) 換地等技術向上研修

- ア 要綱第6の2の(4)の研修のうち、換地事務に関する研修は、おおむね次により実施するものとする。
 - (ア)次に掲げる事項及び過去の研修実績等を考慮して作成する年間研修計画(別紙様式第30号)を受益農地管理強化委員会に提出し、当該受益農地管理強化委員会において協議・検討するものとする。
 - a 換地技術者等の活動状況等

土地改良換地士及び一般換地技術者(以下「換地技術者等」という。)の活動状況等を把握し、換地技術者等名簿(別紙様式第31号)を作成するとともに、毎年度、当該名簿の記載事項について必要となる補正を行うものとする。

- b 翌年度の換地事務量等及び換地事務量の長期見通し等 都道府県が把握する換地を伴う土地改良事業の翌年度新規着工予定地区 の内容、換地計画の認可又は決定状況等に基づいて換地処理見込表(別紙 様式第32号)を作成するものとする。
- (イ) (ア) の年間研修計画は、当該都道府県の換地事務の促進に資するものとして、次に掲げる研修から選択し、おおむね別記の1から3までにより実施するものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。
 - a 新規担当者研修 新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員 に対する研修
 - b 換地計画実務研修 換地事務に従事している換地技術者等に対する研修
 - c 換地委員等実務研修 換地を伴う土地改良事業の着工(予定)地区の換地委員(準備委員)、 事業推進委員、土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修
- イ 要綱第6の2の(4)の研修のうち、交換分合に関する研修は、交換分合の実務に携わる職員等を対象として、おおむね別記の4及び5により実施するものとする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。なお、地方連合会は、この交換分合に関する研修について、都道府県知事が適当と認めた者にその一部を行わせることができるものとする。
- (5) 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修
 - ア 要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修は、施設管理者に対し、次に掲げる事項について、指導及び技術援助を行うものとする (Web会議など対面形式以外の形式で開催することができることとする。)。
 - (ア) 省エネルギー化推進の啓発に関すること。
 - (イ) 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指導と調査に関すること。
 - (ウ) 省エネルギー化推進の基本構想の策定に関すること。
 - イ 本研修の実施に当たっては、対象となる施設管理者等と十分協議をした上で、 別紙様式第33号の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実施計画書(以 下「実施計画書」という。)を作成するものとする。
 - ウ 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修を実施しようとする地方連合会が要綱第6の2の(5)のイの承認を受けようとするときは、実施計画書を添付の上、別紙様式第34号の申請書を都道府県知事へ提出するものとする。
 - エ 都道府県知事は、要綱第6の2の(5)のウによる地方農政局長との協議に当たっては、前号の実施計画書及び申請書を審査の上、これが適当であると認めるときは実施予定年度の5月末日までに地方農政局長へ提出するものとする。
 - オ 地方農政局長は前号の申請書及び実施計画書を審査の上、本事業を実施することが適当と認める場合は、実施予定年度の6月末日までに別紙様式第35号により通知するものとする。
 - カ 地方連合会は、研修の実績等を明らかにした別紙様式第36号に示す業務記録簿 を作成し保管(電磁的記録による保管を含む。)するものとする。

第6 特定被災土地改良区復興支援対策

公募団体が行う要綱第7の特定被災土地改良区復興支援対策は、おおむね次のとおり行うものとする。

1 本対策の対象となる業務書類・機器等の費用

本対策の対象となる業務書類・機器等の費用は、被災した土地改良区が業務運営を維持するために、特定大規模災害等(大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第2条第9号に規定する特定大規模災害等をいう。以下同じ。)が起こった日以降、復旧した業務書類・機器等の費用で次に掲げるもの(以下「特定被災土地改良区復旧支援助成金」という。)とする。

- (1) 別表 2 に掲げる業務書類の復旧に要する同表に定める費用
- (2) 別表3に掲げる機器等の復旧に要する同表に定める費用
- (3) (1) 及び(2) に掲げる費用のほか、被災地域の実情を踏まえて農村振興局長が特に必要と認めた業務書類・機器等の復旧に要する費用
- 2 公募団体の業務等

公募団体は、国からの助成により、特定被災土地改良区復興計画の審査及び認定、 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付その他本対策の実施に必要な業務を行う ものとする。

なお、公募団体は、本対策に係る事務を円滑に行うため、本対策の事務の一部を、 他の団体に委託できるものとする。その場合において、公募団体は、速やかに農村 振興局長にその旨通知するものとする。

3 助成の対象等

本対策の助成の対象者は、特定被災土地改良区復興計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた土地改良区(土地改良区連合を含む。以下「特定被災土地改良区」という。)とし、助成期間は、当該認定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年以内とする。

- 4 特定被災土地改良区復興計画の審査及び認定
- (1)被災した土地改良区は、本対策の適用を受けようとする場合には、特定被災土地 改良区復興計画(別紙様式第37号)を作成し、公募団体に対し当該計画につい て、農村振興局長が別に定める日までに認定の申請を行うものとする。
- (2) 公募団体は、(1) の申請があったときは、関係地方農政局及び関係都道府県の職員を構成員とする審査委員会を開催し、この審査委員会において特定被災土地改良区復興計画の審査を行うものとする。
- (3)公募団体は、審査委員会において、特定被災土地改良区復興計画を適当と認めたときは、当該計画の認定を行い、申請のあった被災した土地改良区に対して認定の通知を行うものとする。
- (4) 特定被災土地改良区は、特定被災土地改良区復興計画の内容に変更があった場合には、公募団体に当該計画の変更を申請するものとする。
- (5) 公募団体は、(4) の変更申請があった場合には、当該申請を (2) 及び (3) の手続に準じて取り扱うものとする。
- 5 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付
- (1) 特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程

公募団体は、特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程を定め、農村振興局長の承認を受けるものとする。なお、同交付規程を変更する場合においても同様とする。

(2) 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付額

特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付額は、4の(3)(4の(5)により 準じて取り扱う場合を含む。)の公募団体の認定を受けた特定被災土地改良区復興 計画に定められた助成予定額を限度とする。

- (3) 特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付手続
 - ア 特定被災土地改良区は、4の(3)による認定通知があったとき(災害が起こった年度にあっては、4の(1)による認定申請を行ったとき)は、当該認定又は申請に係る計画に従って、毎年度、公募団体に対して特定被災土地改良区復旧支援助成金の交付の申請を行うものとする。
 - イ 公募団体はアの交付の申請があった場合には、特定被災土地改良区復旧支援助成金交付規程に基づき、特定被災土地改良区に対して、当該年度の予算の範囲内で、特定被災土地改良区復旧支援助成金を交付するものとする。
- (4) 特定被災土地改良区復旧支援助成金の使途

特定被災土地改良区は、交付された特定被災土地改良区復旧支援助成金の全額を 業務書類・機器等の復旧に要する費用に充てるものとする。

6 助成

要綱第9の2の助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定被災土地改良区復旧支援助成金
- (2) 本対策の実施に必要な事務費
 - ア賃金
 - イ 報償費
 - ウ旅費
 - エ 需用費
 - 才 役務費
 - 力 委託料
 - キ 使用料及び賃借料
 - ク 備品購入費
 - ケ 給料、職員手当等
 - コ 共済費

第7 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、本事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対し協力を依頼するものとする。

第8 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の補助金等の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第38号に定める土地改良区機能強化支援事業補助金交付決定前着手届を都道府県知事(公募団体にあっては農村振興局長)に提出するものとする。この場合、都道府県知事は、当該交付決定前着手届を、速やかに地方農政局長に提出するものとする。

第9 実施結果の報告

1 要綱第11の1及び2のうち、要綱第3の水土里ビジョン策定推進対策に関する報告

は、別紙様式第39号及び別紙様式第40号によるものとし、要綱第4の統合整備強化対策に関する報告は、別紙様式第41号から別紙様式第47号までによるものとし、要綱第5の1の施設・財務管理強化対策に関する報告は、別紙様式第48号によるものとし、要綱第5の2の(2)の受益農地管理強化対策及び要綱第6の2の(4)の換地等技術向上研修に関する報告は、別紙様式第49号によるものとし、要綱第5の2の(3)の受益農地管理強化対策に関する報告は、別紙様式第16号によるものとし、要綱第6の2の(1)の技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第50号によるものとし、要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修に関する報告は、別紙様式第51号によるものとし、要綱第6の2の(3)の監査実務等向上研修に関する報告は、別紙様式第52号によるものとし、要綱第6の2の(5)の基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に関する報告は、別紙様式第53号によるものとする。

2 要綱第11の3に関する報告は、別紙様式第54号から別紙様式第59号までによるものとする。

第10 その他

本事業における人件費の算定等にあっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に従うものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、平成22年1月15日付け21農振第1733号農林水 産省農村振興局長通知に留意されたい。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第3の1の(1)のエの(イ)、1の(2)のエの(イ)及び1の(3)のエの(イ)関係)

	区分	対象となる事務機器等の種類
統合整備	(1) 業務運営の合理化・省 力化に必要なもの	会計に関するソフトウェア、複写機、鋼 製書庫、倉庫等
		発電機、簡易ポンプ、無線装置、投光器、除塵用機器、レベル、トランシット、ポール、スタッフ、カメラ、製図機器、透写台、プラニメーター等
管理再編整備 及び 土地利用再編	(1) 土地改良施設の維持管 理の改善を図るために必 要なもの	施設管理に関するソフトウェア、水位 計、流量計、水温計等
整備		発電機、簡易ポンプ、無線装置、投光器、除塵用機器、レベル、トランシット、ポール、スタッフ、カメラ、製図機器、透写台、プラニメーター等

別表2(支援の対象となる業務書類の復旧に要する費用)

対象となる業務書類の種類	対象となる費用
(1)組合員名簿(2)土地原簿(3)賦課台帳(4)土地改良施設台帳	被災のため、新たに調製する必要がある業務書類について、その調製のために必要となる調査費、旅費、通信費及び諸経費。

別表3 (支援の対象となる機器等の復旧に要する費用)

対象となる機器等の種類	対象となる費用
 (1)パソコン・プリンタ (2)複写機 (3)ソフトウェア (4)携帯電話 (5)ファクシミリ (6)事務所内LAN (7)キャビネット・書庫 (8)発電機 (9)簡易ポンプ 	特定大規模災害等のあった日以前に所有していた機器等のうち、被災により使用不能となった機器等の入れ替えに要する費用。ただし、防災機能の強化など特殊な事情がある場合には、当該災害以前に所有していない機器等の購入に要する費用。
(10)仮設事務所	特定大規模災害等により事務所の全部又は一部 が損壊し、当該事務所では業務を再開できない場 合に、仮設事務所の設置(リース及び賃貸を含 む。)に要する費用。

換地等技術向上研修における研修等一覧

1 新規担当者研修

(1) 研修の対象者

新規に換地事務を担当する地方連合会及び土地改良区等の職員又は既に換地事務 を担当しているが換地事務に関する研修を未受講の職員

(2) 研修時間 48時間

(3) 研修課目

研修課目	研修課目
土地改良法	土地評価・清算
民法(総則、物権、相続)※	換地計画書作成
不動産登記法、土地改良登記令	調査事務(戸籍簿、住民票、登記簿調査)
戸籍法	国有地処理、行政界等変更
農地法、農業経営基盤強化促進 法、農地中間管理事業の推進に関 する法律	換地関係登記実務
換地理論	測量理論・実務(図面作成含む)

[※]財産管理制度等を含む。

2 換地計画実務研修

(1)研修の対象者 換地事務に従事している換地技術者等

(2) 研修時間 30時間

(3) 研修課目

研修課目	研修課目						
土地改良法	換地選定						
換地理論	一時利用地指定						
農業経営、農地集団化	換地関係登記実務						
農村計画	河川法、道路法関係実務						

有地処理実務

文 不服審査法、行政事件訴訟法
養処理
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

3 換地委員等実務研修

(1) 研修の対象者

着工(予定)地区の換地委員(準備委員)、事業推進委員、土地改良区等の役員 及び集落のリーダー等

(2) 研修時間 12時間

(3) 研修課目

研修課目	研修課目
土地改良法の概要(換地理論含む)	異議処理
換地事務処理	人間関係論
換地設計基準	農業経営基盤強化促進法の概要、農 地中間管理事業の推進に関する法律 の概要
換地選定	土地評価・清算実務

4 交換分合実務研修

(1) 研修の対象者

市町村、農業委員会及び土地改良区等の役職員等の交換分合実務担当者

(2) 研修時間 18時間

(3) 研修課目

研修課目	研修課目
土地改良法	交換分合計画作成実務
交換分合制度	交換分合登記申請実務

土地評価、清算実務

交換分合事例研究

- 5 交換分合実務講習
- (1)講習の対象者交換分合実施予定地区の推進団体等の関係者
- (2) 講習時間 6時間
- (3) 講習課目

講 習 課 目 交換分合制度の概要 交換分合事例

水土里ビジョン策定推進対策承認申請書

都道府県知事 殿

□○土地改良区 理事長 □○□○

○年度において、水土里ビジョン策定推進対策を実施したいので、水土里ビジョン策定推進対 策地区調書を添えて土地改良区機能強化支援事業実施要綱第3の(1)に基づき、申請する。

水十里ビジョン策定推進対策地区調書

- 1 地区名(水土里ビジョンの名称)
- 2 関係市町村
- 3 事業実施期間
- 4 地区概要

明以 小小古云 町	8815 +m++ b	地区	組合	役員数			60 / NS.	職員数			/±:	±r.
関係土地改良区一覧	関係市町村名	面積	員数	理事	監事	計	総代数	専任	兼任	計	備	考
合 計												
地域の関係者												
地域の概況												
事業の必要性												

- (注) 1 「地域の関係者」欄には、土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の14に規定する協議会を組織する場合にあっては当該協議会の構成員を記載し、当該協議会を組織しない場合にあっては、土地改良区と連携して連携管理保全事業(土地改良法第57条の11に規定する連携管理保全事業をいう。)を行うこととなる関連施設の管理者、関係市町村その他の関係者を記載する。地域の関係者が多数に上る場合は別紙として一覧表を添付することも可。
 - 2 「地域の概況」欄は、当該地域の農業・農村の現状、営農の状況、地域の農業水利施設等の管理の状況について概要を記載する。
 - 3 「事業の必要性」欄には、農業水利施設等を保全していく上で、土地改良区や地域の関係者が抱える 課題等を踏まえた事業の必要性を記載

(添付資料)

土地改良区を含む地域の図面

別紙様式第2号

統合再編整備事業(統合整備)承認申請書

都道府県知事 殿

□○土地改良区 理事長 □○○○

○年度から○年度において、統合再編整備事業(統合整備)を実施したいので、統合再編整備事業(統合整備)地区調書を添えて土地改良区機能強化支援事業実施要綱第4の1の(1)のウの(イ)のbの(a)に基づき、申請する。

統合再編整備事業 (統合整備) 地区調書

- 1 地 区 名
- 2 事業実施期間
- 3 統合整備の内容(新設合併・吸収合併・土地改良区連合の設立・合同事務所の設置)
- 4 統合整備の区分等(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型、水系単位・市町村単位・その他)
- 5 合併(土地改良区連合の設立又は合同事務所の設置)土地改良区の概要

合併(土地改良区連合						役員数	女		J	職員数		合併 (土地改良区		
の設立・合同事務所の設置)土地改良区	関係市町村名	事業概要	地区 面積	組合員数	理事	監事	計	総代数	専任	兼任	計	連合の設立・合同 事務所の設置)予 定時期	備	考
合 計														
地域の概要	或の概要													
	年度 (予定)	実 施 計 画 の 内 容												
事業実														
施計画														
	水'	管理等加	拖設整備		業務運営合理化施設整			と備 管理施設性			设情報電子	化整備	i	
mt1 (11) 17	実施予定時期	惠	整備の概要			予定時期	整備の概要			実施予定時期 整備の概要				
附帯施 設整備														

(添付資料)

土地改良区を含む地域の図面

(注) 本報告書は、地区ごとに別葉とすること。

別紙様式第3号

統合再編整備事業(管理再編整備)承認申請書

都道府県知事 殿

○○土地改良区理事長 ○○市町村長 ○○都道府県土地改良事業団体連合会会長

○年度から○年度において、統合再編整備事業(管理再編整備)を実施したいので、統合再編整備事業(管理再編整備)地区調書を添えて土地改良区機能強化支援事業実施要綱第4の1の(2)のイに基づき、申請する。

統合再編整備事業 (管理再編整備) 地区調書

		7	,					
	土地改良区名			設立年	月日			
+	事務所所在地							
土地改良区の	地区面積	ha	(内訳) 田	ŀ	na 畑	ha	その他	ha
	関係市町村名							
概要等	関係市町村に存する 土地改良区名							
守	管理施設の概要							
	施設管理の状況							
地	域 の 概 況							
集落	芩管理組織の現状							
隣 担	接地域の現況							
事	業の必要性							
		水管理等抗	施設整備の概要	要	業	務運営合理化	と施設整備の	概要
附	带施 設 整 備							
		l .						

- (注) 1 「地域の概況」欄には、当該地域の農業・農村の現状、営農の状況等を踏まえ、記載する。
 - 2 「集落管理組織の現状」欄には、集落管理組織が管理する施設の名称、施設管理の内容、夫役及び施設管理の状況等を記載する。
 - 3 「隣接地域の現況」欄には、地区編入を予定する地域の農業・農村の現状、面積、施設管理の状 況等を記載する。

(添付資料)

土地改良区を含む地域の図面(地区編入を予定する土地改良区にあっては、地区編入予定地域を図示すること。)

別紙様式第4号

統合再編整備事業(土地利用再編整備)承認申請書

都道府県知事 殿

○○土地改良区理事長 ○○市町村長 ○○都道府県土地改良事業団体連合会会長

○年度から○年度までにおいて、統合再編整備事業(土地利用再編整備)を実施したいので、 統合再編整備事業(土地利用再編整備)地区調書を添えて土地改良区機能強化支援事業実施要綱 第4の1の(3)のイに基づき、申請する。

統合再編整備事業(土地利用再編整備)地区調書

												_
土地改良区の概要等	土地改良区名				設立	年月	日					
	事務所所在均	也										
	地区面积	責	ha	(内訳) 田		ha	畑	h	а	その他	ha	
	関係市町村名											
	関係市町村に存する 土地改良区名											
	管理施設の概要											
	施設管理の状況	兄										
地	域の概	況										
集落管理組織の現状												
事	業の必要性	生										
附者		備	水管理等施設整備の概要		要	業務運営合理化施設整備の概要			概要			
	带施 設 整 頒											

- (注) 1 「地域の概況」欄には、当該地域の農業・農村の現状、営農の状況等を踏まえ、記載する。
 - 2 「集落管理組織の現状」欄には、集落管理組織が管理する施設の名称、施設管理の内容、夫役 及び施設管理の状況等を記載する。

(添付資料)

土地改良区を含む地域の図面

別紙様式第5号

統合整備重点指導地区調書

1 地 区 名

2 事 業 実 施 期 間

3 合 併 類 型 (水系単位・市町村単位・その他)

4 関係土地改良区の概要

1	1,70 2 1				/B 🗆 14/				75Lb 17 1//			
明だ士町针力	中米瓶田	地区	組合		役員数		64.14.84		職員数		/±=	考
関係川町刊名	尹耒阢安	面積	員数	理事	理事 監事 計		松八致	専任	兼任	計	VHI	与
	関係市町村名	関係前村名 事業概要	脚	脚 地区 組合	脚紅	大田 地区 組合 役員数	関係制制 東 単 地区 組合 役員数	関係計画は 東楽概要 地区 組合 役員数 (総合) (教育) (報告) (報告) (報告) (報告) (報告) (報告) (報告) (報告	間底計削水 事業概要 地区 組合 役員数 第代数	関係制度 事業概要 地区 組合 役員数 職員数	関係計画は 事業概要 地区 組合 役員数 職員数	服 車業 押 要 地区 組合 役員数 職員数 借

(添付資料)

土地改良区を含む地域の図面

(注) 本報告書は、地区ごとに別葉とすること。

定期診断指導対象土地改良施設調書

土地改良	区等の名	称				同左所在:	地		TEL		
種	目	租	類	竣功 年度	施工 主体	管理受託 年月日	当該施設 の所在			数量	記事

(記載要領)

- 1 「種目」欄には、例えばダム、頭首工、用水機、排水機、防潮水門、ため池、水路等の要 領により記載する。
- 2 「種類」欄には、種目にしたがって○○ダム、△△頭首工、第○号用水機等の要領により 記載する。
- 3 「竣功年度」欄には、種類ごとの竣功年度を記載する。
- 4 「施工主体」欄には、種類ごとの施工主体を記載する。
- 5 「管理受託年月日」欄には、当該土地改良区等以外の施工主体が造成した施設を受託管理 している場合において、その管理受託の年月日を記載する。
- 6 「当該施設の所在」欄には、種類ごとの所在を記載する。
- 7 「構造及び規模」欄には、種類ごとの構造及び規模をできるだけ具体的に記載する。
- 8 「数量」欄には、種類ごとに数量(例えば、水路延長 2,000m 等)を記載する。
- 9 「記事」欄には、種類ごとの診断業務を行うに当たって参考となる事項を記載する。

別紙様式第7号

土地改良施設の診断・管理指導申込書

年 月 日

○○都道府県土地改良事業団体連合会 土地改良施設診断・管理指導業務部署 御中

所 在 地 団 体 名 代表者名

当○○○(団体名)が管理している土地改良施設について、貴連合会による診断・管理指導を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 診断・管理指導を希望する土地改良施設の内容等

種	目	種	類	竣年	功度	当該施設の所在	構造及び 規 模	数	量

- 2 診断・管理指導の希望時期 ○月○旬を希望する。
- 3 その他(管理専門指導員が診断・管理指導を行う上で参考となる事項)

受付月日	受付番号	処 理

(記載要領)

- 1 「種目」欄には、水路、樋門等の要領により記載する。
- 2 「種類」欄には、幹線水路等の要領により記載する。
- 3 「竣功年度」欄には、種類ごとの竣功年度を記載する。
- 4 「当該施設の所在」欄には、種類ごとの所在を記載する。
- 5 「構造及び規模」欄には、種類ごとの構造及び規模(例えば、3面コンクリート張水路、 幅員3m等)を記載する。
- 6 「数量」欄には、種類ごとに数量(例えば、水路延長 2,000m 等)を記載する。

別紙様式第8号

土地改良施設の診断・管理指導結果調書

1 診断・管理指導及び対象施設の概要

土地	改良区	等名								
種	目					種類				
区	分		定 期	•	要請	診断年月日	年	月	日	
診断症	者氏名					立会人・職・氏名				

(記載要領)

- 1 「種目」欄には、例えば、ダム、頭首工、用水機、排水機等を記載する。
- 2 「種類」欄には、種目に従って、○○ダム、△△頭首工等を記載する。
- 3 「区分」欄には、「定期」又は「要請」のいずれかを○で囲むこと。
- 2 施設別診断・管理指導所見

診断・管理指導項目	所 見

(記載要領)

- 1 「診断・管理指導項目」欄には、種類ごとに、管理専門指導員が行った具体的な診断の 内容について、別添の「土地改良施設診断の評価基準」の評価基準の区分に従い記載する。
- 2 「所見」欄には、診断・管理指導項目ごとに、別添の「土地改良施設診断の評価基準」 の評価基準の区分に従い、その留意、改善すべき事項及び評価点に基づく緊急度(k 1 ~ k 4)等を記載する。

(- - 1:15 5 5)		

(記載要領)

当該土地改良区等の土地改良施設の管理方法について、総合的な所見(留意、改善すべき事項等)を記載する。

経営診断・改善指導概要

No	
110.	

1 経営診断

1. 対象土地改良区	2. 年月日	3.診断実施者	4. 対応者	5. 概要

(記載要領)

- 1 「2. 年月日」欄には、経営診断を実施した日付を記載する。
- 2 「3. 診断実施者」欄には、経営診断を実施した者の全てを、①会計指導員又は②会計指導 員の資格を有しない地方連合会の職員の別が分かるように記載する。
- 3 「4. 対応者」欄には、対象土地改良区(連合)の対応者を記載する。
- 4 「5. 概要」欄には、経営診断の結果について記載する(別紙として添付してもよい。)。

2 改善指導

1. 対象土地改良区	2. 年月日	3. 指導実施者	4. 対応者	5. 概要

(記載要領)

- 1 「2. 年月日」欄には、改善指導を実施した日付を記載する。
- 2 「3. 指導実施者」欄には、改善指導を実施した者の全てを、①会計指導員又は②会計指導員の資格を有しない地方連合会の職員の別が分かるように記載する。
- 3 「4. 対応者」欄には、対象土地改良区(連合)の対応者を記載する。
- 4 「5. 概要」欄には、改善指導の内容について記載する(別紙として添付してもよい。)。

別紙様式第 10 号

施設 · 財務管理強化相談業務依頼書兼処理概要

年 月 日提出

住	目談依頼 E所 元名 (\						
	(所属団 目談内容		4517))						
<i>2</i> 11			13(0)								
3 溺	3 添付資料(図面、帳簿、その他)										
(1) (2)	文書、連合会	電子 メ	ール	等に。 よる[かに○印を付 よる回答を希 回答を希望す ※希望する日	·望す る	つる (※ 柔	か望す		. ,	
5	ユ理の概	要									
$(\underline{1})$	処理経	過									
受月		付号	区	分	相談指導員	整番	理号	対 月	応日	備	考

受 付月 日	受 付 番 号	区分	相談指導員	整理番号	対 応月	備 考

(2) 処理内容(詳細に)

事項	処 理 内 容	備考

(注) 電話等による申込みのときは、連合会の職員が1から4までの各項目につき聴取の上、記入するものとする。

〇年度 非補助土地改良事業推進計画書

○○都道府県土地改良事業団体連合会

- 1. 非補助農業基盤整備資金の融資計画
- (1) 事業種目別融資計画

(単位:件、百万円)

			(平匹·II、口刀II)
事業種類	融資計画	融資実績見込	備考
地区数			
かんがい排水 金額			
地区数			
耕 地 整 備 金額			
地区数			
区 画 整 理 金 額			
地区数			
農道金額			
地区数			
農地造成金額			
地区数			
農村環境基盤施設 金額			
地区数			
農業集落排水 金額			
地区数			
維持管理金額			
地区数			
合 計 金額			

0	非補助	三光 1	報告重なな	芸/公 /へ/	カ旦市次	 佐	一田二十二十五
∠.	が用り	辰未卒	益電事	ま しまり	ノ州は見	1年、1年(古	野田 画

(1) 研修会・担当者会議

研修会、担当者会議の開催計画

明 [6] 五 [5] 百 百 五 [6]	PRIME HI	
研修会、会議名		_
開催月又は時期		
主 催 者		
(主催・参加の別)		
研修会等の対象者		
出 席 者 数		
うち土地改良区役職員数		
関連するテーマ		
備考		

(2) 現地推進指導

ア 現地推進指導の実施計画

が 地田田田寺の天地	AN PA	
指導テーマ		
実 施 回 数		
(実施地区数)		
【同行予定の有無】		
農政局担当者		
公庫担当者		
都道府県担当者		
市町村担当者		
その他		
()		
備考		

イ 実施計画地区一覧

土地改良区等名	国	県 営	事	業	名	事業実施期間
						-

(3) その他の推進指導活動

手 法		
具体的内容		
対 象 先		
回 数		

(記載要領)

- 1 1の(1)の事業種目別融資計画には、都道府県や公庫等と充分に連携を図り、本計画書作成年度における実績見込額及び次年度における融資計画額を分析の上、記載するものとする。
- 2 事業種類欄に含まれる工種は以下のとおりとする。
 - ・耕地整備・・・・・ 区画整理、農道、暗渠排水、客土、索道、床締、心土耕、 酸性きょう正、石れき除去、畦畔整備
 - ・農地造成・・・・ 防災施設、農地保全、飲雑用水施設
 - ・農村環境基盤施設・・・・・ 農業集落道、営農飲雑用水、農業集落排水、 集落防災安全
- 3 (2)の融資実績見込みにおける現状と今後の動向については、本計画書作成年度の 過去数年度における融資実績と比較して、都道府県内における非補助農業基盤整備資金 の現状を分析し、その要因と今後の動向を記載するものとする。
- 4 2の(1)の研修会、担当者会議の開催計画には、非補助農業基盤整備資金に関する 内容については、都道府県土地改良事業団体連合会が実施する研修会、担当者会議につ いて記載するものとする。
- 5 研修会・会議名について、計画段階で具体的な名称等が確定していない場合は、仮称 で記載して差し支えない。
- 6 (2)のアの現地推進指導の実施計画には、非補助農業基盤整備資金の内容等について理解を深め、融資拡大に寄与することを目的として、土地改良区関係者等に対して実施する推進指導の内容についてのみ記載するものとする。
- 7 その他欄のカッコ書きについては、所属機関名を記載するものとする。
- 8 指導先については、地方農政局及び都道府県が提供した事業実施中の国県営事業地区から、完了間近の事業地区の中から関連事業として非補助土地改良事業が計画されている地区を抽出するものとし、具体的な地区名を実施計画地区一覧に記載するものとする。なお、該当地区が皆無である場合、推進すべき工種等を確立し、推進する地区を有意抽出の上、イの実施計画地区一覧に記載するものとする。
- 9 (3)のその他の推進指導活動については、広報誌や機関誌への掲載、ホームページへの情報掲載等について記載するものとする。
- 10 各項目の記載欄は実施回数に応じて、適宜、増やして差し支えない。

〇年度 非補助土地改良事業推進指導概要書

○○農政局(沖縄総合事務局)

(単位:件、百万円)

備

融資実績見込

考

 管	内における非補助農業基盤整備資金の需要動向と融資動向の分析
1	過去数ヶ年間における資金需要の動向
2	今年度の融資動向に関する分析

2. 非補助農業基盤整備資金の事業種目別融資計画

地区数

金 額

計

事業種類

地区数 かんがい排水 金 額 地区数 耕 地 整 備 金 額 地区数 区画整理 金 額 地区数 農 道 金 額 地区数 農地造成 金 額 地区数 農村環境基盤施設 金 額 地区数 農業集落排水 金 額 地区数 維持管理 金 額

融資計画

3	地方農政	島笙の	 指道 古斜
υ.		加まり	1日今年 ノルルコ

3. 地方農政局等の指導方針(1) 地方農政局等における総括的な指導方針

	事	項	指	導	方	針	備	考
全	般的	な方針						
個	研修会	会の開催						
別事	研修会 の推進	:開催以外 :指導						
項	現地推	進指導						

(2) 管内の各地方連合会に対する指導方針

地方連合会名		指	導	方	針	備	考
	<u> </u>					 	

4. 管内地方連合会における各種推進指導活動の状況

区	分	実	施	計	画		備	考
		<u>主催</u> うち	農政局等の	参加	県	口口		
研修会・担	当者会議	<u>参加</u> うち	農政局等の	参加	県	回回		
		未開催・	未参加			県		
現地推進指	音導の実施	 実施 うち	農政局等の	司行		県県		
		実施予定	なし			県		

(記載要領)

- 1 2. 非補助農業基盤整備資金の事業種目別融資計画には、管内の地方連合会から提出された非補助土地改良事業推進計画書の事業種目毎の合計額を記載して差し支えない。
- 2 事業種類に含まれる工種は以下のとおりとする。
 - ・耕地整備・・・・・ 区画整理、農道、暗渠排水、客土、索道、床締、心土耕、酸性きょう正、 石れき除去、畦畔整備
 - 農地造成 • 防災施設、農地保全、飲雑用水施設
 - ·農村環境基盤施設····· 農業集落道、営農飲雑用水、農業集落排水、集落防災安全
- 3 3の(1)の地方農政局等における総括的な指導方針には、1の分析結果を踏まえ、2の計画額に到達するための指導方針を、全般的な方針(アウトライン)と個別事項毎に記載するものとする。
- 4 全般的な方針は、地方農政局等として重点をおく事項、地域等を考慮するものとする。
- 5 (2) については、(1) の指導方針を踏まえ、各都道府県別の融資実績等を考慮した指導方 針を具体的に記載するものとする。
- 6 4の管内地方連合会における各種推進指導活動の状況については、融資推進計画の各区分について、指導方針、関与の方法等を備考欄に具体的に記載するものとする。

〇年度 換地処分未了地区等指導台帳

○○都道府県土地改良事業団体連合会 年 月 日

一元化前後等の別: 区分:

都	道府県名	関係 市町村名	地区名	事業主体名	事業 主体別	工期 (年度)	換地費の 補助の 最終年度	地区面積 (ha)	換地区名	換地区 面積	関係 権利者数 (名)	換地処分未了理由	未 理 番 号	今後の処理方針	換地処 分見込 年度	備考
						~										

換地業	務主体	事業計画上の換地処分予定年度		活動実績・活動計画等	
			前年度まで	本年度	翌年度以降
換地処分推進体制					
		未了の原因及び現状(経緯を含む。)	受益	E 農地管理強化委員会の指導	方針
				換地専門指導員の指導状況等	5

(記載要領)

- 1 各個別地区の換地処分未了解消計画について具体的に記載する。
- 2 1 換地区 1 葉とすること。
- 3 「一元化前後等の別」欄には、「一元化後」、「一元化前」、「耕地整理事業」の別を記載する。
- 4 「区分」欄には、換地処分が未了である地区は「1」と、換地処分が未了となるおそれのある地区は「2」と記載する。
- 5 「事業主体名」欄には、○○県(道、府)、○○市(町、村)、○○農協、共同施行等、具体的に記載する。
- 6 「事業主体別」欄には、県営事業は「1」と、県営事業以外は「2」と記載する。
- 7 「工期」欄は、事業計画書において、換地処分が終了するまでの期間を記載する。
- 8 「換地費の補助の最終年度」欄には、換地費の補助の最終年度を、昭和60年度の場合には「S60」、平成28年度の場合には「H28」、令和7年度の場合には「R7」と半角で記載し、換地費の補助を受けていない場合は「非補助」と記載する。

なお、「換地業務指導等要領(昭和62年11月2日付け62構改B第1167号農林水産省構造改善局長通知)」の「6 換地業務に係る補助の取扱い」において、「換地業務の遅延理由が別表に掲げるものに該当するものにあっては、工事完了年度の翌々年度の換地費についても補助することができる」と規定されているので、「工期」の完了年度と「換地費の補助が打ち切られた年度」が異なる場合もあるので注意すること。

また、換地費の繰り越しがあった場合は、繰り越された年度まで換地費の補助があったものとして整理すること。

- 9 「換地処分未了理由」欄には、具体的かつ簡潔に理由を記載する。
- 10 「未了理由番号」欄には、下表から該当する番号を記載し、理由が複数ある場合は、影響がある順に3つまで記載する。(例、「2」、「7②」など)

未了理由番号	未了理由	内容	未了理由番号	未了理由	内容
1	換地計画原案等に対する不満	一時利用地の指定を除く権利者会議の 不満等	2	一時利用地の指定に対する不満	一時利用地の指定に対する不満
3	工事の施工に対する不満	工事の施工に対する不満	4	換地計画に対する不同意	権利者会議における不同意
5	換地計画書に対する異議申立て等	公告及び縦覧された換地計画に対する 異議申立て又は異議の申出(法律に基 づくもの)並びに訴訟	6	一時利用地の指定に対する審査請求	一時利用地の指定に対する審査請求 (法律に基づくもの)及び訴訟
7①	換地業務の遅延	選定調整	72	換地業務の遅延	相続登記、分筆登記の遅れ
7③		国公有地払い下げ処理 (廃川敷地 の払い下げを含む。)	74		国公有地の地区編入
7⑤		市町村界、字界変更手続き	7⑥		境界確定、地図訂正(業務の流れ)
7⑦		境界紛争が生じている	78		清算金の調整
79		業務体制の不備	710		非農用地に関する調整の遅れ(同 意取得の遅れ)
711		その他		他事業の工事等の遅れ	河川・道路工事等の調整の遅れ
9	計画変更に伴う遅れ	計画変更に伴う遅れ	10	確定測量の遅れ	確定測量の遅れ
11	その他	予算の不足、災害等			

- 11 「今後の処理方針」欄には、当該地区の換地処分が未了となる原因を解決するための方針等を、具体的に記載する。
- 12 「換地処分見込年度」欄には、例えば令和2年度中ならば「R2」と具体的な年度を記載し、見込みが立たない場合は「未定」と記載する。
- 13 「備考」欄には、当該地区が換地区を設けている場合には、当該地区内の他換地区との重複三条資格者数や、換地処分が未了である換地区を含めた全換地区数等を記載する。

農用地利用集積推進対策地区調書

○○都道府県土地改良事業団体連合会

整理番号			地区	区名				関係	系する	る土地	改良区等名				
地区面積	(ha)	-		農家	戸数			担	ハ手	数		担い	手の占める	割合 (%)	
担い手が農家	で無い場	場合の営	営農組で	合等の	名称等										
農用地の利	用状況	L (ha)	田			畑			,	その他	1		合計		
農業経営基盤 基づく農用地 出の有無	強化促進利用集和	進法第1 責計画⊄	8条第 9作成	5項に の申			申出年	月日				計画	年数		
農地中間	管理事	業の急	実施状												
指導開始年度		ł	指導完了(予定)年度			指導予定	官年数			専門指	導員名			
			地区の 地面積 (ha)		担い手の 農地面積 (ha)		担い手の 地集積率 (%)	<u>,</u>	農家戸	⋾数	担い手数		担い手の ある割 (%)		備考
事業開	始時														
初年度	表末														
2 年度	表末														
3年度	表末														
		7	本地区	区の概	要						•	課	題		
本地	区の農	地整個	備等基		備事	業の実	施状況]				指導	方針		
-	事業名														
事	業主体	名													
集	[施年度	F													
地区	面積()	ha)													
事業完了後の担	吐い手の農	是地面積	(ha)												
事業完了後の担	い手の農地	也集積率	(%)												
	土地改	良区等	い か 行	うう土	地利月	月調整	等の活	動を	支援	きする	るソフト事	事業の	実施状		
事業															
事業主	主体名														
実施(予	定) 年	度													
事業	内容														
調書作	成者氏	名				調書作品	战年月日			修	正年月日				

(記載要領)

- 1 本調書は、地方連合会が農用地利用集積推進対策を実施する上で必要最低限の項目について 記載しており、地区の実状等に応じて、必要な項目の追加等を行っても差し支えない。
- 2 本調書は、推進地区1地区につき、一葉を作成するものとする。
- 3 「担い手」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者であり、具体的には以下の要件 に該当する者、組織及び法人等とする。
- (1)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)に基づく認定 農業者(認定農業者たる農業法人、特定農業法人を含む。)
- (2) 地域計画(基盤法第19条に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(基盤法第19条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村の基本構想(基盤法第6条第1項に定める基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者)
- (3)農地中間管理事業の推進に関する基本方針(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。)第3条第1項に基づき定めるもの。)に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者
- (4) 目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる以下に該当するもの。
 - ① 経営等農用地面積がおおむね3.5ヘクタール以上の農家
 - ② オペレータ1人当たり基幹的3作業の面積がおおむね3.5~クタール以上の生産組織
- (5) 集落営農組織
- 4 「担い手の農地面積」とは、農地中間管理権(農地中間管理事業法第2条第5項に規定する もの。)及び農用地の利用権の設定や農作業の受委託、農地のあっせん等がなされることによ り、3の担い手に集約された農用地の面積をいう。
- 5 「担い手の農地集積率」の計算方法については、以下のようにする。

		担い手の農地面積(ha)	
担い手の農地集積率 (%)	=		\times 1 0 0
		地区の農地面積(ha)	

〇年度 所有者不明農地等の解消に向けた計画

○○土地改良区

1 所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用する場合

								身	ミ施	期間	目							
土地の所在	登記 地目	用途	地積(㎡)	活用の目的	事業内容					()年	F度						備考
					ず未17分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
					事前調査													
					共有者との 調整等													
					調査等													
					共有者との 調整等													
					調査等													
					共有者との 調整等													

2 所有者不明土地管理制度を活用する場合

								美	施	期間	1							
土地の所在	登記 地目	用途	地積(㎡)	也積(m) 活用の目的						(つ年	连度						備考
					事業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
					調査等													
					制度活用													
					調査等													
					制度活用													
					調査等													
					制度活用													

(記載要領)

表の1

- 1 1筆につき1行で整理する。
- 2 活用の目的欄には、「取得」又は「譲渡」のいずれかを記載する。
- 3 実施期間欄には、各事業内容の実施予定期間を矢印により記載する。ただし、要領第4の2の(3)のアの(ア) を複数年度で実施予定とする場合は、実施期間欄を追加して記載する。

なお、「調査等」欄は、要領第4の2の(3)の7の(7)のaの業務、「共有者との調整等」欄は、要領第4の2の(3)の7の(7)のbの業務のこと。

4 備考欄には、共有者による取得又は譲渡の予定時期及び参考となる情報を適宜記載する。

表の2

- 1 1筆につき1行で整理する。
- 2 活用の目的欄には、「○○事業同意」(○○には事業種(維持管理等)を記載)「賦課徴収」「中間管理権の設定」「その他」から選んで記載する(複数回答可)。

なお、「その他」の場合には備考欄に具体的に記載する。

- 3 実施期間欄には、各事業内容の実施予定期間を矢印により記載する。ただし、要領第4の2の(3)のアの(イ)を複数年度で実施予定とする場合は、実施期間欄を追加して記載する。
 - なお、「調査等」欄は、要領第4の2の(3)のアの(イ)のaの業務、「制度活用」欄は、要領第4の2の(3)のアの(イ)のb及びcの業務のこと。
- 4 備考欄には、参考となる情報を適宜記載する。

〇年度土地改良区機能強化支援事業実績報告書 (受益農地管理強化対策)

○○土地改良区

1 所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡を活用した場合

土地の所在	登記地目	用途	地積 (㎡)	活用の 目的	取得又 は譲渡 の年月 日	備考

2 所有者不明土地管理制度を活用した場合

○○年度

0012													
土地の所在	登記地目	用途	地積 (㎡)	活用の 目的	予納金 の額**	管理人 の選任 決定の 年月日**	選任さ れた管 理人 [※]	土地の 売却価 格	管理人 の選任 の取消 決定の 年月日**	管理人 の 及理 の の の の の の の の の の の の の	供託金額*	裁判所 からの 残余予 納金の 返還額 ^{**}	備考

○○年度

土地の所在	登記地目	用途	地積 (㎡)	活用の 目的	予納金 の額 [※]	管理人 の選任 決定の 年月日**	選任さ れた管 理人 [※]	土地の 売却価 格	管理人 の選任 の取定の 決定の 年月日**	管理報び費 郷管用※	供託金額**	裁判所 からの 残余の 納金の 返還額 ^{**}	備考

(記載要領)

表の 1

- (1) 1筆につき1行で整理する。
- (2) 土地の所在欄には、市町村名以下字名まで記載する。 (例:○○市○○字○○)
- (3)活用の目的欄には、「取得」又は「譲渡」のいずれかを記載する。
- (4) 備考欄には、参考となる情報を適宜記載する。

表の2

- (1) 1筆につき1行で整理することとするが、管理人が複数の土地を管理する場合は、%の欄は管理人ごとに記載する。ただし、これにより難い場合は適宜整理し、備考欄に理由等を記載する。
- (2) 土地の所在欄には、市町村名以下字名まで記載する。 (例:○○市○○字○○)
- (3) 活用の目的欄には、「○○事業同意」(○○には事業種(維持管理等)を記載)「賦課徴収」「中間管理権の 設定」「その他」から選んで記載する(複数回答可)。

「その他」の場合は備考欄に具体的に記載する。

- (4) 予納金の額欄には、裁判所から提示された納入通知の額を記載する。
- (5) 管理人の選任決定の年月日欄には、裁判所から管理人の選任の決定通知があった日を記載する。
- (6)選任された管理人欄には、「弁護士」「司法書士」「行政書士」「当該土地の所有者の親類縁者」「当該土地 の近隣者」「事業関係者」「その他」から選んで記載する。

「その他」の場合は備考欄に具体的に記載する。

- (7) 管理人の選任の取消決定の年月日欄には、裁判所から管理人の取消の決定通知があった日を記載する。
- (8) 管理人の報酬及び管理費用の額欄には、裁判所が決定した管理人の報酬及び管理費用の額を記載する。
- (9) 供託金額欄には、管理人が供託した場合にその金額を記載する。
- (10) 裁判所からの残余予納金の返還額欄には、裁判所から返還された残余予納金の額を記載する。
- (11) 備考欄には、(3)、(6)のほか、参考となる情報を適宜記載する。
- (12) 本表は、交付決定年度ごとに整理する。

別紙様式第17号

○年度土地改良区機能強化支援実施要綱第5の2の(3)により実施する 土地改良区が行う所有者不明土地管理制度活用に係る報告書

番 号 年月日

地方農政局長 殿

都道府県知事

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地 改良区機能強化支援事業実施要領(令和7年4月1日付け6農振第2937号農村振興局長通知)第 4の2の(3)のウの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	補助金の確定額のうち○○土地改良区が行う受益農地管理強化対策分	金	円
	(○○年○○月○○日付け○○○○による額の確定通知)		
2	補助金の確定時の予納金相当額	金	円
3	予納金から支払われた額	金	円
	(1) 所有者不明土地管理人の報酬の額	金	円
	(2) 所有者不明土地管理人の管理費用の額	金	円
	(3) 郵便料金・諸費用等の額	金	円
4	予納金の返還額	金	円
5	補助金返還相当額	金	円

- (注) 1 各項目は、国庫補助金相当額を記載する。
 - 2 3の内訳が不明な場合は、総額のみ記載する。
 - 3 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 - (1) 別紙様式第 16 号の土地改良区機能強化支援事業実績報告書(受益農地管理強化対策)
 - (2) 予納金の額が分かる資料 (予納金・郵便料金の保管金提出書の写し等)
 - (3) 予納金から支払われた額が分かる資料(所有者不明土地管理人報酬決定謄本の写し、権限外行為許可申立書の写し、管理命令の取消に係る上申書の写し等)
 - (4) 予納金の返還額が分かる資料 (予納金・郵便料金の返還書の写し等)

別紙様式第18号

		会計指導員	育成研 認定試	修受講 験受験	申	込書		年		月		日
(&	りがな)									/1		
氏	名							(男	•	女)
生	年月日		年	月	月	生	(歳)	
現	住 所	〒 (電話番号)										
勤	名 称											
務先	所在地	〒 (電話番号)										
職		① 土地改良事	業に係る	る業務の	>経縣	食年数					· ·	年
(年	手 数)	② ①のうち、枕及び予算の調製					計事	<u></u> 事務				年

※ 番 号	
(ふりがな)	
氏 名	

年 月 日撮影

写 真

申込前6ヵ月以内に半 身脱帽で撮影した縦4.5 センチメートルの写真 で、本人と確認できるも のを貼付すること。

- 注) 1 会計指導員の認定の更新を目的とする育成研修の受講の場合は、表題部「認定試験受験」を二重線で削除すること。
 - 2 受講・受験を申し込む者は、※の欄は記載しないこと。
 - 3 事業主体たる公募団体は、※の欄に、本票の受付順に通番を付すこと。
- 注) 1 本申込書には、住民票(申込前3ヶ月以内に交付されたもの。)を添付すること。
 - 2 会計指導員の認定の更新を目的とする育成研修の受講の場合は、表題部「認定試験受験」を二重線で削除すること。
 - 3 勤務先欄は、現に勤務している場合に記載する。
 - 4 職歴(年数)欄は、①・②の区分ごとに、それぞれ通算経験年数を記載する。また、これを証する書面として別紙を添付すること。
 - 5 会計指導員の認定の更新を目的とする育成研修の受講の場合は、注)4の記載及び添付を要せず、自らが会計指導員の認定を受けた別紙様式第20号の認定証(写し)を添付することで足りる。

会計指導員 育成研修受講 認定試験受験

1 業務の内容

番号	マム	役」	職	従	事期	間	職歴	証明区	区分
留 万	区分	12	晀	1,12	尹 州	目	(年数)	証明	誓約
(1)					手 月 手 月	目から 日まで	年		
(2)					手 月 手 月	目から 日まで	年		
(3)					手 月 手 月	目から 日まで	年		
(4)					手 月 手 月	目から 日まで	年		
(5)					手 月 手 月	目から 日まで	年		
(6)					平 月 平 月	日から 日まで	年		

2 業務の内容の証明

業務内容の証明区分	所 属 団 体 (機関) 名	所属団体(機関)の長又は 人事責任者の氏名
(1)の業務内容について、		
相違ないことを証明する。		
(2)の業務内容について、		
相違ないことを証明する。		
(3)の業務内容について、		
相違ないことを証明する。		
(4)の業務内容について、		
相違ないことを証明する。		
(5)の業務内容について、		
相違ないことを証明する。		
(6)の業務内容について、		
相違ないことを証明する。		

3 誓約書

資格証明書

土地改良区機能強化支援事業実施要領(令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知)第5の1の(3)のオの(ア)の受講・受験資格に関する業務の経験の記載は、真実であることを誓約します。

年 月 日

氏 名

公募団体の長

殿

- 注)1 1の区分欄には、① (土地改良事業に係る業務の経験年数) 又は ② (①のうち、検査事務、監査事務、会計事務及び予算の調製に関 する事務の経験年数) のいずれかを記載する。
 - 2 1の業務の内容については原則として証明を受けること。 なお、証明を受けることが不可能である場合には、2の所属団体 (機関)の長又は人事責任者氏名欄にその理由を記載し、3の誓約 をすること。
 - 3 注) 2の証明の区分については、1の証明区分欄のいずれかに○ を記載する。

別紙様式第 19 号

〇年度 会計指導員認定候補者一覧

番号	(ふりがな)	生年月日	年齢	珇	住	所	電話番号		剪		務	先			受験資格	育成研修	認定試験
H /	氏 名	エーソロ		576	114	171	中田田 7	名	称	所	在	地	電話番号	区分	経験年数	受講時間	正答率
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		
															① (年)		
															② (年)		

- 注) 1 番号欄には、受講・受験票番号を転記すること。
 - 2 受講・受験資格の区分欄には、a (土地改良事業団体連合会)、b (土地改良区(連合))、c (国・地方公共団体)又はd (その他)のいずれかを記載する。
 - 3 受講・受験資格の経験年数欄には、① (土地改良事業に係る業務の経験年数) 又は② (①のうち、検査事務、監査事務、会計事務及び予算の調製に関する事務の経験年数) のいずれかに応じた年数を記載する。
 - 4 育成研修受講時間欄には、育成研修の延べ受講時間を記載する。
 - 5 認定試験正答率欄には、小数点第2位以下を四捨五入して算出(小数点第1位で整理。)した認定試験正答率を記載する。

			認		定	•	症	•			
				所 名 月日		0	〇 年	_	O E	生	殿
け6	農振第	第 2936	能強化支 号農林な して認定	水産	事務				-		
番	5 7	<u> </u>	第〇〇-		号						
認	定期間	튁	○年○月	〇日	から) 〇年	三3月	31 日			
	<u></u>	F ○月	〇目								

農林水産省農村振興局長

0 0 0 0

注) 番号は、年度(元号) -番号(受講・受験票番号)とする。

会計指導員認定届出書

00 00

業務を	を行う者	邻道府県 (土地改良事業団体連合会)	00					
業	□a	□ a 要領第4の1の(3)の土地改良区の経営診断・改善指導						
業務内容	□b	要領第4の1の(4)の施設・財務管理強化相談業務						
台	□с	土地改良区等の指導監査						

- 注) 1 会計指導員が本届出を行う場合には、別紙様式第20号の認定証(写し)を添付すること。
 - 2 業務内容欄には、実施する業務のチェックボックスにレ点を記載する。
 - 3 表中「要領」とは、土地改良区機能強化支援事業実施要領(令和7年4月1日付け6農振第2937 号農林水産省農村振興局長通知)をいう。

番 号 年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県土地改良事業団体連合会長名

技術実践向上研修 承認申請書

技術実践向上研修を実施したいので、土地改良区機能強化支援事業実施要綱第6の2 の(1)のイに基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1. 技術実践向上研修 事業計画概要書(別紙様式第23号)
- 2. その他参考資料

別紙様式第 23 号

技術実践向上研修 事業計画概要書

1	1	技術実践向上研修	:概要
---	---	----------	-----

(1)	研修実施方針

· / ///2 / ///	
研修実施方針	

(2) 開催概要

開催予定 年 月 日	開催回数	開催日数	時間	開 催 予定地	研修対象者数	事業費 (千円)

(3) 研修実施計画

研修の課目	研修内容	開催予定年月日	講義時間

2 事業費の内訳

区分	国 庫 補 助 金 備 考
1 技術実践向上研修経費	円
(内訳)	円

(記載要領)

- 1 表1の(1)
 - (1) 研修実施方針は、研修の目的に即した具体的実施方針
- 2 表1の(2)
 - (1) 「開催予定地」欄には、市町村名を記載する。
 - (2) 「研修対象者数」欄には、所属別に人数を記入する。
- 3 表1の(3)
 - (1) 研修実施計画は、技術実践向上研修のスケジュール、技術実践向上研修内容を記述する。
 - (2) 研修を複数回に分けて開催する場合は、開催順に記載する。

4 表 2

(1) 要綱第9の1の助成となる経費については、次のとおりとする。

	区 分	経 費
1	賃 金	日々雇用される事務補助員
2	報償費	諸謝礼
3	旅費	普通旅費、特別旅費 (協議会等旅費、日額旅費)
4	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費
5	役務費	通信運搬費
6	委託料	コンサルト等の委託料
7	使用料及び	会議用会場、研修用会場、物品等の使用料及び賃借料
貨		
8	技術員手当等	事業に直接従事する職員に対する技術員手当等(退職手当を
		除く。)
9	共済費	技術員手当等が支弁される者に対する共済組合負担金及び保
		険料、賃金が支弁される者に対する社会保険料

(2) 表の内訳は、(1) の区分ごとに経費を記述する。

別紙様式第24号

番 号 年 月 日

都道府県知事 殿

-各地方農政局長 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

技術実践向上研修の実施について

○○年○○月○○日付け○○第○○号で協議のあった技術実践向上研修の実施については、同意する。

別紙様式第25号

対象施設の評点の算定方法

対象施設の評点は、下表により算定するものとし、各評点値は切上げ整数値とする。

対象施設の評点は、下表により昇足するものと											
	ダ	A	頭	首	エ		水 機		用	水 档	
	区分	基礎点	区	分	基礎点	区	分	基礎点	区	分	基礎点
(1) 公共性の程度 ア 使用目的数 排水機場にあっては 非農地面積率	3 目 的 以 上 2 目 的 単 独	3 2 1		以 上 的 独	3 2 1	~ ~ ~ ~ ~	% 100 80 60 40 20	5 4 3 2 1	3 目 自2 目単		3 2 1
小 計 イ 河川区分	(×8.334) 1級直轄 1級指定 2級 その他	4 3 2	(×8.1 1級 1級 2 その	直 轄 指 定 級	4 3 2 1	(× 6.	667) - - -		1 級 1 級 2	8.334) 直 轄 指 定 級 の 他	4 3 2 1
小 計 ウ 提 高 頭首工にあってはセキの全長、 排水機場にあっては総口径、 用水機場にあっては河川法 (昭和39年法律第167号) に定める水利使用区分	(× 6. 250) 100 m 超	5 4 3 2 1	(× 6. 1 200 m ~ ~ ~		5 4 3 2 1	~ ~	超 4,000 3,000 2,000 1,000 500	6 5 4 3 2	(× (特 定 準 特	6.250)	3 2 1
<u>小</u> 計 工 受益面積	(× 5.000) 3,000ha 超 ~ 3,000 ~ 2,000 ~ 1,000 ~ 500	5 4 3 2 1	~ 2	超 3,000 2,000 1,000 500	5 4 3 2 1	1,000ha	超 1,000 800 600 400 200	6 5 4 3 2	(× 3 1,000h ~ ~ ~ ~ ~ ~	8.334) a 超 1,000 800 600 400 200	6 5 4 3 2
小計	(× 5.000)		(× 5.	000)		(× 5.	556)		(×	4.167)	
公 共 性 の 評 点	(以上基礎点合計	†÷ 25)	(以上基	礎点合計	⊦÷ 25)	(以上基	礎点合計	+÷ 25)	(以上	基礎点合訂	+÷ 25)

	ダ		頭 首	I	排水機		用水	機場
		基礎点		基礎点		基礎点		分基礎点
(2) 受益規模	3,000ha 超	5	3,000ha 超	5	1,000ha 超	6	1,000ha 超	6
受益面積	~ 3,000	4	~ 3,000	4	~ 1,000	5	~ 1,000	5
	~ 2,000	3 2	\sim 2,000 \sim 1,000	3 2	\sim 800 \sim 600	4 3	\sim 800 \sim 600	4 3
	\sim 1,000 \sim 500	1	\sim 1,000 \sim 500	1	\sim 600 \sim 400	2	\sim 600 \sim 400	2
	300	1	300	1	\sim 200	1	\sim 200	1
					200	1	200	1
小計	(× 20.000)		(× 20.000)		(× 16.667)		$(\times 16.667)$	
 受益規模の評点	(以上基礎点合計	⊦÷ 50)	 (以上基礎点合き	†÷ 50)	 (以上基礎点合言	+÷ 50)	(以上基礎点台	↑計÷ 50)
		·						
(3) 施設操作難易度 ア 洪水吐ゲート 排水機場にあっては自然排水、 用水機場にあっては操作制御の	有 無	2	3 門 以 上 2 門 1 門 固 定 堰	4 3 2 1	有 無	2 1	完全自 手手 重	助 2
方法								
小計	(× 16.667)		(× 8.334)		(× 25.000)		(× 11.112)	
イ 使用目的数	3 目 的 以 上 2 目 的 単 独	3 2 1	3 目 的 以 上 2 目 的 単 独	3 2 1	_ _ _		3 目 的 以 上 2 目 的 単 独	2
小 計	(× 11.112)		(× 11.112)				(× 11.112)	
ウ 河川区分 排水機場にあっては計画最大 排水量、用水機場にあっては ポンプ台数	1 級 直 轄 1 級 指 定 2 級 そ の 他	4 3 2 1	1 級 直 轄 1 級 指 定 2 級 そ の 他	4 3 2 1	20m³/s 超 ~ 20 ~ 15 ~ 10 ~ 5	5 4 3 2 1	4 台 以 ~ 3台 ~ 2台 ~ 1台	4 3 2 1
小 計	(× 8.334)		(× 8.334)		(× 10.000)		(× 8.334)	
施設操作難易度の評点	(以上基礎点合計	├÷ 50)	(以上基礎点合言	†÷ 50)	(以上基礎点合訂	+÷ 50)	(以上基礎点台	↑計÷ 50)

				用 水 機
	区 分基礎点	区 分基礎点	区 分基礎点	区 分基礎点
(4) 施設規模 (ダ ム) X ₁ :最大取水能力(m ³ /s) X ₂ :年間総取水量(百万m ³) X ₃ :集水面積(Km ²) X ₄ :総貯水量(百万m ³) X ₅ :設計洪水量(m ³ /s)		<u> </u>	$X + Z_{\circ}$ $Y_{P} = \{(Z_{P}) \times 10 + 20\} \times 50$	(用 水 機 場) ア. 契約 K W 数
X ₅ : 設計供水量(m / s) X ₆ : 提高(m) X ₇ : 提長(m)	× 1/16.5212	$\times 1/17.5318$ ただし Z_{W} の値は次のとおり	$\times 1/19.15125$ ただし Z_P の値は次のとおり	エンジンの場 合は次式によ り算定する。 KW= 0.7355ps
(頭首工) X ₁ :最大取水量(m ³ /s) X ₂ :年間総取水量(万m ³) X ₃ :計画高水量(m ³ /s)	Z _D =-1. 6676+0. 06375 X ₁ +0. 02309 X ₂ +0. 01512 X ₃ +0. 005685 X ₄ +0. 002863 X 5 +0. 03282 X ₆ +0. 003149 X	+0. 0003182 X ₃ +0. 0006648 X ₄ +0. 03866	Z _P =-1.1524+0.05970 X ₁ +0.03955 X ₂ +0.000009363 X ₃ +0.0002427 X ₄	300KW 超 5 ~ 300 4 ~ 200 3 ~ 100 2 ~ 50 1
X ₄ :流域面積(Km ²) X ₅ :セキ上高(m) X ₆ :セキ全長(m)	7	+0.005431 X ₆	+0.0001646 X ₅	小計 (× 6.667) イ.年間総取水量 1,000万m³ 超 5 ~ 1,000 4 ~ 800 3 ~ 600 2
(排水機場) X ₁ : 常時排水量(m ³ /s) X ₂ : 計画排水量(m ³ /s) X ₃ : 年間総排水量(10 ³ m ³) X ₄ : 総口径(mm) X ₅ : 集水面積(h a)				~ 400 1 小計 (× 6. 667) つ ウ.全揚程 100 m 超 5 ~ 100 4 ~ 70 3 ~ 50 2 ~ 20 1 小計 (× 6. 667)
施 設 規 模 の 評 点	(Y _D ÷ 50)	(Y _w ÷ 50)	(Y _P ÷ 50)	(以上基礎点合計÷50)

別紙様式第26号

基幹水利施設保全管理技術向上研修実施計画書

1 概要書

施調	地区名	施設名	役名 施設の概要 総合 施設 管理 管理主任			管理主体の	対筆勇	対策費負担区分				施設あたり指導 担当技術者数		
番号	· III	旭权石	旭议♥別以安	評点	所在地	主体名	住所	対策費・	国	県	受益数	その他	人数	日数
									千円	千円	千円	千円		
								千円	(%)	(%)	(%)	(%)		

2 施設調書

2-1 施設調書 (ダム)

			施設の概要										
施設	地区名	施設名	使用	受益	河川		ダム	仕 様		予備発電	最大	年間	
番号			目的	面積	区分	堤高	堤長	洪水吐ゲー トの有無	契約電力	機の容量	取水能力	総取水量	集水面積
				ha		m	m		kW	kVA	m³/s	10^{3}m^{3}	km²
*****		*****	*****	****		****	*****	**********	******	******	*******	******	******

	施設の概要										
400 Ph. 1	総貯水量 設計 管理施設の		の整備水準	建設 事業主体	建設年度	総合評点	施設の所在地	管理主体名	管理主体住所	備考	
総貯水重	洪水量	管理方法	警報施設	尹 米工件							
m³	*******	*****	*********	*****	年	*******	******	******	**********	~~~~~	

2-2 施設調書 (頭首工)

								旅	起設の	概要				
施設番号	地区名	施設名	使用目的	受益面積	河川区分	頭 セキ 全長	育 首 I セキ 上高	で 仕 様 洪水吐ゲー トの有無	契約電力	予備発電 機の容量	最大取水能力	年間 総取水量	計画洪水量	流域面積
				ha		m	m		kW	kVA	m³/s	$10^3 \mathrm{m}^3$	m³/s	km²
****	*****	*****	*****	*****	*****	****	*****	**********	******	******	********	******	******	*****

建設事業主体	建設年度	総合評点	施設の所在地	管理主体名	管理主体住所	備考
	年					

	建設事業主体					

2-3 施設調書(排水機場)

								施設の	り概要				
施設番号	地区名	施設名	H	□ * * * * * * * * * * * * * * * *	主ポ	ンプの	仕様	如公司上	-1- 44- 14W HH	予備発電	計画	常時	集水
留万			使用目的一受益		目的 受益面積 型式 口径 台数		契約電力 内然機関		機の容量	排水量	排水量	面積	
*****	******	******	****	ha	>>>>>	mm	台 >>>>>>	kW	PS	kVA	m³/s	m³/s	

		施設の概	要								
自然排	管理施設の整備水準				建設	建設年度	総合評点	施設の所在地	管理主体名	管理主体住所	備考
水樋門	管理	スクリー	除塵機	焼却炉	事業主体	建议平及	松石計点	施設の別生地	官理土仰石	官理土仲住別	1用45
の有無	方法	ンの有無	の有無	の有無							
	^^^^					年	^^^^	^^^^			
******										**********	

2-4 施設調書 (用水機場)

17. =H									施 設	の概要	Ę.			
施設番号	地区名	施設名	使用	受益	河川	主ホ	ポンプの作	士様	契約電力	内然機関	予備発電	最大	年間	かんがい
金 万			目的	面積	区分	型式	口径	台数	突 利電刀	内然機関	機の容量	取水能力	総取水量	期間
													0	
				ha			mm	台	kW	PS	kVA	m³/s	百万 m ³	月~ 月
*****	*****	*****	*****	****	~~~~		****		*****	*******	*****	*****	*****	*****

全揚程	施設 水利使用 区分	の概要 管理施設の整備水準 操作制御方式	建設事業主体	建設年度	総合評点	施設の所在地	管理主体名	管理主体住所	備考
m	*******	***************************************	*******	年	*******		********	***********	*******

2-5 施設調書 (管水路)

		₹₩ .₩	(1),11													
								施;	設の	概要						
施設	₩□□⊅	施設名	使用	受益	対象区間	(最初の自日	由水面まで)	管才	、路の何	士様		付帯	施設		最大	かんがい
番号	番号 地区名 施調	旭 取名	目的		水源施設名	終点調整 施設名	延長	型式	口径	管種	制水弁	分水 工	通気施設	その 他	流域	期間
				ha			km		mm		ケ所	ヶ所	ヶ所		m³/s	月~ 月
	^^^	>>>>>>	****	~~~~	******	******	******		****	*****	*****	^>>>	^^^	^	*****	*****

建設事業主体	建設年度	施設の所在地	管理主体名	管理主体住所	備考
	年	************	***************************************	***************************************	***************************************

2-6 施設調書 (開水路)

								施設の	概要				
施設番号	地区名	施設名		受益	対象 区間	11222	開水路の仕様	All	1	付帯施設		最大流域	かんがい
			目的	面槓	延長	規格	分類	形式	調整施設	分水工	その他		期間
*****	****	*******	****	ha	m	******	mm	**********	ヶ所	ヶ所	*****	m³/s	月~ 月

建設事業主体	建設年度	施設の所在地	管理主体名	管理主体住所	備考
	年				
***************************************	******	************	***************************************	***************************************	~~~~~

3 指導計画書

施設	16-50 A	総合	施設別技術者指導予定日数			/+++ -+ y
番号	施設名	評点	指導内容	指導者数	指導日数	備考
****	*****	*****	······	***********	******	***********
	計					

実施年月	対象者	参加予定者数	実施内容

(記載要領)

- 1 「施設番号」の欄には、当該県の基幹水利施設保全管理技術向上研修実施予定施設につき、ダム施設は D、 頭首工施設は W、排水 場は P、用水機場は U の頭記号を付して施設種別ごとに整理した番号を付する。 なお、一体管理施設にあっては、その必要が生じたもととなる対象施設の下段にそのもととなる施設の頭記 号及び整理番号を付した上、管水路は k、開水路は o の頭記号及び整理番号を付する。
- 2 「施設名」の欄には、当該施設の固有名詞を含めた名称を記載する。
- 3「施設の概要」の欄は、次のとおりとする。

ダム施設は、堤高(m)、堤長(m)、洪水吐ゲートの有無、予備発の容量(kVA) 及び契約電力(kW) を記載する。

頭首工施設は、セキ長(m)、セキ上高(m)、洪水吐ゲートの有無、予備発の容量(kVA)及び契約電力(kW)を記載する。

排水機場施設は、型式、口径(mm)、台数(台)、自然排水の有無、予備発の容量(kVA)及び契約電力(kW)を記載する。

用水機場施設は、型式、口径(mm)、台数(台)、全揚程(m)、操作制御方法及び契約電力(kW)又は出力(PS)を記載する。

管水路施設は、型式、口径(m)、管種、水源から自由水面をもつ施設までの延長(km)及び付帯施設を記載する。

開水路施設は、幅(m)、高さ(m)、水路形式及び付帯施設を記載する。

- 4 「総合評点」の欄には、別紙様式第 25 号の対象施設の評点の算定方法によって算出された総合評点を記載する。
- 5「管理主体名」の欄には、当該施設を管理している土地改良区等を記載する。
- 6「管理主体の住所」の欄には、5の管理主体の事務所の住所を記載する。

業務記録簿

担当技術者名

0000

		施設名		Tel ()	管	理主体名		Tel ()
		施設位置施設の現場				管 珪	里		
,			易 名			什	表者名		
							処	理内容	
年月日	1	指導事項		処理事項	処理事	項	未処理	事項	未処理事項の 今後処理予定

- 1 業務記録簿は、施設及び技術者別に作成し、各技術者が現地指導を行ったことについて記入する。
- 2 各技術者は、当日指導に当たった主要な事項について記入する。

別紙様式第28号

〇〇県基幹水利施設保全管理技術向上研修申請書

番 号 年 月 日

都道府県知事 殿

○○県土地改良事業団体連合会会長

下記地区の基幹的水利施設について、〇〇年度から基幹水利施設保全技術向上研修を実施したいので、土地 改良区機能強化支援事業実施要綱第6の2の(2)のイに基づき、基幹水利施設保全管理技術向上研修実施計 画概要書を添付して申請します。

記

地 区 名	施設名	対 策 費	備考
		千 円	

別紙様式第 29 号

基幹水利施設保全管理技術向上研修採択通知書

番 号 年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 内閣府沖縄総合事務局長

○○年○○月○○日付け○○号で申請のあった下記地区の基幹的水利施設について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

地 区 名	施設名	対 策 費	備考
		千 円	

〇年度 年間研修計画

○○都道府県土地改良事業団体連合会

	研修の種類	研修の課目	開催予定 年月日	開催 日数	時間	開催 予定地	研修対 象者数	費用の概算 (千円)
1	新規担当者研修							
2	換地計画実務研修							
3	換地委員等実務研修							

(記載要領)

- 1 研修の種類ごとに区分して記載する。また、同一研修を複数回開催する場合は、開催順に記載する。
- 2 「研修の課目」欄には、研修課目ごとに研修時間をカッコ書きで記載する。
- 3 「開催予定地」欄には、市町村名を記載する。
- 4 「研修対象者数」欄には、所属別に人数を記載する。
- 5 「費用の概算」欄には、当該研修に要する費用の概算を記載する。

換地技術者等名簿

○○都道府県土地改良事業団体連合会 ○年4月1日

1 土地改良換地士

登録番号	区分	所属	現住所	氏名	年齢	備考

2 一般換地技術者

所属	現住所	氏名	年齢	経験年数	経験地区数	備考

(記載要領)

1 表の1

- (1) 本表は、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号。以下「規則」という。)第 43条の2の3第1項に規定する試験に合格した者(以下「土地改良換地士」という。) について整理する。
- (2) 登録番号は、規則第43条の2の6第1項に規定する合格証書に付された番号とする。
- (3) 区分は、規則第43条の2の3第2項に規定する知識及び実務の試験の両方で合格した者をAとし、規則第43条の2の3第2項に基づき実務の試験を免除されて合格した者をBとする。
- (4) 現住所は、市町村名までとする。
- (5) 備考欄は、必要に応じ、経験地区数などの実務経歴等必要事項を記載する。

2 表の2

- (1) 本表は、土地改良換地士の資格を有さないが、過去に換地実務に携わったことがあり、今後も換地実務に携わる見込がある者について整理する。
- (2) 現住所は、市町村名までとする。
- (3)経験年数及び経験地区数は、名簿作成時点において、換地実務に携わった年数及び地区数を記載する。

(作成注意)

本名簿作成にあたっては、個人情報保護に配慮するものとし、要綱第6の2の(4)で 規定された目的以外には使用しないものする。

換地処理見込表

○○都道府県土地改良事業団体連合会

1 換地処理予定地区の処理状況

	助成区分		度末	本年面工事	F度 実施分	本年 換地処		本年 換地処分	
		換地区数	面積 (ha)	換地区数	面積 (ha)	換地区数	面積 (ha)	換地区数	面積 (ha)
	都道府県営								
元 化	44年度以降 着工団体営								
分	44年度以降 着工非補助分								
	一元化前分								
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

2 年度別面工事実施見込み表

年度 助成区分	○年度							
都道府県営								
団体営								
非補助(融資)								
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

3 換地事務団体別処理能力

		所属換地	技術者等	最近3ヶ年の	年間事務処理	年間事務処埋 能力の伸長見
	地事務 理区分	換地士	その他 換地技術者	換地事務量 (ha)	能力の推定 (ha)	起力の神及死 込 (ha)
	直営					
	地方連合会					
*	市町村					
委託	○○会社					
βL	○○換地事務所					
	その他(個人等)					
	合計	0	0	0	0	0

4 長期的換地事務処理見込み

年度 区分	○年度			
処理必要量	(ha)			
処理見込量				
処理不足量				

5 翌年度換地事務見込量

事	業主体別 分	市町村名	地区名	面積 (ha)	着手又は処理を要する 換地処分事務	換地事務担当者の有無
新規	直 営 直営計					_
着工	委 託 委託計	_			_	_
地区	計		0	0		
継	直 営 直営計					_
続地	委 託 委託計					_
区	計		0	0		
	合計		0	0		

6 翌年度処理団体別換地事務量

換地事務処理担当団体名	翌年度実施予定の換地事務	地区数(地区)	面積(ha)

7 換地事務処理の今後の方向

(1)長期的改善策	(2) 翌年度の施策

(記載要領)

以下、表の1からまでについては、当該都道府県の換地処分の実態に応じて、より見やすくかつ整理しやすい表に変更して差し支えない。

1 表の1

- (1) 助成区分欄の「都道府県営」は、国の補助金等による都道府県営の換地を伴う土地改良事業をいう。
- (2) 「44年度以降着工団体営」は、国の補助金等による昭和44年度以降着工の団体営(構造改善事業及び経営構造対策事業等の補助による区画整理及び農地造成等を含む。)の換地を伴う土地改良事業をいう。
- (3)「44年度以降着工非補助分」は、昭和44年度以降に上記の助成を受けないで着工した事業をいう。
- (4) 「一元化前分」は、上記(1)~(3)以外のもので換地事務を必要とする全ての地区とする。
- (5) 「前年度末換地処分未済量」は、換地区の全ての面工事を完了したものであって、前年度 末までに換地処分が未了のものをいう。
- (6) 「本年度面工事実施分」は、本年度において換地区の全ての面工事を完了したものをいう。 2 表の2

「助成区分」は表 1 の記載方法に準ずる。年度は翌年度を初年度として $8 \sim 10$ 年を見込むものとする。

3 表の3

- (1) 「換地事務処理区分」は直営のほかは、地方連合会等の受託団体、換地業者及び個人別に記載する。
- (2) 「最近3ヶ年の換地事務量」は、換地認可又は決定のため最近3ヶ年間に都道府県に提出した換地計画書の面積を記載する。
- (3) 「年間事務処理能力の推定」は最近の換地事務の処理実績を勘案のうえ年間処理能力を推算して記載する。
- (4) 「年間事務処理能力の伸長見込」は最近の処理実績の伸び、処理能力の拡充等を勘案の上、 新たに増加すると見込まれる面積を推算して記載する。

4 表の4

- (1) 本表の記載は、翌年度を初年度として表の1及び表の2から年間処理必要量を、また、表の3から処理見込量を推算して記載する。
- (2) 処理必要量は、前年度処理不足量に当該年度の面工事実施見込面積を加えたものとする。

5 表の5

(1) 本表は翌年度において換地事務を必要とする地区について、新規着工及び継続地区に分けて記載する。

なお、継続地区については、直営の欄には換地技術者が不足している地区のみ記載し、委託の欄には、換地事務の委託を予定している場合で、かつ委託先が未定である地区についてのみ記載すればよい。

- (2) 「換地事務担当者の有無」は、直営の場合は担当技術者の有無及び人数、委託の場合は委託決定先(継続地区を除く。)を記載する。
- (3) 計及び合計の欄中、地区名の項には、地区数を記載する。

6 表の6

「換地事務処理団体名」には、直営については「直営」として一括して記載し、委託については、受託団体別に記載する。

7 表の7

- (1)長期的改善策は、受益農地管理強化委員会が、上記資料等によって、今後、当該都道府県 の換地処理団体の処理比重、換地技術者等の所属別増強等について検討した結果を記載する。
- (2)翌年度の施策には、当該委員会が翌年度必要とする団体別換地技術者等の増強その他の具体的施策について検討の上、記載する。

別紙様式第33号

基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実施計画書

1 概要

		関係土地改良	区	指導担当技術者数		技術者数
地区名	関係土地改 良区名	受益 面積	受益 農家数	対策費用	人数	日数

2 指導計画

研修内容	研修内容別技術者指	備考		
如1個內谷	指導内容	指導者数	指導日数	佣布
1 省エネルギー化推進				
の啓発				
2 省エネルギー化推進				
の具体化に向けた現地				
指導と調査				
3 省エネルギー化の推				
進の基本構想の策定				
	計			

	研修会	
実施年月	対象者	参加予定者数

現地指導等対象施設				
施設名 施設の概要 管理主体名 管理主体の住所				

(記載要領)

- 1 「関係土地改良区」の欄には、複数の土地改良区がある場合、全ての土地改良区に関して記載する。
- 2 「施設名」の欄には、当該施設の固有名詞を含めた名称を記載する。
- 3 「施設の概要」の欄は、次のとおりとする。

ダム施設は、堤高(m)、堤長(m)、洪水吐ゲートの有無、予備発の容量(KVA)及び契約電力(kw)を記載する。

頭首工施設は、セキ長(m)、セキ上高(m)、洪水吐ゲートの有無、予備発の容量(KVA)及び契約電力(kw)を記載する。

排水機場施設は、型式、口径(mm)、台数(台)、自然排水の有無、予備発の容量(KVA)及び契約電力(kw)を記載する。

用水機場施設は、型式、口径(mm)、台数(台)、全揚程(m)、操作制御方法及び契約電力(kw) 又は出力(ps)を記載する。

管水路施設は、型式、口径(m)、管種、水源から自由水面をもつ施設までの延長(km)及び付帯施設を記載する。

開水路施設は、幅(m)、高さ(m)、水路形式及び付帯施設を記載する。

- 4 「管理主体名」の欄には、当該施設を管理している土地改良区等を記載する。
- 5 「管理主体の住所」の欄には、4の管理主体の事務所の住所を記載する。

別紙様式第34号

〇〇県基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修申請書

番 号 日

都道府県知事 殿

○○県土地改良事業団体連合会会長

下記地区について、〇〇年度から基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修を実施したいので、 土地改良区機能強化支援事業実施要綱第6の2の(5)のイに基づき、基幹水利施設省エネルギー化技 術実践向上研修実施計画書を添付して申請します。

記

地区名	対策費	備考	
	千円		

別紙様式第35号

基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修採択通知書

番 号 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長地 方農 政局長 内閣府沖縄総合事務局長

○○年○○月○○日付け○○号で申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

地区名	対策費	備考	
	千円		

業務記録簿

担当技術者名 〇〇〇〇

研修内容	(1) 省エネルギー化推進の啓発 (2) 省エネルギー化推進の具体化に向けた現地指導と調査 (3) 省エネルギー化の推進の基本構想の策定
年月日	
指導事項	

- 1 業務記録簿は、研修内容及び技術者別に作成し、各技術者が指導を行ったことについて記入する。
- 2 各技術者は、当日指導に当たった主要な事項について記入する。
- 3 研修内容は、(1) \sim (3) の該当するもの選び記載する。
- 4 当日指導に当たって使用した資料を添付する。

別紙様式第37号

特定被災土地改良区復興計画

- 1. 特定大規模災害等の名称
- 2. 対象となる土地改良区の概要

土地改良区名	受益面積	組合員数	事業実施期間	備考
			○年度~○年度	

受益面積・組合員数は〇年〇月現在

3. 被害等の状況

被害等の状況	概要
受益地の被害	
土地改良施設の被害	
土地改良区事務所の被害	
業務書類・機器等の被害	

- 4. 土地改良区の業務運営の維持に必要な業務書類・機器等の復旧計画
- (1)業務書類の復旧計画

年度	書類の種類	復旧予定費用	助成予定額	備考
○年度				
○年度				
○年度				

(2)機器等の復旧計画

年度	機器の種類	復旧予定費用	助成予定額	備考
○年度				
○年度				
○年度				

(注) 土地改良区の業務運営の維持に必要な業務書類・機器等の復旧計画については、別途、費用の積算に用いた資料を添付するものとする。

〇〇年度土地改良区機能強化支援事業補助金交付決定前着手届

○○農政局長 殿

(事業主体名)○○○○

土地改良区機能強化支援事業実施要領第8の規定に基づき、土地改良区機能強化支援 事業のうち別添の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、 着手届を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業の内容	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第39号

〇年度水土里ビジョン策定推進対策実績報告書

○○十地改良区理事長

- 1 地区名
- 2 事業実施期間 ○年度
- 3 水土里ビジョンの関係土地改良区及び地域の関係者

明龙 1 小龙古号 第	HH /C +m+ LL h	地区	組合		役員数		60.75.47.		職員数	ά	/#:	→ r.
関係土地改良区一覧	関係市町村名	面積	員数	理事	監事	計	総代数	専任	兼任	計	備	考
合 計												
地域の関係者						•					•	

- 4 地域実態調査の実施状況
 - (1)調査の内容
 - (2)調査結果
- 5 関係土地改良区及び地域の関係者との調整状況
- 6 水土里ビジョンの認可申請の状況
- (注) 1 5の関係土地改良区及び地域の関係者との調整状況は、3に記載した関係土地改良区 及び地域の関係者との調整状況を記載する(土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 57条の14に規定する協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の開催状況(開 催年月日、出席者、検討項目)を記載する。)。
 - 2 6の水土里ビジョンの認可申請の状況は、水土里ビジョンの認可申請の時期について、 実績又は予定を記載する(既に都道府県知事の認可済みの場合は認可年月日を記載す る。)。

(添付資料)

- 1 地域実態調査票
- 2 水土里ビジョン

別紙様式第 40 号

〇年度水土里ビジョン策定推進対策実施結果報告書

○○都道府県

		事業	関係土地	也改良区		地域	の関係者	音の数		地域実	認可申請の
地区名	代表	実施	梦	汝						態調査	(予定) 時期
	改良区	期間	改良区数	地区面積	市町	多面	その他	農業	その	の概要	(認可済みの場
	名		(代表	計 (ha)	村	組織	の施設	団体	他		合はその時期)
			含)				管者				

(添付資料) 水土里ビジョン策定推進対策実績報告書の写し

別紙様式第 41 号

〇年度統合再編整備事業(統合整備)実績報告書

(合併の場合)

○○都道府県○○地区(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型、水系単位・市町村単位・その他別)

○○土地改良区

- 1 事業実施期間
- 2 実施結果
- (1) 合併前後の状況

区分	土地改良区	地区	組合			総代数		哉員数		合併の方法	備考		
		面積	員数	概要	別分類	理事	監事		専任	兼任	計	(新設又は吸収の別)	
合併前													
計													
合併後													

- (2)合併契約の締結及び附帯施設整備費(水管理等施設整備、業務運営合理化施設整備、管理 施設情報電子化整備)補助金の交付年月日
- (3) 合併認可年月日
- (4) 附帯施設整備の完了年月日
- (5) 附帯施設整備の概要
 - ① 水管理等施設整備(対象施設の種類、名称、整備内容、事業費等)
 - ② 業務運営合理化施設整備(整備した機器の名称、数量、価格等)
 - ③ 管理施設情報電子化整備(整備内容、事業費等)
- (注) 1 本報告書は、地区ごとに別葉とすること。
 - 2 事業実施年度、附帯施設整備費補助金の交付年度及び附帯施設整備の完了年度が異なる場合には、その年度ごとに本報告書を作成すること。
 - 3 附帯施設整備の完了年度においては、統合整備計画書、合併契約書の写し及び合併 前後の地区の関係を示す略図を添付すること。
 - 4 合併前の「地区面積」及び「組合員数」の「計」欄には、実数を括弧書きで記載する。
 - 5 「備考」欄には、関係市町村名を記載する。

(土地改良区連合の設立の場合)

○○都道府県○○地区(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型、水系単位・市町村単位・その他別)

○○土地改良区(○○土地改良区連合)

- 1 事業実施期間
- 2 実施結果
- (1) 土地改良区連合及び所属土地改良区の状況

区分	事業又は事務の概要		職員数		備考
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	専任	兼任	計	TVIEL (5)
土地改良区連					
合の状況					

巨八	土地改	地区	組合	事業等	事業形態		職員数		備考
区分	良区名	良区名 面積 員数		概要	別分類	専任	兼任	計	佣布
所属土地改良									
区の状況									
<u>計</u>									

- (2) 土地改良区連合の設立契約の締結及び附帯施設整備費(水管理等施設整備、業務運営合理化施設整備、管理施設情報電子化整備)補助金の交付年月日
- (3) 設立認可年月日
- (4) 附帯施設整備の完了年月日
- (5) 附帯施設整備の概要
 - ① 水管理等施設整備(対象施設の種類、名称、整備内容、事業費等)
 - ② 業務運営合理化施設整備(整備した機器の名称、数量、価格等)
 - ③ 管理施設情報電子化整備(整備内容、事業費等)
- (注) 1 本報告書は、地区ごとに別葉とすること。
 - 2 事業実施年度、附帯施設整備費補助金の交付年度及び附帯施設整備の完了年度が異なる場合には、その年度ごとに本報告書を作成すること。
 - 3 附帯施設整備の完了年度においては、統合整備計画書、土地改良区連合の設立契約 書の写し及び設立前後の地区の関係を示す略図を添付すること。
 - 4 「地区面積」及び「組合員数」の「計」欄には、実数を括弧書きで記載する。
- 5 「備考」欄には、関係市町村名を記載する。

(合同事務所の設置の場合)

○○都道府県○○地区(合同事務所)

○○土地改良区

- 1 事業実施期間
- 2 実施結果
- (1) 合同事務所設置前後の状況

区分	土地改良区名	地区 面積	組合員数	事業概要	事業形態別 分 類	職 専任	員 兼任	数計	備	考
関係土地 改良区の 状況		шпя	7.20		7,7,7,7,7 <u>7,7</u>	7) IT.	水江	н		
計										

区分	設	設置の				職	員	数	備	考
区分	砇	旦	<i>(</i>)	Л	伝	専任	兼任	計	7V用	与
合同事務 所の状況										
所の状況										

- (2) 合同事務所の設置契約の締結及び附帯施設整備費(業務運営合理化施設整備)補助金の交付年月日
- (3) 合同事務所設置年月日
- (4) 附帯施設整備の完了年月日
- (5) 附帯施設整備(業務運営合理化施設整備)の概要、整備した機器の名称、数量、価格等
- (注) 1 本報告書は、地区ごとに別葉とすること。
 - 2 事業実施年度、附帯施設整備費補助金の交付年度及び附帯施設整備の完了年度が異なる場合には、その年度ごとに本報告書を作成すること。
 - 3 附帯施設整備の完了年度においては、統合整備計画書、合同事務所の設置契約書の写 し及び合同事務所設置後の事務局の組織機構図を添付すること。
 - 4 「地区面積」及び「組合員数」の「計」欄には、実数を括弧書きで記載する。
 - 5 「設置の方法」欄には、事務所を独立して設置したか、市町村役場等に併設する方法 によったか等の別を「独立設置」、「市町村役場併設」、「農協事務所併設」等と記載 する。
 - 6 「備考」欄には、関係市町村名を記載する。

別紙様式第 42 号

〇年度統合再編整備事業(管理再編整備)実績報告書

○○土地改良区理事長 ○○市町村長 ○○都道府県土地改良事業団体連合会会長

- 1 事業実施期間 ○年度~○年度
- 2 管理再編整備検討委員会の構成

氏	名	他	の	役	職	

- 3 管理再編整備検討委員会の開催状況
- (1) 開催状況

区分	開催年月日	出席委員名	検 討 項 目
第回目			
第回目			

- (2) 検討内容
- 4 地域実態調査
- (1)調査の内容
- (2)調査結果
- 5 管理再編整備計画の概要
- 6 附帯施設整備の実施内容
- (1) 水管理等施設整備
- (2)業務運営合理化施設整備
- (注) 1 3の(2)の検討内容は、検討事項及び検討結果を委員会の開催ごとに取りまとめて記載する。
 - 2 6の(1)の水管理等施設整備は、対象施設の種類、名称、所在地、整備内容、事業費等を記載する。
 - 3 6の(2)の業務運営合理化施設整備は、対象機器の種類、名称、数量、取得時期、価格等を記載する。

(添付資料)

- 1 地域実態調査票
- 2 管理再編整備計画書(参考例を参照のこと。)

管理再編整備計画書の記載例

I 施設管理再編計画

1 施設管理の再編の基本方向

集落管理組織の機能低下、隣接地域の地区編入等に伴う施設管理の再編の基本的な考え方について記述する。

2 施設管理の現状

基幹的施設及び末端施設の管理の状況、組合員等の意向調査等を踏まえて施設管理の 現状について記述する。

- 3 施設管理に関する計画
- (1) 用水施設関係
 - ① 用水施設の種類別に名称、位置、規模、構造等について記述する。
 - ② 営農状況、水利用の実態、施設管理の現状等を踏まえて、用水施設ごとの取水時期、配水時期、用水量、受益面積、配水方法等を記述する。
- (2) 排水施設関係
 - ① 排水施設の種類別に名称、位置、規模、構造等について記述する。
 - ② 営農状況、水利用の実態、施設管理の現状等を踏まえて、排水施設ごとの排水時期、排水量、排水面積、排水方法等を記述する。
- (3) その他施設関係
- (4) 施設管理の省力化、コスト削減関係 施設管理の省力化、コスト削減に関する取組等について記述する。
- (5)維持管理費関係

維持管理費の概算と負担の方法(賦課金、附帯事業、関係機関との分担等)等について記述する。

4 施設整備に関する計画

施設ごとの点検整備の時期及び方法、整備補修の時期及び資金計画等について記述する。

- 5 関係機関との調整に関する計画
 - 管理区分の再編等に伴い必要となる市町村等関係機関との維持管理費の分担等に関する調整方法について記述する。
- 6 その他必要な事項

Ⅱ 管理組織再編計画

1 管理組織の現状

施設管理の状況、夫役の現状、組合員等の意向調査等を踏まえて管理組織の現状について記述する。

2 管理体制の整備に関する計画

施設管理再編計画、営農状況、水利用の実態等に即した土地改良区職員の配置替、管理技術者の育成等の管理体制の整備計画について記述する。

- 3 下部組織の再編に関する計画
 - 施設管理再編計画、組合員等の意向調査等を踏まえて下部組織の再編について記述する。
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 附属資料

- 1 管理再編整備計画図面
- 2 管理体制模式図

別紙様式第 43 号

〇年度統合再編整備事業(土地利用再編整備)実績報告書

○○土地改良区理事長 ○○市町村長 ○○都道府県土地改良事業団体連合会会長

- 1 事業実施期間 ○年度~○年度
- 2 土地利用再編整備検討委員会の構成

氏	名	他	の	役	職	

- 3 土地利用再編整備検討委員会の開催状況
- (1) 開催状況

区分	開催年月日	出席委員名	検 討 項 目
第回目			
第回目			

- (2) 検討内容
- 4 地域実態調査
- (1)調査の内容
- (2)調査結果
- 5 土地利用再編整備計画の概要
- 6 附帯施設整備の実施内容
- (1) 水管理等施設整備
- (2)業務運営合理化施設整備
- (注) 1 3の(2)の検討内容は、検討事項及び検討結果を委員会の開催ごとに取りまとめて記載する。
 - 2 6の(1)の水管理等施設整備は、対象施設の種類、名称、所在地、整備内容、事業費等を記載する。
 - 3 6の(2)の業務運営合理化施設整備は、対象機器の種類、名称、数量、取得時期、価格等を記載する。

(添付資料)

- 1 地域実態調査票
- 2 土地利用再編整備計画書(参考例を参照のこと。)

土地利用再編整備計画書の記載例

I 土地利用再編計画

- 1 施設管理の再編の基本方向 土地利用の変化等に伴う施設管理の再編の基本的な考え方について記述する。
- 2 施設管理の現状

基幹的施設及び末端施設の管理の状況、組合員等の意向調査等を踏まえて施設管理の 現状について記述する。

- 3 施設管理に関する計画
- (1) 用水施設関係
 - ① 用水施設の種類別に名称、位置、規模、構造等について記述する。
 - ② 営農状況、水利用の実態、施設管理の現状等を踏まえて、用水施設ごとの取水時期、配水時期、用水量、受益面積、配水方法等を記述する。
- (2) 排水施設関係
 - ① 排水施設の種類別に名称、位置、規模、構造等について記述する。
 - ② 営農状況、水利用の実態、施設管理の現状等を踏まえて、排水施設ごとの排水時期、排水量、排水面積、排水方法等を記述する。
- (3) その他施設関係
- 4 施設整備に関する計画 施設ごとの点検整備の時期及び方法、整備補修の時期、資金計画等について記述する。
- 5 関係機関との調整に関する計画 管理区分の再編等に伴い必要となる市町村等関係機関との調整方法について記述す る。
- 6 その他必要な事項

Ⅱ 管理組織再編計画

1 管理組織の現状

施設管理の状況、夫役の現状、組合員等の意向調査等を踏まえて管理組織の現状について記述する。

2 管理体制の整備に関する計画

土地利用再編計画、営農状況、水利用の実態等に即した土地改良区職員の配置替、管理技術者の育成等の管理体制の整備計画について記述する。

- 3 下部組織の再編に関する計画
 - 土地利用再編計画、組合員等の意向調査等を踏まえて下部組織の再編について記述する。
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 附属資料

- 1 土地利用再編整備計画図面
- 2 管理体制模式図

別紙様式第 44 号

〇年度統合再編整備事業(統合整備)実施結果報告書

○○都道府県

														-/14//11
事業	X A	土地引	女良区	統合整備基	合併又は土地改良			附背	寺 施	設	整	備		
事業	(合併、土地改良区連合の設	合併前	合併後	本計画等の	区連合の設立の認 可若しくは合同事	水	管理等施設團	M	業務運	営合理化施	設整備	管理施設情報	服電子化整備	備考
天爬朔间	立又は合同事務所の設置)		口顶饭	位置付け	務所の設置年月日	施設の種類	整備内容	事業費	機器の種類	数量	価格	整備内容	事業費	

⁽注) 土地改良区連合の設立又は合同事務所の設置の場合は、合併前の欄は空欄とし合併後の欄に土地改良区連合の所属土地改良区又は合同事務所の関係土地改良区の名称を記載するものとする。

(添付資料) 統合再編整備事業 (統合整備) 実績報告書の写し

別紙様式第 45 号

〇年度統合再編整備事業(管理再編整備)実施結果報告書

○○都道府県

		1	1												
土地改	事務所	事業	管 理	再 編	地域実			管	理理	手 編	整備	Ī		備	考
良区名	所在地	実施	検討す	検討委員会		計画	ijσ		附者	帯 施	設 整	備			
		期間	開催	検討	の概要	概要		水管理等施設整備		業務運営合理化施設整備					
			回数	事項				施設の種類	整備内容	事業費	機器の種類	数量	価格		

(添付資料) 統合再編整備事業(管理再編整備) 実績報告書の写し

別紙様式第 46 号

〇年度統合再編整備事業(土地利用再編整備)実施結果報告書

○○都道府県

土地改	事務所	事業	土地利	用再編	地域実			\pm	土地利。	用再編	整備			備	考
良区名	所在地	実施	整備検討	整備検討委員会		計画	計画の 附帯施設				設 整	備			
		期間	開催	検討	の概要	の概要 概 要		水管理等施設整備		業務運営合理化施設整備					
			回数	事項				施設の種類	整備内容	事業費	機器の種類	数量	価格		

(添付資料) 統合再編整備事業 (土地利用再編整備) 実績報告書の写し

別紙様式第 47 号

〇年度統合整備重点指導地区に対する指導実績報告書

(都道府県名)

1 地区名等

地区名	関係土地改良区名	合併類型(水系・市町村・その他)

- 2 事業実施期間 ○年度~○年度
- 3 統合整備推進委員会の構成

W-H == 111 (F : 117)				
氏 名	他	\mathcal{O}	役耳	能

- 3 統合整備推進委員会の開催状況
- (1) 開催状況

区分	開催年月日	出席委員名	検 討 項 目
第 回目			
第 回目			

- (2) 検討内容
- 4 地域実態調査等
- (1)調査の内容
- (2) 調査結果
- (3) 関係土地改良区に対する指導等の実施状況
- 5 統合整備推進計画の策定方針又は概要
- (注) 1 土地改良区名は、事業の対象となる土地改良区の名称を記載する。
 - 2 3の(2)の検討内容は、検討事項及び検討結果を委員会の開催ごとに取りまとめて記載する。

(添付資料)

- 1 地域実態調査票
- 2 統合整備推進計画

〇年度施設 · 財務管理強化対策実績報告書

○○都道府県土地改良事業団体連合会

- 1 管理運営体制強化委員会
- (1)委員会の構成

氏 名	所属及び役職名

(2) 開催状況等

区 分	開催年月日	出席状況	検 討 項 目 等
第〇回目		出席○名、欠席○名	

- 2 土地改良施設の診断・管理指導
- (1) 土地改良施設の診断・管理指導に従事した管理専門指導員の氏名及び所属

氏 名	所属及び役職名

(2)診断·管理指導内容等

土地改良区等名	対象施設 の 種 目	診断事項	指導内容	指導の時期 (月日~月日)	定期診断指導又は 要請診断指導の別
計				延日数	

- 注:1 都道府県から地方農政局(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、北海道にあっては農村振興局)への報告にあたっては、上表のほか別記付表の集計表を添付すること。
 - 2 「延日数」とは、現地における診断・管理指導に要した延日数であって、内業に 要した日数は含まない。

別記付表

豆 八	診断・管理指導土地改良区等数					診園	折・管理	指導施	設数			,,,,	-tz.	
区分	改良区	農協			舢	ダム	頭首工	揚水機			灬	指導延日数	備	考
定期診断指導														
要請診断指導														
11														

注:「延日数」とは、現地における診断・管理指導に要した延日数であって、内業に要した日数は含まない。

- 3 土地改良区の経営診断・改善指導
- (1) 経営診断

土地改良区 (連合)	指導回数		指導実施者 (人)		農 李
(連合)	11年四級	会計指導員	地方連合会	合計	備考

(2) 改善指導

土地改良区 (連合)	指導回数		指導実施者 (人)		備考
(連合)	旧等凹数	会計指導員	地方連合会	合計)

- 注:1 表の1行につき、1土地改良区に対する経営診断・改善指導の実績について記載する。
 - 2 「指導回数」欄には、1土地改良区当たりの指導の回数をそれぞれ記載する。
 - 3 「指導実施者」欄には、表の区分ごとに、指導に当たった延べ人数を記載する。なお、「地方連合会」欄には、会計指導員の資格を有しない地方連合会の職員について記載する。
- 4 施設·財務管理強化相談業務

(1) 相談指導員等

11:15 44 11 11 7				
所	属	Į	氏	名

(2) 専門家の委嘱

区分	氏 名

注:「区分」欄には、委嘱した専門家の区分(弁護士、公認会計士等)を記載する。

(3) 相談対応回数

口

(4) 相談事案別件数

市 安 八 粨	lH-	地理方法(最終処理) + 数					考
事案分類	件	刻	文書回答	面接	現地指導	備	<i></i>
		件	件	件	件		
			IT	IT	IT		

分類例:①土地改良事業に関する苦情・紛争への対応、②土地改良事業計画の作成・工事 実施に関する指導、③事業主体の組織運営上の指導、④土地改良施設の管理に関す る指導、⑤農業水利に関する指導、⑥土地改良法令に関する指導、⑦換地処分その 他農用地集団化に関する指導、⑧複式簿記会計、⑨指導監査の導入、⑩非補助土改 良事業の推進活動、⑪その他、等

(5) 相談事案別相談者別件数

7 作歌事来が作歌台が什 数							
事案分類	改良区	市町村	農協	数人共同施行	個人	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件

注:事案分類は(4)の分類と同じ分類とすること。

5 非補助土地改良事業推進支援

(1) 研修会·担当者会議

ア 担当者研修会

		参加者数等		汝 等	/ -++: - -y -
開催月日	開催場所	研修テーマ	改良区数	人数	備考
	開催月日	開催月日開催場所	開催月日 開催場所 研修テーマ	開催月日 開催場所 一 研修テーマ	開催月日 開催場所 研修テーマ

イ 担当者会議

ナたる 今詳 々		88 JRJ 48 SC	参加者		女等	/±= ±z.
主たる会議名	開催月日	開催場所	議題(テーマ)	改良区数	人数	備考

(2) 現地推進指導活動

区分	実 施 年月日	実施テーマ	同行 者数	巡回指導対象先名称 國際 調
第回目			名	
第 回目				

					名				
第回目					名				
同行者の所	同行者の所属組織の名称								
3) その他の	推進指導活動	l							
実 施						-			

((3))その作	也の推	進指導	活動

実 施 年月日	手 法	具体的内容	対 象 先

別紙様式第49号

○年度土地改良区機能強化支援事業実績報告書 (受益農地管理強化対策及び換地等技術向上研修)

○○都道府県土地改良事業団体連合会

1 受益農地管理強化対策

(1) 換地選定に関する指導

ſ	項目	合計	一般指導地区(内訳)				重点指導地区(内訳)			
	行訂	土地改良区等	市町村	その他	小計	土地改良区等	市町村	その他	小計	
	指導地区数	0				0				0
	指導日数	0				0				0

(2) 換地処分未了地区等の解消に関する指導

			内訳							
指導	指導地区数				手度末で補助が打ち切 れた地区数	換地処分未了地区等とな るおそれのある地区数				
	()		()		()	()				
区分	分 指導換地区名		指導対象団体名	7	指導	指導日数				

[※]別紙様式第13号の換地処分未了地区等指導台帳を添付すること。

(3) 財産管理制度等の活用に関する指導

ア 普及・啓発活動

	H 297		
対象地区名	対象団体名	普及・啓発活動の概要	活動日数

イ 制度活用指導

(ア) 換地業務の実施に支障が生じている地区

	指導地区名	指導団体名	指導の概要	指導日数
ſ				

(イ) 土地改良事業の実施に支障が生じている地区

指導土地改良区名	指導の概要	指導日数

- (4) 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導
 - ア 交換分合推進対策

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対する助言・指導

7 10 17 7 7 7			
対象地区名	対象団体名	助言・指導の概要	助言・指導日数

イ 農用地利用集積推進対策

(ア) 本年度指導地区の実績

推進会議開催回数	換地専門指導員数	指導地区数			
指導地区名	指導の概要				実施年/指導計画年

(イ) 本年度指導終了地区の集計表

	地区数	地区の農 地面積 (ha)	担い手の 農地面積 (ha)	担い手の 農地集積率 (%)	農家戸数	担い 手数
基盤整備事業実施前						
基盤整備事業実施後						
本対策実施前						
本対策実施後						

[※]別紙様式第14号の農用地利用集積推進対策地区調書を添付すること。

- 2 換地等技術向上研修
- (1) 換地事務に関する研修
 - ア 換地技術者の把握

	地方連合会		土地改良区等都道府県・市町村		・市町村	換地業者等		その他		計		
土地改良換地士											()
一般換地技術者	3年未満	3年以上	3年未満	3年以上	3年未満	3年以上	3年未満	3年以上	3年未満	3年以上	3年未満	3年以上
一双换地汉州有												

イ 翌年度の換地事務量等及び換地事務量等の見通し 別紙様式第32号の換地処理見込表を添付すること。

ウ 各種研修実績

項目				受講者数(内訳)							うち換地技術者等数		
項目	実施 の有 無	開催回数	延べ 開催 日数	地方連 合会	市町村	土地改良区等	換地委 員 (準 備委 員)	事業推進委員	土地改良区等 役員	その他	合計	土地改良換地士	一般換地 技術者
新規担当者研修											0		
換地計画実務研修											0		
換地委員等実務研修											0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 交換分合に関する研修

交換分合実務研修及び講習の実績

	<u> </u>	1 7 177 19 11 19 77		٠,						
	区分	開催日数	受講者数(内訳)							
			農業委員会	土地改良区等	市町村	その他	合計			
	研修						0			
	講習						0			

(記載要領)

- 1 日数はすべて0.5日単位で記載する。
- 2 表の1の(1)並びに2の(1)及び(2) 土地改良区等には、土地改良区連合を含む。
- 3 表の1の(1)

一般指導地区数には要領第4の2の(2)のイの(ア)の地区を、重点指導地区数には要領第4の2の(2)のイの(イ)の地区を記載する。

4 表の1の(2)

- (1) 指導地区数欄は、上段に換地費の補助を受けている地区数を、下段に換地費の補助を受けていない地区数を記載するとともに、() 書きで換地区数を併記する。
- (2) 区分欄には、事業完了予定年度を越えているにも関わらず換地処分が未了の地区は 「1 」、1となるおそれのある地区は「2 」と記載する。
- (3) 換地費の繰り越しがあった場合は、繰り越された年度まで換地費の補助があったものとして整理する。
- 5 表の1の(4)のイの(イ) 別紙様式第14号の農用地利用集積推進対策地区調書を集計して記載する。
- 6 表の2の(1)のア
- (1) 別紙様式第31号の換地技術者等名簿を基に作成する。
- (2) 3年未満、3年以上は経験年数区分である。
- (3) 土地改良区等には、土地改良区連合を含む。
- (4) 換地業者等には、個人も含む。

別紙様式第50号

〇年度技術実践向上研修 実績報告書

事業主体

1 技術実践向上研修の実施状況

門 /出		月月 <i> </i> 火火	15 <i>1</i> 5		受 講	者数	
場所	年月日	開催即数	開 催 日 数	市町村	土地改 良区等	その他	合計

2 技術実践向上研修の研修講義内容

開催年月日	講義課目	講義内容	講師所属	講師氏名	講義時間	備	考

3 協議回数状況

協議	協議	ブロック	参加者(内訳)					
年月日	回数	7497	国	地方連合会	都道府県	その他	合計	

(記載要領)

1 表の1

- (1) 「土地改良区等」には、土地改良区連合も含む。
- (2) 研修開催プログラム等については、別途添付のこと。

2 表の2

(1)「講義内容」は、具体的な内容を記述する。

3 表の3

- (1) ブロックは、例えば、北海道と東北農政局管内で行った場合、「北海道・東北」と記載する。
- (2) 協議した事項については、別途添付のこと。

別紙様式第51号

〇〇年度 基幹水利施設保全管理技術向上研修実績報告書

○○都道府県知事

○○年○○月○○日付け○○第○○号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設保全管理技術向上研修について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区機能強化支援事業実施要綱第 11 の 2 に基づき報告します。

記

1. 地区名

2. 指導日数及び人数等

2-1 指導・援助

施設	+ <i>k</i> -⇒n, <i>b</i>	総合	施設別技					
番号	施設名	評点	指導内容	指導人数	指導日数	延べ指導日数	備考	
*****		******		**********		^^^		
計								

2-2 技術講習

研修会名	開催年月	対象者	出席者数	研修内容

参加者名簿及び議事次第を添付すること。

〇年度監査実務等向上研修実施結果報告書

○○都道府県土地改良事業団体連合会

		講	 遠内容			加者	数		
開催月日	開催場所	課目	時間数	土地改良区	土地改良事業 団体連合会	都道府県	市町村	その他	備考

(注) 「参加者数」欄の「その他」に該当する場合は、備考欄に所属を記載するものとする。

別紙様式第53号

〇〇年度 基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修実績報告書

○○都道府県知事

○○年○○月○○日付け○○第○○号をもって、補助金の交付決定の通知があった基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修について、下記のとおり対策を実施したので、土地改良区機能強化支援事業実施要綱第11の2に基づき報告します。

記

1. 地区名

2. 指導日数及び人数等

2-1 指導・援助

2 1 10 寸 1次约				
研修内容	研修内容別技術者指		備考	
柳杉丹谷	指導内容	指導者数	指導日数	1佣石
1 省エネルギー化推進				
の啓発				
2 省エネルギー化推進				
の具体化に向けた現地				
指導と調査				
3 省エネルギー化の推				
進の基本構想の策定				
	計			

業務記録簿を添付する。

2-2 研修会

研修会名	開催年月	対象者	出席者数	研修内容

参加者名簿及び議事次第を添付する。

2-3 基本構想の策定

施設名	施設の概要	管理主体名	管理主体の住所	基本構想の概要

策定した基本構想を添付する。

〇年度土地改良区運営基盤強化推進研修実施結果報告書

(事業主体名) ○○○○

		講			参	加者	数			
開催月日	催月日 開催場所 		時間数	土地改良区	土地改良事業 団体連合会	都道府県	市町村	その他	備	考

(注) 「参加者数」欄の「その他」に該当する場合は、備考欄に所属を記載するものとする。

別紙様式第55号

〇年度施設管理研修(管理専門指導員研修及び整備補修事例検討会)実施結果報告書

(事業主体名) ○○○○

1. 管理専門指導員研修

		講	· 内		参	加者	数		
開催月日	開催場所	課目	時間数	土地改良事業 団体連合会	土地改良区	都道府県	市町村	その他	備考

(注) 「参加者数」欄の「その他」に該当する場合は、備考欄に所属を記載するものとする。

2. 土地改良施設の整備補修事例検討会の開催

3). 6	00 Mi n +			参 加	者 数		選定事例及び	/++-	-1
ブロック名	開催月日	開催場所	玉	土地改良事業 団体連合会	その他	計	検討内容	備	考

(注) 「検討項目」欄には、都道府県から選定した土地改良施設の整備補修事例及び診断・管理 指導の技術の共有化を図るべきとした事例について記載するものとする。

別紙様式第56号

〇年度施設管理研修(小水力等発電技術者育成研修)実施結果報告書

(事業主体名) ○○○○

土地改良区機能強化支援事業実施要綱第 11 の 3 に基づき、別紙のとおり事業実績報告書を提出します。

(要領)

事業実績報告書として、以下の書類を添付すること。

- 1. 事業実施計画書
- (注1)事業実績が、課題提案書から軽微な変更があった場合は、提案され た課題提案書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。
- (注2)事業実績が、課題提案書と同様の場合においては、「なお、事業実施内容等は、課題提案書と同様であった。」旨加筆し、課題提案書の添付は省略できる。
- 2. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3. 外部へ事業の一部を委託した場合は、委託契約書の写し
- 4. 本事業による成果を取りまとめた報告書 実施結果報告書は、紙媒体の報告書(1部)と電子媒体の報告書(CD-ROM等により1枚)を添付すること。

〇年度会計指導員育成研修実施結果報告書

(事業主体名) ○○○○

1 育成研修

		育成	研修内		Ž	受 講	者数	ζ		
開催月日	開催場所	課目	時間数	土地改良事業 団体連合会	土地改良区 OB	国OB	地方公共団体 OB	その他	合 計	備考

(注) 「参加者数」欄の「その他」に該当する場合は、備考欄に所属を記載するものとする。

2 認定試験

明/宏日口	111/2/14 元			受験	者数			会計指導員	備考
開催月日	開催場所	土地改良事業 団体連合会	土地改良区 OB	国OB	地方公共団体 OB	その他	合 計	認定者数	1佣石

(注) 「参加者数」欄の「その他」に該当する場合は、備考欄に所属を記載するものとする。

1

〇年度土地改良区機能強化支援事業実績報告書 (受益農地管理強化対策及び換地関係異議紛争処理実務研修)

事業主体

	受益農地管理強 財産管理制度 委員会の構成	等活用推進委員会			
		所属	役職	氏名	
イ	委員会の開催	崖 状況			
	区分	開催年月日	出席委員	検討項目等	
	第回				
ウ	検討内容				
2)		等活用実態調査		調木	
	地区名	調査年月日		調査内容	
	※調査結果を別	<u> </u> 別途添付すること。			
3)		等活用マニュアル(童管理制度等活用マ	の作成 アニュアルを別途添付	·するものとする。	
4)		等の普及・啓発			
	対象地区名	活動年月日		活動内容	
•	※本表は、財産 宜修正するもの		進委員会による普及	・啓発に関する検討結果により	適

2 換地関係異議紛争処理実務研修

即爆坦武	即爆年日 日	朗 /皮口粉	ブロッカタ			参加者数	(内訳)		
州惟物別	開催年月日	刑惟口奴	ノロック石	地方連合会	土地改良区等	都道府県	市町村	その他	合計
									0
									0
									0
									0

- 3 地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等
- (1) 地方連合会から提出された換地処分未了地区等の解消に関する指導地区の処理方策

地方連合会名	換地区名	助言等の概要	助言等日数

(2) 異議紛争の未然防止に関する事項

地方連合会名	助言等の概要	助言等日数

(記載要領)

- 1 表の1
- (1) 受益農地管理強化対策の実績については、農村振興局長が別に定める公募要領に基づき選定された団体が当該年度に実施した事業の実績について報告する。
- (2) 開催日数は0.5日単位で記載する。
- (3) 土地改良区等には、土地改良区連合を含む。
- 2 表の2及び表3

日数は0.5日単位で記載する。

別紙様式第59号

○年度特定被災土地改良区復興支援対策実績報告書

1. 特定大規模災害等の名称

2. 事業認定状況

事業実施期間	被害等の状況	備考
○年度~○年度		

3. 実施状況

土地改良区名	業務書類・機器等 復旧助成額	備考	
	円		

土地改良施設診断の評価基準

目 次

Ι.	. 適用区分等	1
1	1. 施設の分類	1
2	2. 評価方法	1
3	3. 各施設の評価基準の適用	2
4	4. 各評価区分ごとの評価点と整備補修の緊急度の関係	3
Π.	. 各施設の評価基準	4
1	1. 水路	4
	(1) 開水路(フルーム水路)の評価基準	<u> </u>
	(2) その他水路(矢板水路、柵渠水路)の評価基準	5
	(3) その他水路(石積み、ブロック水路)の評価基準	5
	(4) その他水路(ライニング水路)の評価基準	6
	(5) 管水路 (パイプライン) の評価基準	7
2	2. 頭首工、樋(水)門	8
	頭首工(樋(水)門含む)の評価基準	8
3	3. 用排水機場	9
	(1)用排水機場の評価基準	9
	(2) 建屋・土木構造物の評価基準	11
4	4. ため池・アースダム、コンクリートダム	
	(1) ため池・アースダムの評価基準	
	(2) コンクリートダムの評価基準	13
5	5. ゲート	
	(1)油圧式ゲートの評価基準	14
	(2) 鋼製ゲートの評価基準	15
	(3) ゴム引布製起伏堰の評価基準	
6	6. 各施設共通	
	(1) 鉄筋コンクリート構造物の評価基準	17
	(2) 無筋コンクリート構造物の評価基準	17
	(3) 電気設備の評価基準	
	(4)塗装塗膜劣化の評価基準	
	(5)水管理制御設備の評価基準	20
	(6) ディーゼル機関の評価基準	21
	(7) 除塵機の評価基準	22

I. 適用区分等

1. 施設の分類

(1) 土木構造物

鉄筋コンクリート・無筋コンクリート・石積み等で造られた構造物(用排水路、ダム、頭首工、水門の門柱等)。ため池、管水路、土水路、揚水機場の建屋を含む。 ただし、ゲート類、弁類等の機械施設及び受電盤、操作盤等の電気設備は除く。

(2)機械施設

ポンプ、電動機、ディーゼル機関、空気圧縮機、除塵機(スクリーンを含む)、ゲート類 (開閉装置含む)、弁類等

(3) 電気設備

受電盤、配電設備、操作盤、制御盤等。 TC・TM等の通信通報用設備

(4) 管理施設及び安全施設

管理橋、歩廊、階段工、防塵ネット等 手摺り、防護柵等の安全施設、水位計、流量計等の観測施設を含む。

2. 評価方法

用排水機場、ダム、頭首工等ほとんどの農業水利施設は、コンクリート構造物、機械施設、電気設備等の複合体であるので、評価はコンクリート構造物、機械施設、電気設備等に分類しそれぞれ行う。

3. 各施設の評価基準の適用

(1) 水路

- 1) 開水路(フルーム水路) の評価基準
- 2) その他水路(矢板水路、柵渠水路)の評価基準
- 3) その他水路(石積み、ブロック水路)の評価基準
- 4) その他水路(ライニング水路)の評価基準
- 5) 管水路(パイプライン) の評価基準
- 6) 各施設共通の評価基準

(2) 頭首工、樋(水) 門

- 1) 頭首工(樋(水)門含む)の評価基準
- 2) 各施設共通の評価基準

(3) 用排水機場

- 1) 用排水機場の評価基準
- 2) 建屋・十木構造物の評価基準
- 3) 各施設共通の評価基準

(4) コンクリートダム、ため池・アースダムの評価基準

- 1) ため池・アースダムの評価基準
- 2) コンクリートダムの評価基準
- 3) 各施設共通の評価基準

(5) 各施設共通

- 1) 鉄筋コンクリート構造物の評価基準
- 2) 無筋コンクリート構造物の評価基準
- 3) 電気設備の評価基準
- 4) ゲートの評価基準
- 5) 塗装塗膜劣化の評価基準
- 6) 水管理制御設備の評価基準
- 7) ディーゼル機関の評価基準
- 8) 除塵機の評価基準

(6) その他留意事項

施設の状態を評価するにあたって、次の事項についても勘案する。

- ① 施設築造からの経過年数
- ② 漏水、事故歴
- ③ 補修履歴
- ④ 点検整備計画 (定期点検か)
- ⑤ ポンプ等のメーカー及び電気主任技術者の改善指示
- ⑥ 補修材の有無(保管期間内か)
- ⑦ 事故による影響度(農業、農業以外)
- ⑧ ポンプ等製造メーカーの点検記録

4. 各評価区分ごとの評価点と整備補修の緊急度の関係

ダム、ため池、頭首工、水路等の工種について、各部位ごとに「評価基準」に従い施設の評価を行うこととするが、この「評価基準」に定めのない施設または部位を評価する場合は、本評価基準に準じて適宜評価を行うものとする。また、評価点に応じて緊急度を以下の4段階に区分するものとする。

(評価点と緊急度の関係)

評価点	緊急度	左の内容
6	緊急度重大(k1)	機能低下が著しく、早急に整備補修を要するもの
4	緊急度 大(k2)	機能低下が見られ、整備補修の検討を要するもの
2	緊急度 中(k3)	経年的な機能低下傾向にあり、計画的な整備補修の検討を要するもの
0	緊急度 小(k4)	運用上支障はないが機能低下の兆候も出てきており、経過の観察を 要するもの

Ⅱ. 各施設の評価基準

1. 水路

(1) 開水路 (フルーム水路) の評価基準

区分		評価基準	k4	k3	k2	k1
			0点	2点	4点	6点
	1	最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2~1.0mm	1.0mm以上	k2に該当するも のが全体的
	2	ひび割れ規模	_	-	0.2mm以上のひ び割れ密度が 50cm/㎡以上	k2に該当する ものが全体的
	3	ひび割れからの付随物、漏水	なし	1	錆汁、滲出 し、漏水跡、 滴水	流水、噴水
水路	4	コンクリートの浮き、剥離・剥落、欠損	なし	局所的	部分的	全体的
本体	(5)	コンクリートの摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	_
	6	コンクリートの圧縮強度	21N/mm以上	$21\sim15\mathrm{N/mm}^2$	15N/mmi未満	_
	7	目地の開き、段差、破損	なし	局所的	部分的	全体的
	8	鉄筋の露出	なし	局所的	部分的	全体的
	9	水路の変形、歪み、沈下、浮き上り、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
	10	凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
	(11)	土砂の堆積	なし	局所的	_	堆積により取水 に支障
周辺	1	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
地盤	2	法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的
	1	構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的
取水 分水	2	ゲートの損傷等	ゲートの評価基	準による		
施設	3	電気設備	電気設備の評価	基準による		
	4	除塵設備	除塵機の評価基準による			
安全 施設	1	フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的
	1	施設築造からの経過年数	_	_	40年以上	_
事故 歴等	2	漏水、事故歷	なし	_	_	あり
	3	事故による影響(農業、農業以外)	なし	_	-	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的と は全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(2) その他水路(矢板水路、柵渠水路)の評価基準

区分		k4	k3	k2	k1	
区刀	計	0点	2点	4点	6点	
	鋼矢板の腐食	表面的	剥離あり	開孔あり	-	
	柵渠の折れ・はずれ コンクリート矢板の折れ・破損	なし	局所的	部分的	全体的	
	矢板、柵渠の沈下またはズレ	なし	5cm未満	5cm以上、変位 が部分的	5cm以上、変位 が全体的	
水路	矢板、柵渠の傾き、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的	
本体	切梁、腹起こしのはずれ、損傷	なし	局所的	部分的	全体的	
	側壁からの漏水・湧水、土砂の吸出し	なし	局所的	部分的	全体的	
-	水路底面の侵食・洗掘、矢板の露出	なし	局所的	部分的	全体的	
	土砂の堆積	なし	局所的	-	堆積により取水 に支障	
	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的	
周辺	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的	
地盤	法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的	
	構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的	
取水 分水	ゲートの損傷等	ゲートの評価基準による				
施設	電気設備	電気設備の評価基準による				
	除塵設備	除塵機の評価基準による				
安全 施設	フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的	
	施設築造からの経過年数	-	-	30年以上	-	
事故	漏水、事故歴	なし	-		あり	
压力	事故による影響(農業、農業以外)	なし	-	-	あり	

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは 全体の50%以上を示す。

(3)その他水路(石積み、プロック水路)の評価基準

区分	評価基準	k4	k3	k2	k1	
区刀	計	0点	2点	4点	6点	
	ブロックのズレ・緩み・崩落	なし	局所的	部分的	全体的	
	ブロックの滑動・転倒(傾斜)・はらみ	なし	局所的	部分的	全体的	
	側壁からの漏水・湧水、土砂の吸出し	なし	局所的	部分的	全体的	
水路	不同沈下、背面空洞化	なし	局所的	部分的	全体的	
本体	水路底面の侵食・洗掘	なし	局所的	部分的	全体的	
	土砂の堆積	なし	局所的	-	堆積により取水 に支障	
	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的	
周辺	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的	
地盤	法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的	
	構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的	
取水	ゲートの損傷等	ゲートの評価基準による				
分水施設	電気設備	電気設備の評価基準による				
	除塵設備	除塵機の評価基	準による			
安全 施設	フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的	
	施設築造からの経過年数	-	-	30年以上	-	
事故歴等	漏水、事故歴	なし	-	-	あり	
证立	事故による影響(農業、農業以外)	なし	-	-	あり	

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(4)その他水路(ライニング水路)の評価基準

区分	☆/無甘淮	k4	k3	k2	k1	
区方	評価基準	0点	2点	4点	6点	
	コンクリート部材のひび割れ、剥離、損傷	なし	局所的	部分的	全体的	
	法面の沈下・変形	なし	局所的	部分的	-	
	コンクリートライニングの割れ、剥がれ、パネ ルのズレ・緩み・欠損	なし	局所的	部分的	全体的	
水路 本体	漏水·湧水	なし	-	漏水痕、滲出 し、滴水	流水、噴水	
	水路底面の浮き上がり	なし	局所的	部分的	全体的	
	土砂の堆積	なし	局所的	-	堆積により取水 に支障	
	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的	
周辺	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的	
地盤	法崩れ、盛土カ所の沈下	なし	局所的	部分的	全体的	
	構造物の沈下、亀裂・損傷	なし	局所的	部分的	全体的	
取水 分水	ゲートの損傷等	ゲートの評価基準による				
施設	電気設備	電気設備の評価基準による				
	除塵設備	除塵機の評価基準による				
安全施設	フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的	
	施設築造からの経過年数	-	-	40年以上	-	
事故	漏水、事故歴	なし	-	-	あり	
1112.43	事故による影響(農業、農業以外)	なし	-	-	あり	

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは 全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(5) 管水路(パイプライン)の評価基準

区分	評価基準		k4	k3	k2	k1	
<u></u>		计侧塞中	0点	2点	4点	6点	
管体	1	漏水、漏水痕(管上地盤)	なし	_	漏水痕がある	滲出しがある	
埋設部	2	管上地盤のひび割れ、陥没	なし	局所的	部分的	_	
	1	管本体のたわみ、変形、損傷	なし	_	損傷がある	_	
管 体	2	管本体からの漏水	なし	_	_	漏水がある	
露出部	3	管継ぎ手の離脱、損傷	なし	_	損傷がある	離脱している	
	4	管継ぎ手からの漏水	なし	_	_	漏水がある	
	1	損傷、摩耗	なし	錆がある	損傷がある	_	
弁類	2	異常音、振動	なし	_	異常な振動が ある	_	
	3	接合部からの漏水	なし	_	_	漏水がある	
計器類	1	圧力計、流量計	規定の圧力 (流量)	_	_	動作、表示が 異常である	
	1	調整水槽のひび割れ、亀裂	なし	局所的	部分的	全体的	
調整	2	調整水槽の漏水	なし	_	_	漏水がある	
水槽等	3	フロートデスクバルブの動作	正常	動作がにぶい	_	作動しない	
	4	フェンス等防護柵の欠損	なし	局所的	部分的	全体的	
コンクリート	1	鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリ	ート構造物の評	「価基準」による	5	
構造物	2	無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリート構造物の評価基準」による				
	1	施設築造からの経過年数		_	40年以上		
事故 歴等	2	漏水、事故歴	なし	_	_	あり	
	3	事故による影響(農業、農業以外)	なし			あり	

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とする仕切弁、外蓋等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

2. 頭首工(樋(水) 門含む)の評価基準

区公		評価基準	k4	k3	k2	k1		
区分		計価基準	0点	2点	4点	6点		
護床工	1	ブロックの沈下、流出	なし	沈下些少	一部流出あり	流出により洗 掘の恐れあり		
设/八二	2	下流河床の洗掘	なし	局所的	部分的	全体的		
	1	網場、スクリーンの変形、腐食	なし	局所的	部分的	全体的		
取入口	2	土砂の堆積	なし	局所的	_	堆積により取水 に支障		
護岸工	1	ブロック等の張出し、抜落ち	なし	局所的	部分的	全体的		
	1	管理棟の変形、損傷	なし	局所的	部分的	全体的		
	2	通信・電気設備の表示、作動	異常なし	_	_	動作、表示が 異常である		
管理施設	3	観測施設(水位計、流量計)の表示、作動	異常なし	_	_	動作、表示が 異常である		
	4	階段エコンクリート等の破損	なし	局所的	部分的	全体的		
	5	防護柵等の腐食、破損	なし	局所的	部分的	全体的		
コンクリート	1	鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリ	ート構造物の評	価基準」による			
構造物	2	無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリ	ート構造物の評	価基準」による			
ゲート	1	扉体、戸当りの損傷等	「は、」の証無	甘栄」ルトフ				
設備	2	開閉装置の異常等	- 「ゲートの評価基準」による					
電気設備	1	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価基準」による					
	1	施設築造からの経過年数	_	_	40年以上	_		
事故歴等	2	漏水、事故歴	なし	_	_	あり		
	3	事故による影響(農業、農業以外)	なし	_	_	あり		

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

3. 用排水機場

(1) 用排水機場の評価基準(1/2)

区		· 一	k4	k3	k2	k1
分		評 価 基 準	0点	2点	4点	6点
	1	ケーシング(外観)	錆、損傷、塗装 の剥がれなし	錆、塗装の剥が れあり	損傷がある	_
<u> </u>	2	主軸、羽根車等(回転体)	手動で軽く回転 する	_	手動で円滑に回 転しない	_
主	3	軸受振動(CP側、反CP 側)	軽微	_		通常より異常な 振動
	4	軸受温度(CP側、反CP 側)	周囲温度+40度以 下	_	_	周囲温度+40度を 超える
ポ	5	圧力計、流量計	規定の圧力(流 量)である	_	-	動作、表示が異常である
	6	グランド部(運転中)	少量の封水が外 に出ている	封水が外に出て いない	高温になってい る	煙が出ている
ン	7	満水時間	通常時間で満水 となる	通常より時間が かかる	通常より大幅に 時間がかかる	_
	8	運転音	異常音なし	_	-	キャヒ [・] テーションの発生 等危険な異常音 がある
プ	9	揚水量の低下	低下はなし	低下はあるが用 水に支障は無い	-	低下により用水 に支障が出てい る
	10	水漏れ、油漏れ	なし	水 (油) 漏れ跡 がある	П	異常な水(油) 漏れがある
	1	ケーシング・固定子(外観)	錆、損傷、塗装 の剥がれなし	塗装の剥がれ、 錆発生あり	温度上昇限度以 上である	絶縁抵抗が1MΩ 以下である
電	2	軸受振動(CP側、反CP 側)	軽微	_	ı	通常より異常な 振動
動	3	軸受温度(CP側、反CP 側)	周囲温度+40度以 下	_	ı	周囲温度+40度を 超える
機	4	運転音	異常音なし	_	Ι	異常音や焦げ臭 い臭気がする
	(5)	電圧計・電流計の作動及び表 示	規定の電圧(電 流)である	_	_	動作、表示が異 常である
	1)	ストレーナー	錆、損傷、塗装 の剥がれなし	錆、塗装の剥が れあり	作動不良がある	著しい損傷がある
補	2	給・封水ポンプ	軽く回転	_	回転が重い	_
	3	真空ポンプ	軽く回転	_	回転が重い	_
機	4	場内排水ポンプ	異常なし	腐食がある	排水能力が低 下している	自動運転がで きない状態
	⑤	圧力タンク	塗膜の劣化、漏 れがない	塗膜の劣化があ る	全体に腐食があ る	漏れがある

(1) 用排水機場の評価基準(2/2)

		Λ	D	C	D
	評 価 基 準	A 0点	B 2点	4点	D 6点
1)	吸気用弁(電磁・電動) 注水用弁(電磁・電動)	漏れ、錆、腐 食、作動に支障 がない	錆がある	異常音がある	漏れがある、作 動に支障がある
	吐出弁(仕切弁・蝶形弁、コントローラー)	漏れ、錆、腐 食、作動に支障 がない	錆がある	異常音がある	漏れがある、作 動に支障がある
3	逆止弁	漏れ、錆、腐 食、作動に支障 がない	錆がある	異常音がある	漏れがある、作 動に支障がある
1	主配管(給水管・吐出管)	錆、腐食、漏水 がない	錆がある	全体に腐食がある	穴等の損傷、漏 水がある
2	小配管(真空・封水)	錆、腐食、漏水 がない	錆がある	全体に腐食がある	穴等の損傷、漏 水がある
1	軸受振動(入力側、出力側)	軽微	1	-	通常より異常な 振動
2	運転音	異常音なし	-	_	異常音や焦げ臭 い臭気がする
3	油漏れ	なし	油漏れ跡がある	-	異常な油漏れ がある
(1)	土砂の堆積	なし	局所的	_	堆積により取水 に支障
1	屋根,外壁	「建屋・土木構造物	物の評価基準」に.	よる	
1	扉体、戸当りの損傷等	「ゲニトの証価甘	※ エルトス		
2	開閉装置の異常等	「クートの計画を	中」による		
1	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価	i基準」による		
1	新設又は前回オーバーホールからの 運転時間	_	_	10,000~ 20,000時間	20,000時間 以上
2	漏水、事故歴	なし	_	_	あり
3	点検整備計画	_	_	定期的	_
4	交換部品の有無	あり	_	_	なし
5	ポンプ等メーカーの改善指示	なし		放置すると運転 不可の恐れあり	早急に改善すること
6	事故による影響(農業、農業 以外)	なし		_	あり
	(1) (2) (3) (3) (4) (5) (5)		● の点 ② 吹気用弁 (電磁・電動)		評価 基準

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(2) 建屋・土木構造物の評価基準

区		評価基準	k4	k3	k2	k1
分		正 侧 圣 中	0点	2点	4点	6点
	1	最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2~1.0mm	1.0mm以上	k2に該当する ものが全体的
	2	ひび割れ規模	_	_	0.2mm以上の ひび割れ密度 が50cm/㎡以 上	k2に該当する ものが全体的
土木	3	ひび割れからの付随物、漏水	なし	I	ひび割れから の錆汁、漏水 の滲だしあり	の錆汁、流
構	4	コンクリートの浮き、剥離・剥落	なし	局所的	部分的	全体的
造	(5)	摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	_
物	6	圧縮強度	21N/mm以上	$21\sim15\mathrm{N/mm}^2$	15N/m㎡未満	_
190	7	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
	8	鉄筋の露出	なし	局所的	部分的	全体的
	9	構造物の変形、歪み、沈下、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
	10	コンクリートの欠損	なし	局所的	部分的	全体的
	11)	凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
	12	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
	1	建屋の柱・梁(RC構造)のひび割れ	なし	1	多数のひび割 れがある	構造ひび割れ がある
	2	外壁、内壁、屋根の防水材の捲り・剥離	なし	局所的	部分的	全体的
建	3	外壁、内壁、屋根の防水材からの漏水	なし	_	漏水跡、滲出 し、滴水	_
屋	4	外壁、内壁、屋根の目地の開き	なし	局所的	部分的	全体的
	5	外壁、内壁、屋根の目地からの漏水	なし		漏水跡、滲出 し、滴水	
	6	出入口ドア、シャッターの開閉、破損	異常なし	_	損傷がある	_

注)局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

4. ため池・アースダム、コンクリートダムの評価基準

(1) ため池・アースダムの評価基準

	77 fr ++ 344		k4	k3	k2	k1
区分		評価基準	0点	2点	4点	6点
	1	上流法面の洗掘・浸食	なし	局所的	部分的	全体的
	2	下流法面の亀裂、崩落	なし	局所的	部分的	全体的
堤 体	3	法面保護工の崩落、不陸	なし	局所的	部分的	全体的
池敷	4	堤体天端の沈下	なし	沈下はあるが 安定している	_	著しい沈下で 貯水に影響
	(5)	漏水	なし	水漏れがある が些少	60%/min/100m に近い漏水	60%/min/100m 以上の漏水
	6	土砂の堆積	なし	局所的	_	堆積により貯水・ 取水に支障
取 水	1	取水塔・斜樋の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
施設	2	底樋栓の損傷、変形、漏水	なし	_	損傷あり	漏水がある
	1	余水吐越流部の破損	なし	局所的	部分的	全体的
余水吐	2	余水吐放流部の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
放流設備	3	放流バルブの損傷、変形	なし	_	損傷あり	_
	4	放流警報装置の作動	異常なし	_	_	作動しない
	1	管理棟の変形、損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	2	通信設備の表示、作動	異常なし	_	_	動作、表示が 異常である
管理施設	3	観測施設(水位計、流量計)の表示、作動	異常なし	_	_	動作、表示が 異常である
	4	階段エコンクリート等の破損	なし	局所的	部分的	全体的
	(5)	防護柵等の腐食、破損	なし	局所的	部分的	全体的
コンクリート	1	鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリ	ート構造物の評値	西基準」による	
構造物	2	無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリ	ート構造物の評値	西基準」による	
ゲート	1	扉体、戸当りの損傷等	「ゲートの評価	11淮」たとる		
設備	2	開閉装置の異常等	・ク・・ドツ計៕	巫牛」による		
電気設備	1	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評	価基準」による		
	1	施設築造からの経過年数		_	80年以上	_
事故歴等	2	漏水、事故歴	なし	_	_	あり
	3	事故による影響(農業、農業以外)	なし			あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、 全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とするゲート等の鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(2)コンクリートダムの評価基準

区分	評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
), #L T = 0	堤体周辺法面の亀裂、崩落	なし	月	部分的	全体的
池敷及び _ 堤体周辺	土砂の堆積	なし	局所的	-	堆積により貯 水・取水に支障
取水	取水塔、スクリーンの損傷	なし	局所的	部分的	全体的
施設	導水管の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
	取付水路の損傷	なし	局所的	部分的	全体的
洪 水 吐 放流設備	放流バルブの損傷・変形	なし	-	損傷あり	-
	放流警報装置の作動	異常なし	-	-	作動しない
	操作、観測施設(水位計、流量計)の 表示、作動	異常なし	-	-	動作、表示が 異常である
	制御処理設備表示、作動	異常なし	-	-	動作、表示が 異常である
操作設備 管理設備	通信設備の表示、作動	異常なし	-	-	動作、表示が 異常である
	防護柵等の腐食、破損	なし	局所的	部分的	全体的
	流木防止ネットの損傷	なし	局所的	部分的	-
コンクリート	鉄筋コンクリートの欠損等	「鉄筋コンクリ	ート構造物の評価	画基準」による	
構造物	無筋コンクリートの欠損等	「無筋コンクリ	ート構造物の評価	画基準」による	
ゲート	扉体、戸当りの損傷等	「兌」の部件	甘油・トラ		
設備	開閉装置の異常等	「ゲートの評価 [。] 	幸年」による		
電気設備	動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評	価基準」による		
	施設築造からの経過年数	-	-	80年以上	-
事故歴等	漏水、事故歴	なし	-	-	あり
	事故による影響(農業、農業以外)	なし	-	-	あり

注1) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、 全体的とは全体の50%以上を示す。

注2) 塗装、塗替えを必要とする鋼材設備の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

5. ゲートの評価基準

(1)油圧式ゲートの評価基準

	<u> </u>	旧圧式グートの評価基準				
区		評 価 基 準	k4	k3	k2	k1
分		叶 ៕	0点	2点	4点	6点
	1	扉体全体 (外観)	異常なし	錆、塗装の剥が れあり	損傷がある	異常な変形がある
屝	2	扉体全体(操作中の振動及び 異常音)	異常音なし	_	_	異常音あり
体	3	水密ゴム	異常なし	押え金具に異常あり	ゴムが劣化	水漏れがある
	4	戸当り (外観)	異常なし	錆がある	溶接のわれ、損 傷がある	_
油圧	1	油圧シリンダー(外観)	異常なし	錆がある	損傷がある	油漏れ、作動に 支障がある
ý IJ	2	ラム	損傷はない	_	損傷がある	_
グダー	3	配管(形状、油漏れ)	異常なし	錆がある	_	全体に腐食がある 油漏れがある
	1	ユニット配管	異常なし	錆がある	_	全体に腐食がある 油漏れがある
油圧	2	圧力計 開度計	計器指示が正常	計器指示不良	_	_
ユニッ	3	制御バルブ	操作に支障はない	_	_	開閉操作が支障 がある
+	4	油圧ポンプ 手動ポンプ	異常なし	錆、塗装の剥が れあり	損傷がある	油漏れ、作動に 支障がある
	5	エンジンモーター	異常音なし	_	_	異常音あり
起伏堰		自動倒伏装置	異常なし	_	損傷がある	正常に作動しない
安施	全設	転落防護柵等	腐食、破損なし	錆がある	_	腐食、破損がある
電設		動力盤、機側操作盤等	「電気設備の評価	i基準」による		
注) コンカリー 1 排出物の証何は 「健療コンカリー 1 排出物ので無効 コンカリー 1 排出物の証何						[#\\#\d] = == fr

注) コンクリート構造物の評価は、「鉄筋コンクリート構造物及び無筋コンクリート構造物の評価 基準」による。

(2) 鋼製ゲートの評価基準

区分		評 価	基	準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
	1	扉体全体	(外観)		異常なし	錆、塗装の剥が れあり	損傷がある	異常な変形があ る
扉	2	扉体全体	(片吊り)		正常である	_	片吊りがある	_
	3	水密ゴム			異常なし	押え金具に異常あり	ゴムが劣化	水漏れがある
体	4	摺動板、カ	ガイド金物	、水密板	摩耗、損傷はない	_	損傷がある	_
	5	戸当り(タ	卜観)		異常なし	錆がある	溶接のわれ、損 傷がある	_
開	1	捲上機(タ	卜観)		異常なし	錆、塗装の剥が れあり	損傷がある	_
閉装置	2	捲上機(作	作動状況)		異常なし	グリースの硬化 油漏れがある	円滑に作動しな い	_
追.	3	ワイヤロー ラック棒	ープ、スピ	゚ンドル、	異常なし	錆がある	損傷がある	_
安施	全 設	転落防護棚			腐食、破損なし	錆がある	_	腐食、破損がある
電気 設備 動力盤、機側操作盤等 「電気設備の評価基準」による								

注) コンクリート構造物の評価は、「鉄筋コンクリート構造物及び無筋コンクリート構造物の評価基準」 による。

(3) ゴム引布製起伏堰の評価基準

_ (•	(3) コム引布製起伏堰の評価基準						
X		評 価 基 準	k4	k3	k2	k1	
分		计 顺 苯 毕	0点	2点	4点	6点	
	1	外観	摩耗、傷、割 れ、剥がれなし	一部摩耗、剥が れがある	傷、割れがある	内部基布の露出 がある	
袋	2	ふくれ	空気漏れはない	_	_	空気漏れがある	
体	3	起立時間	所定時間内に起 立完了する	_	所定時間内に起 立完了ができな い	_	
	4	取付金具	異常なし	_	変形、損傷、脱 落がある	_	
配	1	ゴム継ぎ手	異常なし	_	劣化及び損傷が ある	_	
管施	2	支持金具等	異常なし	ボルト、ナット 等の緩みあり	_	_	
設	3	配管(気密性)	異常なし	_	空気漏れがある	_	
	1	コンプレッサー	異常なし	_	損傷がある	正常に作動しな い	
給	2	動力機器	異常なし	_	損傷がある	正常に作動しない	
気装	3	排気管	異常なし	_	損傷がある	損傷及び排気漏 れがある	
置	4	支持部、固定部	異常なし	多少ぐらつきが ある	損傷がある	_	
	5	安全カバー	変形、損傷はない	_	損傷がある	_	
	自	動倒伏装置	異常なし	_	損傷がある	正常に作動しない	
安施	全 設	転落防護柵等	腐食、破損なし	錆がある	_	腐食、破損がある	
電気 動力盤、機側操作盤等 「電気設備の評価基準」による							

注) コンクリート構造物の評価は、「鉄筋コンクリート構造物及び無筋コンクリート構造物の評価基準」による。

6. 各施設共通

(1) 鉄筋コンクリート構造物の評価基準

	評価基準	k4	k3	k2	k1
	可 脚坐牛	0点	2点	4点	6点
1	最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2~1.0mm	1.0mm以上	k2に該当するも のが全体的
2	ひび割れ規模	_	-	0.2mm以上のひ び割れ密度が 50cm/㎡以上	k2に該当する ものが全体的
3	ひび割れからの付随物、漏水	なし	_	錆汁、滲出 し、漏水跡、 滴水	流水、噴水
4	コンクリートの浮き、剥離・剥落	なし	局所的	部分的	全体的
(5)	摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	_
6	圧縮強度	21N/mm以上	21~15N/mm²	15N/m㎡未満	_
7	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
8	鉄筋の露出	なし	局所的	部分的	全体的
9	構造物の変形、歪み、沈下、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
10	コンクリートの欠損	なし	局所的	部分的	全体的
11)	凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
12	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的

注)局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

(2) 無筋コンクリート構造物の評価基準

	評価基準	k4	k3	k2	k1
	叶	0点	2点	4点	6点
1	最大ひび割れ幅	0.2mm未満	0.2~5.0mm	5.0mm以上	k2に該当するも のが全体的
2	ひび割れ規模	_	-	0.2mm以上のひ び割れ密度が 50cm/㎡以上	k2に該当する ものが全体的
3	ひび割れからの付随物、漏水	なし	-	ひび割れから の錆汁、漏水 の滲だし有り	ひび割れから の錆汁、流 水、噴水有り
4	コンクリートの浮き、剥離・剥落	なし	局所的	部分的	全体的
(5)	摩耗・すりへり	細骨材露出	粗骨材露出	粗骨材剥落	_
6	圧縮強度	18N/mm以上	18∼12N/mm²	12N/m㎡未満	_
7	目地の開き、段差	なし	局所的	部分的	全体的
8	構造物の変形、歪み、沈下、蛇行	なし	局所的	部分的	全体的
9	コンクリートの欠損	なし	局所的	部分的	全体的
10	凍害の有無	なし	局所的	部分的	全体的
11)	背面土の空洞化、周辺地盤の陥没・ひび割れ	なし	局所的	部分的	全体的
12	基礎の滑り、壁面のせり出し、傾斜変形	なし	局所的	部分的	全体的

注) 局所的とは、全体の10%未満で施設の当該変状が生じている状態。部分的とは全体の10%~50%未満を示し、全体的とは全体の50%以上を示す。

(3)電気設備の評価基準

· · / ·					
区分	評価基準	k4	k3	k2	k1
		0点	2点	4点	6点
⊒!\\ ÷п/#	開閉器の変形・損傷、更新からの経過 年数	-	-	変形・損傷あり	塩害地域10年経過 その他 15年経過
引込設備	架空線のたるみ、断線	-	-	たるみが大きい	断線の恐れあり
	引込ケーブルの損傷	なし	-	ケーブルの劣化	断線の恐れあり
	盤内部の異音、異臭	なし	-	異音、異臭あり	-
引込受電盤	絶縁抵抗	低圧500Vメガーで 1M 以上 3kV級1000Vメガー で3M 以上	-	-	低圧500Vメガーで 1M 未満 3kV級1000Vメガー で3M 未満
又电血		6kV級1000Vメガー で6M 以上			6kV級1000Vメガ- で6M 未満
	盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	-	-
	盤内部の異音、異臭	なし	-	異音、異臭あり	-
		低圧500Vメガーで 1M 以上			低圧500Vメガーで 1M 未満
変圧器盤	絶縁抵抗	3kV級1000Vメガー で3M 以上	-	-	3kV級1000Vメガ- で3M 未満
交工品盖		6kV級1000Vメガー で6M 以上			6kV級1000Vメガ- で6M 未満
	盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	-	-
	油漏れ	なし	-	-	あり
	盤内部の異音、異臭	なし	-	異音、異臭あり	-
高圧盤		低圧500Vメガーで 1M 以上			低圧500Vメガーで 1M 未満
低圧·	絶縁抵抗	3kV級1000Vメガー で3M 以上	-	-	3kV級1000Vメガ- で3M 未満
動力盤		6kV級1000Vメガー で6M 以上			6kV級1000Vメガ- で6M 未満
	盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	-	-
	盤内部の異音、異臭	なし	-	異音、異臭あり	-
	絶縁抵抗	1M 以上	-		1M 未満
機 側 操作盤	盤面指示計、表示ランプの破損、指示	異常なし	異常あり	-	-
	配線・接地線の損傷、接続部の緩み	なし	緩みがある	配線が損傷	-
	盤内灯の損傷	なし	点灯不能	-	-
	施設築造からの経過年数	-	-	20年以上	-
事故歴等	事故歴	なし	-	-	あり
	電気主任技術者の改善指示	なし	-	-	あり

注1) 塗装、塗替えを必要とする施設外観の評価は、「塗装塗膜劣化の評価基準」による。

(4) 塗装塗膜劣化の評価基準

評価		発 生 状 況						
6千7川 	劣化の程度 評価基準							
k4 0点	錆は些少	塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が5%以下、及びふくれ、われ、はがれが0~30% 度発生したもの(点錆がほんの少し点在している状態)						
k3 2点	錆がある	旧塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が概ね5~15%、及びふくれ、われ、はがれが5~30%程度発生したもの(点錆が少し点在している状態)						
k2 4点	錆がかなりある	旧塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が概ね15~30%、及びふくれ、われ、はがれが30%以上発生したもの(点錆がかなり点在している状態)						
k1 6点	錆が著しい	旧塗膜の劣化程度は全面積に対し錆が30%以上及び、ふくれ、われ、はがれが30%以 上発生						

(5) 水管理制御設備の評価基準

区 分		評 価 基 準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
全般	1	各装置(外観)	異常なし	錆、塗装の剥 がれあり	損傷がある	-
	1	操作卓	異常なし	_	_	作動に異常がある
監視制	2	監視盤	異常なし	指示が異常で ある	_	_
御系	3	警報表示盤	異常なし	_	_	作動に異常が ある
	4	ITV · CCTV	異常なし	表示画像に異 常がある	_	作動に異常が ある
	1	TM、TM・TC装置(親局、子・孫局)	異常なし	_	_	作動に異常が ある
情報伝	2	入出力中継装置	異常なし	_	_	作動に異常が ある
送系	3	無線装置	異常なし	_	_	作動に異常が ある
	4	避雷器	異常なし	_	損傷がある	_
	1	データ処理装置	異常なし	_	_	作動に異常が ある
情報処	2	補助記憶装置	異常なし	_	_	作動に異常が ある
理系	3	入出力制御装置	異常なし	_	_	作動に異常が ある
	4	コンソール入出力装置	異常なし	_	_	作動に異常が ある
	1	水位計、流量計、開度計	異常なし	_	_	動作、表示が 異常である
現場系	2	雨(雪)量計	異常なし	_	_	作動に異常が ある
	3	設定値制御装置等	異常なし	_	_	作動に異常が ある
伝送回 線系	1	架空・埋設線	異常なし	_	_	損傷がある
	1	太陽電池	異常なし	_	発生電力に異 常がある	_
	2	UPS、ミ=UPS	異常なし	_	_	作動に異常が ある
電源系	3	耐雷トランス	異常なし	_	損傷がある	_
	4	直流電源装置	異常なし	_	_	作動に異常が ある
	(5)	分電盤	異常なし	_	損傷がある	_
	1	施設築造からの経過年数	_	_	20年以上	_
事 故 歴 等	2	予備品の有無	あり	_	なし	_
	3	事故歴	なし	_	_	あり

(6)ディーゼル機関の評価基準

区分		評価基準	k4 0点	k3 2点	k2 4点	k1 6点
エンジン本体	1	振動、音	異常なし	_	_	運転中、異常な振動、音がある
	2	計器類	異常なし	_	_	動作、表示が異常である
	3	各部のボルト・ナット	異常なし	緩み、脱落がある	_	-
	4	ターニングの重さ	異常なし	_	手動で円滑に廻らな い	_
	(5)	本体	異常なし	_	_	油漏れ、異常な振動ある
	6	潤滑油・燃料油配管	異常なし	錆がある	全体に腐食がある	油漏れ、異常な振動ある
	7	冷却水配管	異常なし	錆がある	全体に腐食がある	水漏れ、異常な振動 がある
潤滑油系統	1	給油圧力・温度(計器)	異常なし	-	通常値に比べ大幅な 変化がある	-
	2	潤滑油ポンプ	異常なし	錆がある	運転中に異常音がある	-
	3	ウイングポンプ	正常に送油(0.05M pa以上)	錆がある	-	正常に送油できない
	4	クランク室オイルパン	油量が許容範囲内	-	油量が許容範囲を超 える	-
	5	ろ過器	異常なし	汚れがある	目詰まり、水分の混 入がある	-
燃料油系統	1	噴射ポンプ	異常なし	錆がある	駆動軸継手の弛みが ある	-
	2	燃料加速軸	軸受リンク装置が軽 く作動する	-	_	軸受リンク装置が作 動しない
	3	ろ過器	異常なし	汚れがある	目詰まり、水分の混 入がある	_
冷却・ 空気系 統	1	冷却水ポンプ圧力・温度	異常なし	_	通常値に比べ大幅な 変化がある	-
	2	ラジエーター	異常なし	-	ファンベルト等に異常がある	ファンベルト等に異 常があり、水漏もあ る
	3	冷却水槽水位	規定水位以上である	-	規定水位にならない	-
	4	空気槽・配管	異常なし	錆がある	水分、錆、ゴミ等が ある	-
	5	始動空気槽圧力(計器)	30kg/cm2程度の規定 値である	指示が異常である	_	-
電気系統	1	セルモーター(エアーセル含む)	異常なし	汚損がある	_	接触不良、摩耗がある
	2	セルモーター(作動状況)	回転音が良好である	1	ピニオン作動に異常 がある	_
	3	端子接続部の配線	異常なし	緩み、脱落がある	_	_
給排気 系統	1	過給器潤滑油量・振動・音	異常なし	_	_	油漏れ、異常な振 動、音がある
	2	弁腕	異常なし	_	著しい摩耗・損傷が ある	_
	3	吸気冷却器・消音器	異常なし	_	ドレンに水分、ス ケール等が混入して いる	_
	4	排気温度(計器)	標準値である	指示が異常である		-

(7) 除塵機の評価基準

区分			k4	k3	k2	k1
		評価基準	0点	2点	4点	6点
基礎	1	変形、摩耗	異常なし	摩耗がある	_	異常な変形が ある
	2	表面の欠損、剥落	異常なし	表面の欠損が ある	_	_
	3	ひび割れ	異常なし	ひび割れ些少	支障となるひ び割れがある	_
全般	1	塗装、変形	異常なし	錆がある	_	異常な変形が ある
	2	溶接割れ	異常なし	溶接割れがあ る	_	_
	3	清掃状況	異常なし	ひどい汚れが ある	主要部分に損 傷がある	_
駆動部	1	給油	正常な給油状 態である	_	油漏れがある	_
	2	弛み	異常なし	_	大幅なチェー ンの弛みがあ る	チェーンがが たつき、切断 の恐れがある
レーキ	1	変形	異常なし	_	_	異常な変形が ある
	2	異常音	異常なし	_	振動がある	振動、異音、 発熱がある
	1	ネット	異常なし	_	_	異常な変形が ある
ネット	2	ネット押さえ	異常なし	_	_	異常な変形が ある
	3	カバープレート	異常なし	_	_	異常な変形が ある
	4	洗浄ポンプ	正常に作動す る	_	_	正常に作動し ない
スク リーン	1	錆、変形	異常なし	_	_	異常な変形が ある
電動機	1	外観、異常音	異常なし	錆がある	_	異常あり
電気設備	1	外観、内部	異常なし	錆がある	_	錆、腐食が著 しい
	2	配線状態	異常なし	緩みがある	変色、損傷、 緩みがある	_
	3	盤面指示計、表示ランプの破損、指 示	異常なし	異常あり	_	_
管理施設	1	ベルトコンベアー	異常なし	錆がある	_	異常な変形が ある
	2	水位計等観測施設	正常に作動する	_	_	動作、表示が 異常である
	3	防護柵等安全施設	異常なし	錆がある	発錆、変形、 損傷がある	_